

令和4年12月 8日開会

令和4年12月16日閉会

(定例第10回)

田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

目 次

第1号（12月8日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
事務局出席職員職氏名	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
一般質問	6
5番 落合 祥二議員	6
2番 内山 昌晃議員	21
9番 國本 悦郎議員	38
10番 高月 義夫議員	54
7番 西本 篤史議員	71
8番 瀬石 公夫議員	82
4番 伊村 涉議員	99
11番 神田 栄治議員	109
議案第66号	120
議案第67号	120
議案第68号	121
議案第69号	121
議案第70号	121
議案第71号	121
議案第72号	121
議案第73号	121
散 会	125
署 名	126

第2号(12月16日)

議事日程	127
本日の会議に付した事件	128
出席議員	128
欠席議員	129
事務局出席職員職氏名	129
説明のため出席した者の職氏名	129
開　　会	130
会議録署名議員の指名	130
議案第66号	130
議案第67号	130
議案第68号	130
議案第69号	130
議案第70号	130
議案第71号	130
議案第72号	130
議案第73号	130
議案第74号	132
閉会中の継続調査について	135
議員派遣について	136
閉　　会	136
署　　名	137

田布施町告示第62号

令和4年第10回田布施町議会定例会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

令和4年11月25日

田布施町長 東 浩 二

1 期 日 令和4年12月8日

2 場 所 田布施町議会議事堂

○開会日に応招した議員

南 一成議員	内山 昌晃議員
河内 賀寿議員	伊村 涉議員
落合 祥二議員	谷村 善彦議員
西本 篤史議員	瀬石 公夫議員
國本 悦郎議員	高月 義夫議員
神田 栄治議員	松田規久夫議員

○12月16日に応招した議員

なし

○応招しなかった議員

なし

令和4年 第10回(定例)田布施町議会会議録(第1日)

令和4年12月8日(木曜日)

議事日程(第1号)

令和4年12月8日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 定期監査の報告
- 例月出納検査の報告
- 議員派遣
- 各常任委員会の調査報告
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 議案第66号
- 令和4年度田布施町一般会計補正予算(第7号)議定について
- 日程第6 議案第67号
- 令和4年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第3号)議定について
- 日程第7 議案第68号
- 令和4年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第3号)議定について
- 日程第8 議案第69号
- 田布施町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第9 議案第70号
- 田布施町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第10 議案第71号
- 田布施町職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第72号
- 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第 1 2 議案第 7 3 号

田布施町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

定期監査の報告

例月出納検査の報告

議員派遣

各常任委員会の調査報告

日程第 4 一般質問

日程第 5 議案第 6 6 号

令和 4 年度田布施町一般会計補正予算（第 7 号）議定について

日程第 6 議案第 6 7 号

令和 4 年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）議定について

日程第 7 議案第 6 8 号

令和 4 年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）議定について

日程第 8 議案第 6 9 号

田布施町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

日程第 9 議案第 7 0 号

田布施町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

日程第 1 0 議案第 7 1 号

田布施町職員の定年等に関する条例の一部改正について

日程第 1 1 議案第 7 2 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

田布施町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

出席議員（11名）

1番	南 一成議員	2番	内山 昌晃議員
4番	伊村 渉議員	5番	落合 祥二議員
6番	谷村 善彦議員	7番	西本 篤史議員
8番	瀬石 公夫議員	9番	國本 悦郎議員
10番	高月 義夫議員	11番	神田 栄治議員
12番	松田規久夫議員		

欠席議員（1名）

3番 河内 賀寿議員

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	増原 慎一君	書記	岩本 周平君
		書記	穂枝美乃里君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	山田 浩君
企画財政課長	森 清君	税 務 課 長	藤本 直樹君
経 済 課 長	山中 浩徳君	建 設 課 長	田中 和彦君

町民福祉課長	坂本 哲夫君	健康保険課長	吉村 明夫君
会計室長	江良 和美君	学校教育課長補佐	河本 昭君
社会教育課長	長谷 満晴君	総務課主幹	堀 昌子君
建設課技幹	吉藤 功治君	健康保険課主幹	西本 恵子君
社会教育課主幹	氏下 孝二君	学校教育課係長	山根 正行君
代表監査委員	常見 京平君		

午前9時00分開会

(ベル)

○議長（松田規久夫議員） ただいまから令和4年第10回田布施町議会定例会を開会します。これより本日の会議を開きます。

あらかじめ申し上げます。本日、河内賀寿議員より欠席届が提出されておりますので、報告します。会議規則第61条第4項の規定に基づき、河内議員の一般質問は行いません。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（松田規久夫議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、瀬石公夫議員、西本篤史議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（松田規久夫議員） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は12月16日までの9日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（松田規久夫議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日は、定期監査及び例月出納検査の結果報告のため、常見代表監査委員に出席を求めておりま

す。定期監査及び例月出納検査の報告を求めます。常見代表監査委員。

○代表監査委員（常見 京平君） 瀬石監査委員と私の2名で実施いたしました定期監査及び例月出納検査の結果について御報告申し上げます。

定期監査は10月5日から5日間にわたり行いました。その結果はお手元に配付しております報告書のとおりであります。

次に例月出納検査でございますが、令和4年9月、10月及び11月末の一般会計、特別会計、歳入歳出外現金、一時借入金及び基金の状況はお手元に配付しております報告書のとおりであります。

歳入実績表、収入書、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしました結果、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めましたので、御報告申し上げます。

以上であります。

○議長（松田規久夫議員） 次に議員派遣について報告いたします。

9月定例会以降の議員派遣は1件で、お手元に配付した文書のとおりです。常任委員会における調査の報告は2件で、お手元に配付した文書のとおりです。

また、地方自治法第121条の規定により、本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名は、お手元に配付の文書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 一般質問

○議長（松田規久夫議員） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。落合祥二議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） それでは、一般質問を行います。

質問方式は一問一答で、答弁はいずれも町長です。

質問事項の1として、地域公共交通計画作成の進捗状況についてです。

公共交通施策は、田布施町にとって極めて重要な課題だと認識しております。通告書の内容に入る前に、地域公共交通について少し触れさせていただきます。

国土交通省の所管の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律は、15年前の2007年（平成19年）に施行され、そして8年前の2014年（平成26年）と2年前の2020年（令和2年）に大きな改正がありました。特に2年前の改正では、第5条に規定されている「地域公共交通計画を作成することができる」から「作成するよう努めなければならない」と努力義務になりました

た。そうした中、計画制度と補助制度が連動化され、国の補助等を得るためには、令和6年度までに地域公共交通計画を作成しなければならなくなっています。

一方、地域公共交通とは何か、公共交通事業者等とは何か、その定義が同法の第2条に規定されています。地域公共交通とは「地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域に來訪する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関をいう」とあります。

そして、公共交通事業者等は田布施町に当てはめると次の3つが該当します。

1番として鉄道事業者。JR西日本が該当します。

2番として一般乗合旅客自動車運送事業者。バス会社、防長交通が該当します。

3、一般乗用旅客自動車運送事業者。タクシー会社、原田タクシーとか三和交通が該当します。

4番、自家用有償旅客運送者。

これはどんなものかといいますと、自家用有償旅客運送とは、自動車によって誰かをお金を頂いて有償で輸送する場合、道路運送法に基づく許可を受けることが基本です。

許可されて運行される車両は、事業用自動車の緑ナンバーとなり、自家用自動車の白ナンバーとは明確に区別されています。また、緑ナンバーの車両で誰かを輸送する運転者は、二種免許を取得しなければなりません。

しかし、自家用車を用いて有償で輸送する形態も存在しています。それが自家用旅客有償運送で、2006年、今から16年前の平成18年の道路運送法改正で制度化されました。

もう一つ、さっき言いました一つのうちのもう一つ、5番目として、一般旅客定期航路事業等というのがあります。これは馬島・佐合島航路が該当します。

それでは、通告書に沿って質問いたします。

地域公共交通は、自動車を使用しない住民、高齢者、障がい者、年少者等の交通弱者に対して、通勤、通学、買物、通院、金融機関、公共施設などの移動手段を提供し、日常生活を支えます。地域公共交通は、持続可能なまちづくり、人づくり、地域環境対応の手段です。

本町に当てはまる5つの公共交通事業者等をお出かけの足と呼ぶと、次の3点が大事です。1つ、お出かけの足がまともにならないところは、真っ先に人口が減少して滅びていくというふうに言われています。2点目、お出かけの足を地域自ら先導して、つくり守り育てるのは、今や当たり前という時代です。3番、お出かけの足づくりを地域みんなで進めることで地域が魅力的になる。

地域公共交通が充実している地域は、利便性が高く生活しやすい地域として人々に評価されます。田布施町民が生き生きと生活するため、そして住んでよかった、訪ねてよかった田布施町にするた

めには、地域公共交通はなくてはならないものなんです。

9月議会で「来年1月に地域公共交通会議及び法定協議会を立ち上げる予定として準備を進めている。計画策定は令和5年度に作成できるよう努める」との回答でした。

そこで、次の4点についてお尋ねします。

1つ、計画作成の進捗は予定どおりですか。どうでしょうか。

2番目、本町は、中央部に駅、役場、診療所、商業施設、金融機関等が集中しています。周辺部と中央部を結ぶ複数の予約制デマンド乗り合いタクシーの運行がよいと考えますが、どう思われますか。予約制デマンド乗り合いタクシーは、家まで迎えに行くバスとタクシーのいいところを兼ね備えたものです。路線バスだと、高齢者にとって停留所まで足を運ぶのが大変なんです。

3点目、隣接市町の病院に通院している町民は多いと思います。町の区域を超えた予約制デマンド乗り合いタクシーの運行がよいと考えますが、どう思われますか。

4点目、スクールバスを町民の交通手段として活用されることをどう思われますか。

以上、最初の質問を終わります。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

1点目の、計画の策定の進捗は予定どおりかということですが、9月の定例会でもお答えいたしましたように、令和5年1月に田布施町地域公共交通協議会を立ち上げ、令和6年3月には計画を策定いたしたいと考えております。

しかし、計画のボリュームもかなりなものもございますし、今、落合議員がおっしゃいましたような様々な新たなものを加えるとなると、単につくるということであればできるのかもわかりませんが、よりよいものとなると少しお時間がかかるかもしれません。

私としては予定どおり3月末までにと思っておりますが、その進捗状況によっては6年度にずれ込むことも予想されますが、できるだけスケジュールどおりに進めてまいりたいと思っておりますが、計画ができればよいということではございませんので、内容が大事でございますので、その辺は、進捗も御報告させていただく中でよりよいものをつくりたいというふうに考えております。

2点目の「田布施町は、中央部に駅、役場、診療所、買物の場所等が集中している。周辺部と中央部を結ぶ複数の予約制デマンドタクシーが必要と考えるが、どう思うか」ということですが、

現在、本町が行っております買物送迎サービスの運行については、地域を2系統に分け、曜日と時間を指定しており、1人の運転手で午前・午後の便で1日1往復で運行しているのが現状でござ

います。これは、当初から変更いたしました、できるだけ多くの方に乗っていただくということで、当初はこうではなかったんですが、見直しも行ってきております。

利用者の方にとって、複数のこうした運行があれば利用しやすいということは当然でございます。しかし、実施主体であります田布施町社会福祉協議会や、来年度立ち上げます田布施町地域公共交通協議会において、各種サービスの制度上の制約なども踏まえ、利用者のニーズに合った対策について具体的に丁寧検討してまいりたいと考えております。

3点目の「隣接市町の病院に通院している町民は多いと思うので、町の区域を超えた予約制デマンドタクシーの運行が必要と考えるが、どうか」ということでございます。

当然、必要だというふうに感じております。現在、実施しております買物送迎サービス事業は、交通空白地域を解消するため、地域公共交通確保維持改善事業として、交通弱者である高齢者が外出される手段として、公共交通機関である田布施駅や路線バスへの乗り継ぎを可能とする事業となっております。

議員御質問の広域的な運行につきましては、利用者からすれば、当然、乗換えもなくメリットは当然あると思います。そのためには、関係市町や、先ほど御説明がありました事業者がありますので、その辺で、エリアを超えた運行をどういうふうにすれば事業者に了解していただけるのか、具体的に提案もしながら考えていきたいというふうに思います。先ほど申し上げました、来年1月に新たに地域公共交通協議を立ち上げますので、その中で具体的に検討してまいりたいと考えております。

最後、4点目の、スクールバスを町民の交通手段として活用することをどう思うかということでございますが、当然、一つの方法だと思います。しかし、本来、児童・生徒のためのスクールバスでございますので、目的外利用において児童・生徒に不利益が生じてはなりませんので、教育委員会や各学校とも協議し、実態をよく調査する中で検討してまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 今、町長の答弁をお聞きして、予定どおり進んでいるということで安心もしているのですが、まずメンバーはどういうふうに予定されているのか、お聞きしたいなと思います。

○議長（松田規久夫議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） メンバーにつきましては、基本、本町には、田布施町有償運送運営協議会が今現在ございます。それを母体に今回の協議会を立ち上げるということで、当然、トップの

副町長を含め、各交通会社、バス、タクシー並びに住民代表等につきましては、社会福祉協議会、民生・児童委員、各地区から、いろいろと住民等でも考えるので、これは5年間の計画ということで、たびたび代わるというのはどうかというふうに思いましたので、麻郷、城南、西、東、麻里府の各公民館長にお願いしております。

それから、国、県、町の道路管理者、また県警、あと学識経験者につきましては、徳山高専高等学校の先生にお願いしております。あとは、それぞれ主な熊南事務組合等々で、全部で、要綱の中では25名以内の委員ということで、今回24名の委員を選定しております。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） いろいろ、今、委員の予定者を聞きまして、その中で十分論議をしていただいて、先ほど町長が言われたように、ただつくればいいだけではないので、十分、私の先ほど質問しました内容も含めて、いろいろ検討していただけたらと思います。

ちょっと考えてもらいたいことがあるんですけども、かつては田布施町と町の周辺を結ぶバス路線というのは、たくさんあったんですね。私の家の近くでいえば、田布施駅から竹尾のほうに行くバスもありましたし、田布施駅から光の鮎尾のほうに行くバスもありました。

竹尾から光の会社に行く方は、竹尾から岸田の交差点のところで降りられて、光のほうに行くバスに乗って行っておられたんですよ。ほかにもいろいろ人に聞くのに、田布施駅から米出のほうに向かうバスもあったし、熊毛南高校の前へ通って行くバスもあった。

今、高齢化がどんどん進んでいます。免許証を返納すればというのはあるんですけど、地域の中で免許証を返納すると、ますます不便になっていけないと。タクシーに乗ればいいんでしょうけど、タクシーもかなり金額がかかるということで、大変、不便をして免許証を返さない方が多いんですよ。

そういった実態があることもありますので、どのぐらい検討されて、今のデマンド、予約制のデマンド、乗り合いタクシーがどのくらいになるか。それか、乗り合いバスになるかもしれませんが、デマンド、そういうことも……。

一応、かつてはそうであったと。柳井市はちょっと特殊性があるからというふうに前回の一般質問で町長は言われましたけど、当然、特殊性がある面はあると思うんですけど、昔はそうであったと。そういう中で、車社会になって、町内でも多いところは家族1人1台車を持つようになって、そしてそういうバス路線が……。その頃は行政が支援するとかそういうのはありませんでしたから、そういった中で、バス路線が衰退して廃止になっていったという経緯があるわけでございます。

住民は、単独自治体だけで、目的、通院、通勤、通学等の全てを満たすことはできないんですよ

ね。特に専門的な医療機関への依存度は高いわけです。そういった点も、先ほどの広域的なという面も含めていろいろ考えていただきたいと思います。

今言った件について、執行部のほうの考えというんか、その辺についてどう思われるか、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（松田規久夫議員） 経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 今、議員のおっしゃるとおりだというふうに感じております。当然、今から計画をつくっていく段階の中で、課題が各町にもあると思います。

それぞれ各市町で抱える問題が違うにしろ、それぞれの方法、各市町に合った方法をつくっていかなければならないという中で、課題をしっかりと見つけ、それを今後、計画や施策にどのように持っていくかというのは、しっかり協議会の中で検討して図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 計画をつくる中で、いろいろ、町民が通院する場合にどういうふうなことで通院するのか、どういうふうな目的にどのように賄えるのかということのを頭の中で、当然、聞いてもらうことが一番いいんですが、イメージして考えていただきたいと思う。

ただ、計画をつくるということだけでなく、買物についてもそうですし、通勤・通学でもそうです。通勤も、ほとんど今はマイカーでしていらっしゃる人が多いですが、通学については、今、中学を卒業して高校に行くときには、かなり広域化、5%進学が今は全県的になっていて、通学もかなり、例えば、普通高校でいえば、柳井高校とか徳山高校に行かれるというように聞いておりますけども、どういうような形で行かれるのか。自転車を運転して田布施駅まで行って、そして預けて行かれるのか。そういうふうなこととか。

例えば、娯楽ですよ。例えば、旅行に行くとか、いろいろ町のイベントなんか、運動とか文化活動に携わる場合はどういうふうにしていらっしゃるのかということも、イメージなりいろんな方の意見も聞きながら一つの計画をつくっていくということが大事じゃないかなというふうに思っておりますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 当然、様々な老若男女の御意見は頂戴したいというふうに思っております。当然、高校生、また通学の方、通勤の方、また御高齢の方、それぞれ様々なアンケートを取りながら計画に反映してまいりたいというふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） もう一つ、先ほど言いましたデマンドというのは、基本的にはその家に行くわけですね。

実は、この11月の17日に田尻から柳井まで……。田尻というのは元周東町ですね。田尻から柳井の駅まで走っているバスに、経済課の職員の方にも声をかけまして一緒に乗って見たんです。そうしたら、一応、小行司の停留所というのは、その中には田布施町は1つしかないんですけど、それに乗れる方はその時間帯は誰もいらっしやいませんでした。

だから、その路線は必要ないと言うわけじゃないんですけど、田尻から乗られた方が3人おられて、それは柳高とか柳井商業高校に行かれるんです。そこのバス停までは親が車で連れてきておられました。3人全員かどうか分からないんですけど、そういう形でおられて、結局、乗られて降りられたのが5人だったんですよ。

もう一つ、昼間に、実は小行司で、にこにこパークのイベントがあったんで、行って見て、私も、知っている方、御老人の方に何人か、数人の方にバスのことで話を聞いたんです。

そうしたら、なかなか利用しないと。中には車の運転ができないときにあれで柳井に行ったよという方がいらっしやいました。でも、何でバスに乗らないんですかという話の中で、そりゃ歩いてそこのバス停まで行くのが大変なんだと。そういうふうなお話じゃったわけです。

ですから、巡回、ぐるりんバスとかそういうのは、ある面でまたバス停に行くまでの……。すぐ近くならいいですよ。じゃけど、そうでないとそこまで行くのが大変だからタクシーで行くんだという方も多いわけですよ。

だから、そういうのを考えたら、デマンドで家の近くまで行く、例えば家まで行くというのが一番いいんじゃないかというので、今回、質問の中に入れてさせていただきました。これについてはどういうふうにご考えられますか。

○議長（松田規久夫議員） 経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 当然、今、現行はデマンドでございます。利便性から考えると、当然、交通弱者があればドア・ツー・ドアでデマンドが一番ベストだというふうに考えますが、これは、今後、協議会の中で、どのような形の中で、皆さんの御意見も頂戴しながら、本町に一番合った施策を反映してまいりたいというふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） ちょっと外れるんですけども、前にも質問しましたけど、田布施駅のバリアフリーなんですよ。私は、今の田尻からのバスだけじゃなくて、柳井から新庄、余田をって田布施に行く、田布施駅からまた柳井に行くバスにも乗って見たんですけども、柳井から

田布施へ行く便については、これはちょうど柳井を8時5分に出るバスなんですけど、田布施で乗られる方は誰もいらっしゃいませんでした、田布施町内はですね。

柳井から乗られた方がおられて、それが4人だったんですね。大人が2人と高校生が2人。高校生というのは周防大島から来る。それと併せてバスを利用すれば……。歩いても行けるんですよ。柳井高校の高校生ですけれども、そういった形の利用でありました。

それから、田布施駅から周東病院に行く帰りの分については、またこれは田布施で乗られる方が2人いらっしゃいましたね。これは8時42分に田布施駅を出るんですけど、祇園から1人乗られたのと、八和田東から1人乗られた方ですね。

一人の老人は周東病院に行くということで乗られています。それから、八和田東のところは、男性でしたけども、買物で乗ってくる。多分、何らかの事情で自家用車を利用されない方だったんだらうと思うんですけど、そういった方がおられました。そのぐらい、今のみなし4条の路線バスですけども、そういった状態ですね。

それから、もう一つ、柳井から徳山に行くバスも乗ってみました、防長で。柳井から私は光駅まで乗ったんですけども、柳井駅からは、まず3人乗られて、あと途中で、柳井地域では、あと3人くらい乗られて、平生を通って。田布施の中でいえば、八海で1人、米出で1人、浜城は2人乗られました。あとは、バス停、戎ヶ下とか馬島の渡船場前とか別府とか別府立石とかありますけど、それらは乗られなかったです。

田布施で乗られた方というのは、全部、附属の小中学校、室積にありますので、そこに行かれる方でありました。光のほうに入っていくと、ぼつぼつではありますけども、乗られる方がいらっしゃったように思います。

どうしても、乗ると、いろいろ生活というのがしみじみと、中にはインタビューして聞いたりもしましたけども、感じる、そんなバスでしたんで、なかなかこれを廃止するとなると代替えがやっぱり要るんじゃないかなと。

しかも、これは広域ですから、田布施だけのことじゃないわけですね。岩国が絡んできたり、柳井が絡んでいたり、光や下松、平生が絡んでいたり。そういうような形になっています。

そういった中で、今後、行政負担がどんどん増えていくのは問題ですので、その辺はどういうふうにしていくのかというのは、十分、今度、公共交通計画を立てるだけでなく、その後も評価する中で、そういったものをいろいろ検討していってもらえたらというふうに思っております。

どちらにしても、計画されるとPDCAサイクルでその辺は検討していくようになると思うんですけど、そういった形で、固定観念じゃなくて、絶えずそういう中で変えていける、そういう体制

をつくっていかないと、行政負担がどんどん増えていくんじゃないかなというふうにも思っています。その辺はどうでしょうか。お願いします。

○議長（松田規久夫議員） 経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 議員おっしゃるとおりだというふう感じております。当然、本町のみ問題ではなくて、広域的に考えていくのも大切だというふうに考えております。

近隣でいいますと、本町も、来年、令和5年度に向けて計画を策定します。隣接しております平生もR5年につくられると。上関もR5というふうに聞いております。光市につきましては令和3年度につくられておりますし、柳井市は令和2年度に策定をされております。

それぞれ、ちょっと時期はずれておりますけど、同じ時期につくる平生、また上関町とも連携しながら、また柳井広域、また周南広域で、今後、こういう計画につきましてはしっかり協議してまいりたいというふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 直接、今回の質問とは関係ないといえば関係ないんですが、実際は関係してくるんですけども、田布施駅は前にバリアフリーの質問をしました。

そのときに町長は、JRの体力と言ったら失礼ですけど、JRは、今、景気の問題とかいろいろあって、JRがそういった支出がなかなか難しい状況だったというふうに記憶しているんですけども、今、だんだんその辺は解消されてきていると思うんですが、田布施の駅の、あの跨線橋をわたって隣のホームに行く、また帰りにあれを渡って玄関のほうから出るというのは、大変、高齢者にとっては苦痛らしいです。荷物を持ってまた歩いたり行かんやいけん。なら、まだバスのほうがいいのかタクシーのほうがいいのかということになるわけですけども。

国土交通省は、前にも言いましたけども、今、補助率を3分の1から2分の1に拡充しております。今まででは、国が3分の1、JRが3分の1、町が3分の1だったんですが、2分の1に拡大しています。しかし、補助についてはいろいろ条件があって、1日当たりの平均利用者が3,000人以上で、田布施は今2,000人を切っていますから、その辺はあるんですが、柳井市は3,000人以上だから、むしろJRのほうから、ちょうどコロナの前だったんかもしれませんが、そういうバリアフリーができたわけですね。

今度、平成5年度の国土交通省の中の、国土交通省の予算要求になるんですけど、その中の鉄道局の資料を見ますと、一応、この中に2,000人以上3,000人未満で、基本構想の生活関連施設に位置づけられた鉄軌道駅を、令和7年度までに原則として全てバリアフリー化、その他、利用者のみならず、高齢者、障がい者等の利用の実態等に鑑み、地域の実情を踏まえて、可能な限りバ

リアフリー化というふうを書いてあるわけです。

駅を利用するという考え方で、今度は公共交通計画をつくるようになると思うんですが、あそこ
の跨線橋がバリアフリー化する、つまりエレベーターがつけられないということになると、またそ
こに高齢者に対するものを考えていかなきゃいけなくなるわけですよ。

その辺で、今度の会議、協議会は、先ほど言われましたけど、そういった国土交通省の出先の職
員も出られますので、いろいろその辺も情報交換の中で話をしていただいて、ぜひともバリ
アフリーでエレベーターはつけていただくような方向で、どうしたらそれがクリアできるのかとい
うことを真剣に考えていただきたいと思います。

もしそれが無理なら、前に私が言ったように北側に、今、ICOCAの自動のあれを……。どの
ぐらいかかるんか分かりませんよ。じゃけど、それをつけるというのも一つの方法ではあるんでき
ゃね。

そうすると、タクシーで柳井に行くときには北側から行く。降りるときにはホームのほうから降
りると。当然、ホームと電車との段差の問題もありますけども、そういった形もいろいろ考えられ
るんじゃないかというふうに思っています。このことについても御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（松田規久夫議員） 山中課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 今の御意見につきましては、様々な課題があるかと思いますが、当然、
駅もその一つというふうに考えておりますので、いろんな中で検討してまいりたいと思います。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 分かりました。

それでは、続きまして質問事項の2に入ります。

高齢者福祉タクシー利用助成事業の長距離利用者にも配慮した制度改善についてです。

9月議会で、柳井市では令和4年度から初乗り券を廃止し、400円と100円券を交付し、1
回の乗車につき最大1,000円分の助成ができる。複数人で相乗りする場合、対象者ごと最大1,
000円分の助成券が利用できる。そして、対象者は75歳以上の市民で、自ら自動車を運転しな
い人ということで、免許証を返納しているとか自動車が家にあるとかいうことは求めていないん
です。本人の申告で対象にしています。そういうことを紹介いたしまして本町の制度の改善を求めま
した。

これに対して「複数券の使用は、間違えて混乱するおそれがあるので、できないが、相乗りの場
合は乗車人数分の初乗り券を複数使用できるよう改善する」との回答でした。相乗りした場合の複
数券の利用が可能になって大変感謝しております。しかし、長距離利用者には、さすがに690円

だけでは超えた金額の負担が大きいので、利用しづらいとの意見を聞きます。

令和3年度の利用助成券の利用率は、独居世帯は64.2%、日中独居世帯が33.4%、独居世帯と日中独居世帯を合わせた利用率が62.3%になります。これは、前回の決算審査のときにお聞きした数字から試算したものですけども、長距離利用者というのは、なかなか定義が難しく、その利用率というのは出せないと思いますが、多分、この33.4%よりも低いと想像できます。

タクシー運賃は、1.5キロメートル、1,500メートルまで初乗り運賃として690円、それを超えると272メートルごとに80円が加算されます。

今年3月末をもって、城南地域の藤田医院が閉院されました。このことに関する通院不安についての高月議員の一般質問に、町長は「藤田医院の閉院で町内の医療機関は中心部の4か所となり、外出支援の高齢者や障がい者のタクシー助成、買物送迎サービス事業等も有効に活用していきたいと思う」と回答されています。

城南公民館から中心部の医療機関にタクシーに乗って行くと、最も遠い町内の医療機関で4.6キロメートルあり、片道1,700円、約ですね。往復で約3,400円かかります。助成を活用しても、片道1,000円、往復で2,000円を負担することになります。もっと遠方の周東総合病院までだと、城南公民館から約10キロメートルありますから、片道約3,200円、往復で約6,400円かかります。

長距離利用者にも配慮した制度に改善する考えはありませんか。お尋ねします。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

高齢者福祉タクシー利用助成制度の長距離の利用者に配慮した制度についてという御質問でございます。

これまで幾度も同様の御質問を頂いておりますが、繰り返しになりますけれども、本町の高齢者福祉タクシーは、自力での外出が困難な方に、通院や買物など定期的に外出される際にかかる負担を少しでも軽減するために、月で4回ばかりではありますが、初乗り運賃を助成させていただいているものでございます。

各市町でこうしたサービスのやり方や目的は様々でございますが、さきに申し上げましたように、本町の場合は、まずは外出の機会を増やしていただくための支援、そして、併せて高齢者の方の閉じ籠もり等を防ぐことを目的としておりますので、48回も必要ないので、その分をまとめてお使いになるといったような使い方はそもそも推奨してきておりません。

そうしたことから、いろんな考え方があると思うんですが、本来の町のこれまでやってきた経緯から見ると、直ちに制度の趣旨の変更等は現在のところ考えておりません。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 現在は考えておられないということですが、将来的には考える要素はあるということでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 吉村健康保険課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 今後、いろんな御意見をお聞きしながら、変える必要があると判断したときは変えたいと考えます。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） この制度の目的というのを、今、ちょっと町長も言われましたけど、結局、利用してもらいたいのか、そうじゃなくて、あくまでもその目的のためでしか、初乗りしか使わないから、何か……。

例えば、1.5キロメートルの初乗り地域の中、または少し出るぐらいだったら利用しますよね、一般的に考えて。それをかなり超えるところだったら、多分、よほどの必要性があったら、690円でも支援してもらったら助かりますから、それを使いますよね。でも、実際、わざわざ余分の分を使ってというのはないから。その690円の1.5キロの中に目的地があれば使うと思うんですよ。

私がそういう話を聞いたのは「これは大変ありがたい。初乗り運賃、出してありがたいけども、遠くに本当は行って買物もしたいんじゃないけど、余分に出す金額のほうが多いから、なかなか使いづらい」と。

そういう話を聞いて、ちょうど去年の10月1日から柳井市でそういった2枚の券を出すのがありましたから、それで聞いて、私はこれはいい制度だというふうに思ったから提案してきたわけですよね。

その辺の目的は、出ていってもらうためにつくるのであれば、そういうふうなことも考えてもいいんじゃないかというふうに思うんですけど、閉じ籠もりを防ぐために。でも、閉じ籠もっている人が出ようと思いませんか、そういう券を出したにしても。私はそう思うんですよ。

むしろ、幾らでも出せばいいというんじゃないけど、せめて柳井市の1,000円ぐらいすると、行く目的地、自分が思っているところがそこにあれば、それで出ていくんじゃないかというふうに思うんですけど、その辺はどうですか。

○議長（松田規久夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 何回も御質問を頂いておりますので、同じ答弁になるかもわかりません

けれども、柳井市がやられているやり方が本当に有効でいいということであれば、当然ながら検討して取り入れたらいいと思いますけれども、まだ始まったばかりで、デメリットも多分あると想定しています。

だから、その辺のデメリットがどうなのか、その辺を柳井市のほうに今度検証させていただきたいし、それと、閉じ籠もりというか、そればかりじゃないんですけれども、細かい券にするとお金と一緒にあって、要するに利用しないでのやりとりというのも想定されて、メリットだけであれば言われるように対応したらいいと思いますけれども、その辺の状況を今後見させていただきたいというのが今の状態です。

ですから、あくまでも全否定しているわけではございませんので、今後、いい方向に進めば当然いいわけなんで、その辺はもう少し状況を見させていただきたいということでございます。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 前から言っていて、なかなか、相乗りの場合はそういうふう to 今度やるということで、多少、相乗り者を募ってでも行こうかという方がいらっしゃるような気もするんですけど、今、柳井市の状況をもうちょっとチェックしたいということなんで、それは当然のことだろうと思うんですが、またそれを見ているいろいろ検討していただきたいと思います。

こういう制度をやるときに、データを読み解くというんですか、今回の決算でデータが出ましたよね。担当課のほうには、どなたがどういう、どなたが使っていないかというのは分かると思うんですよね。向こうから意見が来るんじゃないなくて、なぜそうなのかというのを聞いていただくと、私の言うのが結構あるんじゃないかなというような気がするんですよ。

そういったことも、先ほどの事務の評価、P D C A、そういったものでちゃんと事業をチェックしていらっしゃるのかどうか。その辺も今後考えていっていただきたいということと、データからも読み取る、またそういう方が分かるわけだから、ちょっと聞いてみるということも大事じゃないかなというふうに思っております。

それから、柳井市は、さっき言いましたけど、柳井市が一番身近で、そんなにたくさんの市町村のを見るわけにはいきませんので、柳井市をこの例に出しているんですけど、結局、田布施の場合は独居か日中独居かという条件でやっています。柳井市は夫婦2人いらっしゃって、一人が車の運転をしないという方であつたら出しているんですよ。

田布施町の場合は、そういう日中とか独居かというのがありますから、例えば独居の中にちょっと離れて子供さんがおったりしたら、こっちはどうさせるんか分かりませんが、私の知っている民生委員さんに言ったら、それは駄目だと言われたということもあるんですけど。

民生委員さんが前回のときに大変成り手が少ないと。田布施町の場合は民生委員さんの意見をつけるようにしていますよね。柳井の場合はそういうのは必要ないわけです。

実際に本当に券をもらった人が利用するかというと、旦那さん、夫がおられて運転していたら、わざわざタクシーを使わなくても、夫の車に乗って行くと思うんですよね。夫婦げんかをしたら別かもしれませんけど。

そういう制度設計、制度の問題もあって、柳井市の制度は大変練っていらっしゃるというふうに私は思っております。民生委員さんの手を煩わさないということも、柳井市の例はそういったものもあるわけです。そういったことも含めて、今、副町長の話でいろいろ柳井市のあれを検討すると言われました。その辺のいろんなメリットがある。

前にも一つの例で言いましたけど、老夫婦2人がおって、子供がいらっしゃらない。自分は車を運転するのがちょっと不安だから、奥さんに運転してもらって行こうと。そうされているときには、当然、出ませんよね、この助成は。出ないです。

そういう場合に奥さんが、まさか自分より先に亡くなるとは思わなかったけど亡くなったというのがあるんです。そして、それは申請しますけど、その亡くなる前には、病院に入院されたりとかいろいろあるわけです。そのときに、そのたびに民生委員さんの手を取って申請したり何やせんにゃいけんし、手続にも役場まで来んにゃいけんわけでしょう。

民生委員さんが直接持ってこられることもあるんかもしれませんが、そういったことも含めて、事務の見直しというんか、その辺もあるんですよね、いろいろ。じゃけ、必ず、つくったから、初めはいいなと思っていても、いろんな問題が出てくるということも認識していただきたいと思うんです。

柳井市のをチェックするというのは、そういう田布施町として危惧していることがあるんなら、それはそれでチェックしていただいたらいいんですけども、そういった良さ、私的には良さなんですけど、そういったこともあるというふうに思っているんです。その辺についてはどうでしょうかね。

○議長（松田規久夫議員） 吉村課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 対象者と事業費の枠がありますので、対象者を広げて1人当たりの金額を減らしていくか、そこら辺の加減なんですけれども、いろいろと現況を見ながら調整していきたいと思います。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 一応、多分、田布施町の場合、予算は実績から出していらっしゃる

るんだろうと思うんですが、枠とすれば多いんですね。だけど、実際はさっき言ったように、全体の使用率は独居世帯と日中独居世帯を合わせて62.3%なんですね。あとの残りは利用されていない。中には入院している方もいらっしゃるかもしれませんが。

だから、そういうふうに、この制度だけに限りませんが、いろんなそういったものを、大変、厳しい言い方かもしれませんが、さっき言いましたPDCAサイクルの中で計画、実施、評価、見直しという経営のマネジメントサイクルをちゃんと、事務事業評価の中でちゃんとやっていただいて、制度を考えていっていただいたらと思うんです。

あまり要件を出したら年寄りが迷うというのも前にも言われましたけども、田布施町の年寄りと柳井の年寄りは違うとは思えないのです。変えるということは、そういう理由じゃなくて、もっと評価する中で物事を変えていく必要があるんじゃないか。

そういうふうに、年寄りは間違えるからというので物を考えていったら、どんな事業だって、そうになったら変えんほうがいいじゃないかということで、お年寄りだけを特別にじゃなくて、そういうふうになってきますよね。だから、その辺も十分考えていっていただいたらと思います。

それと柳井市の状況を見ながら今後加減についてもするということですので、その辺に期待をして、私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

何かありましたらどうぞ。

○議長（松田規久夫議員） 副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 貴重な意見なんですけれども、町がやっている今の制度は、本当にタクシーが必要な人、柳井市の場合ぐらいの金額を出していますけど、本当にタクシーを利用しないといけない人に限定して利用していただくというのが今の制度なんで、確かに民生委員さんのチェックがあったり、本当に必要な人かどうかというところ、そこでふるいにかけていたりしていますけれども、あまり緩めると、お金と同じような形になって、タクシー券の利用なのか、お金をばらまくというか、そういう形になるのか分からなくなったりする危惧があるんで、その辺は、町としていろんな様子を見たり聞いたりして調査して、本当に高齢者とか困っていらっしゃる方が、本当に利用されているならいいですけど、そういった方でない方も広範囲に利用されるとなると、なかなか制度の趣旨とは違ってくるんで、その辺は、今、町がやっている制度は、言われるように、日中独居なんかであれば実態を調査して民生委員さんをお願いしているという形になっておりますので、町の趣旨はその辺はよく分かっていただきたいというふうに思います。

○議長（松田規久夫議員） 吉村課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 高齢者の事業につきましては、定期的にこれまでもアンケートを行いながら見直しを行ってまいっております、各事業それぞれ。ですから、そういった感じで定期的に今後もアンケートを続けていきますので、見直しを行っていききたいと思います。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 一応、私の考えというのを一般質問という形で提言させていただきましたので、それについては……。実際、すぐ隣ですから、柳井市は。例をあれするということですので、それはそれでいいと思います。柳井市のあれはトップダウンで決まっていると聞いています、今回の分は。その辺を見られて、これはいいなと思ったらそういう形で考えて。

できるなら、今言った、要するに、大変ありがたい制度だけでも、なかなか後の負担が多いから。結構、年金生活で切り詰められている人も多いわけですね。そういう中で、人生を楽しむためにサークルがあったらそこにも行ってみたいというのはあると思うんですね。そういうのが近くにあればそれはそれでいいと思いますけども、いろいろそういったことも含めて。

公共交通ともすごい関係してくると思うんです。そういうデマンドタクシーが増えたら、そっこのほうをとかいろいろ関連が出てくると思います。前回の町長の回答の中でも、それも含めて検討するという回答だったと記憶しております。

だから、そういったことも含めて、公共交通のことも含めて、高齢者タクシー、障がい者も関係してきますけども、そういったのも考えていただけたらというふうに思いまして、そういうことを提言させていただきまして私の一般質問を終わります。

○議長（松田規久夫議員） 以上で、落合祥二議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（松田規久夫議員） 暫時休憩します。再開を10時10分とします。

午前10時00分休憩

.....

午前10時10分再開

○議長（松田規久夫議員） 休憩を取り消し、一般質問を続けます。

内山昌晃議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問は3問、いずれも答弁は町長でよろしくお願ひいたします。

では、1つ目の質問から行きます。町職員の副業について。

我が国の景気は、今年に入ってから急激な物価上昇により、民間企業や公務員の賃金の実質的

な手取り額が目減りしています。地方公務員法には職員の営利目的の副業を禁じる規定があり、任命権者の許可を条件に副業が認められています。許可条件については明確化されないままとなっていますが、神戸市と生駒市が2017年に副業の許可要件を定め、さらには、2019年に国家公務員の副業の許可基準も明確化されました。

本町においては、基幹産業である農業の担い手不足、地域の過疎化や人口減、高齢化による草刈り等の社会的共同生活の困難化が問題となっています。

公務員の副業により、職員の自発的な学習、技術向上、コミュニティー形成、さらには公務員の職業魅力度向上など、スキルアップや人材戦略につながり、公務員が公益性の高い副業を行うことにより、地域貢献や地域活性化が見込まれると期待できます。

そこで、時間や目的にある程度の制約を設け、農業分野や地域の作業について副業を認めることはできないか。また、これら以外にも、ウェブを通じて働くことやスポーツのコーチング、部活の地域移行についても地域貢献の幅が広がっていくと思われるが、併せてお尋ねいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

地方公務員の副業につきましては、地方公務員法により、営利企業の役員等を兼ねること、自ら営利企業を営むこと、報酬を得て事業に従事することは、任命権者の許可がなければできないとされております。

また一方、今御質問がありましたように、働き方改革の流れや人口減少を背景に、民間においては兼業や副業が促進されているところでもございます。

議員御指摘のとおり、本町におきましても、人口減等により様々な分野で問題が生じております。全国の自治体の中には、時間外勤務や休日の活動に限る、また年次有給休暇等を活用し、公務の遂行に支障がないようにする、営利を主体とした活動ではないことなど、許可基準を明確にし、社会貢献のための兼業を促進している事例も見受けられるようになってまいりました。

しかし、複雑化、事務が増大する中、特に新型コロナウイルス対応など突発的な事務量の増大は、本町のような小規模自治体において、職員の数が限られますことから、副業や兼業を適切に機能させられるかは、いろいろ課題もあるのではないかと考えております。

私といたしましては、これまでのように職員に草刈り等のボランティアを奨励しつつ、地域の実情を見守る中で、職員による地域貢献活動としてのニーズがあるかを把握し、その上で公務に支障を来すことのない制度設計が可能であるかどうか検討してみたいと思います。しかし、職員間での不公平感や不信感を持たれては困りますので、職員の意見もよく聞いてみたいというふうに思いま

す。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） 今、答弁にありましたように、事務量が複雑化したり増大化していると。それから、今回のコロナのような突発的なこともあって、職員の方はかなり負担が大きいだろうというところがあります。

この問題については、実際、役場の人員配置というか、人数が本当に適正なのかどうかというところは、また改めて、次の3月の一般質問でさせていただきたいというふうに思っております。

そういう人員というのはひとまず置いておいて、今回は質問させていただいたということで、まずは、町の職員だけにこういう副業を認めろというようなことでは、決してそういうことではなくて、私の考えでは、町内にある民間企業とか、私がおります社会福祉法人等も含めて、今、地域貢献、社会貢献というのが大変求められています。副業を認めることで、そのことが地域課題の解決等につながっていけばということで質問させていただいております。

理想としては、役場だけで考えるのではなく、民間企業や社会福祉法人等も含めて、そういう共同体というか、町が一つとなって地域の課題を解決していけるのではないかとこのところでございます。

この制度というか、これをすればどういうことができるのかということで、これは私は三方よしということだと思います。

当人というか、副業する方というのは、当然、サービスを提供して、その代わりに対価を頂くということ、報酬が得られるということがまず一つ。それから、当人のいろんな質が向上すると。スキルがアップする。その地域で顔が売れるとか、そういう利点があるんじゃないかなというふうに思います。

それから、役場や民間企業にとっては、地域貢献を達成できるということ。それから、地域のほうは地域の困り事が解決できるということで、三方よしの制度ということで、ぜひこの辺は検討させていただきたいというふうに思っております。

今、現状、公務員に認められている副業というのは、ちょっと調べると、いろいろ制約はあると思うんですけど、例えば不動産賃貸、不動産を貸してお金をもらうというふうなこととか、講演をする、それから執筆活動をする、それから家業を手伝う、それから小規模な農業、そして、今でいえば、インターネット上で、フリーマーケットというんですかね、そういうのももらうというようなことが、条件付きではありますが、認められているだろうということでございます。

町長の答弁にもありましたけど、副業を何でもかんでも認めるというわけでもなくて、業務に支障のない範囲で、目的と時間に制約が必要であろうということ。

生駒市の例を挙げさせていただきます。生駒市で対象となる活動ということで、公益性が高く継続的に行う地域貢献活動で報酬を伴うもの、地域の発展・活性化に寄与する活動とあります。

その中でも、例とすれば、中学校バレーボール部、スポ少サッカー部の外部指導者、それから、非営利組織の賃金調達を担うファンドレイザー、このファンドレイザーというのは分からないんですけど、それから、総務省の地域情報化アドバイザーというような、こういうことをされております。

それから、和歌山県の有田市の例でいえば、ミカン農家から報酬をもらって働いているということです。本町においても農業の担い手不足が叫ばれていく中、なかなかこういう事例というのは当てはまるんじゃないかなというような気がします。

このほかにも、本町ができることというのを私は考えたんですけど、何回も言いますが、農業の担い手として。これは繁忙期に限られるというところ。それから、クラブ活動を地域へ移行するというようなことも今言われていますので、それについてもできるんじゃないかなと。それから、SNS等を活用したインフルエンサー的な役割ですね。観光であるとか飲食店であるとか、そういうふうな宣伝をすると、というようなことなんかもできるんじゃないかなというふうに思います。

これも結構重要なことだと思うんですけど、今、すごいいろんなところでドローンというのが活用されていると思います。農業に使ったりとか荷物を運んだりとか、いろいろあると思います。

ちょっと調べたところでは、役場の方の中に、ドローンの講習を受けたというか、近々、免許制度になると聞いておりますので、そういうふうな講習を受けた方がおられると聞いています。おられるのかどうか、それから、それはどういうことに使っていくのかどうかということ、まずここで質問させていただきます。

○議長（松田規久夫議員） 山田総務課長。

○総務課長（山田 浩君） ドローンの研修につきましては、若手職員3名が受講しております。先日、ドローンの産業協会のほうと協定を結びまして、いろいろお話も聞かせていただく中で、近々、航空法のほうも改正されて、市街地の上空の飛行についても緩和されていくということのようですので、いろいろ物流とかに、これから活用できてくるんじゃないかと思います。

現状、何に使うということ、将来的に導入して何をしていくかということは、まだまだ決めておりませんが、これからいろいろ活用については検討していきたいと。そういう状況でございます。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） ドローンについては、これから様々な場面で活用できることが想定されますので、また引き続き活用法について等も検討されていくというところですよ。

この問題で私が一番有効なのではないかというのは、地域の環境作業というか、草刈り等々。

先日、自治会長との意見交換会というのがあって、私は西田布施地区と麻郷地区の2つ参加させていただいたんですけど、その中でも本当に自治会長の方皆さんが声を上げて言われていたのが、草刈りをはじめとしたものが年々困難になってきているというところですね。町長も副町長も課長さんも出席されておって、その声は本当に聴かれたと思います。

建前というか、基本的には共助でということで、地域が協力して維持してくださいというのが建前であろうと思いますけど、近い将来、それが確実に壊れてくると思っています。

このまま行けば、必ずそれがなくなって壊れてきますので、ここは先手を打って何か対策をしないといけないということで、これが一つの手段になるんじゃないこというところで、副業問題を絡めまして、その辺がどうにかならないかなというところでいかがでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 課長から話せばいいんですが、東京のほうでコロナに感染してしまいましたけど。

その意見交換の中でこの問題は随分話し合いました。一点は、6つの町なんですけど、就職してもらえないと。職員を採用してもなかなか来てもらえないと。うちは幸いにも、まだあれなんですけど、本当に応募自体がないというようなところもあります。

そういったところは、そういったところに来てくれたら、こういうメリットもあるというのを出す一つの方法じゃないかなというのを言われる町長さんもいらっしゃいましたし、みんなそうだねということで、これから……。

東京から見ると、スキルアップとかそういった面で考えられるんですが、田舎で見ると、田舎において、生活しながら収益を別途求める中で仕事ができるというのは、一つのいい形じゃないかと思しますので、議員が言われるように、農業とか、当然、今申請が出れば、私は認めると思いますし、例えば、私も日曜日は草を刈っておりますけど、無償でやっておりますが、多面とか環境保全会とかいうことで報酬を得てやるということもありますので、それは当然認めていったらいいと思いますし。

若干、検討せんと、職員同士で不信感が。何回も言いましたが、「あの人はええのう。私は副業があるけえ仕事はできんよ」とか、その辺の線引きが非常に難しい、公益性なり従事の度合いが。土

日に関わるとかということであればええと思うんですが、その辺を含めて、検討はしてみたいと思いますし、前向きに認めたいという気持ちはありますが、職員によろ聞いてみたいというのが本音でございます。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） 前向きであるということで、ありがとうございます。

私なりになかなか考えてみたんですけど、一步、踏み込めないというか、原因というか、まず、今、町長が言われたように、本業がおろそかになるということが一つあると思います。なので、休日や時間外での活動になるのではないかなというふうに思っております。

それから、2番目でいけば、公務員の信用失墜行為とか、守秘義務とか、職務専念義務違反とか、その辺もクリアしなきゃいけない壁なのかなというところがあると思います。

それから、あとは、町と活動先のほうに特別な利害関係が発生してしまう恐れがあるというところで、この辺をぜひクリアしていただいて、ぜひ前向きに検討していただいたらというふうに思います。

最後になるんですけど、今、町長が、職員の中で不公平感とか不信感を持たれぬようということを言われました。今までは草刈りなどはボランティアで行っているというところなんです。ボランティアだろうが、副業になろうが、こういうことは誰かに命令をされてやるのではなくて、個人が自分のやるという意志を持ってやるものでありますので、そこら辺でいけば、何ら不公平感や不信感とかいうのはないのかなというような気もいたしますけど、よく本当に職員の方とも話をされて、前向きに取り組んでいただいたらというふうに思います。

ぜひ役場が率先して旗振り役となって、地域課題の解決をしていただきたいというふうに思っています。1問目は終わらせていただきたいと思っております。

それでは、2番目の質問です。遊休地の有効活用について。

町長は9月定例会の中で、本町は企業誘致の適地がないことから、ベットタウン化を目指すと言われました。本町に住んでいただき、近隣市町に働きに行ってもらおうという人口減少抑制の戦略であると考えております。

そこで、現在、遊休地となっている民地や町の土地について、民間業者を巻き込んで有効活用ができないか、お尋ねいたします。

まず、1つ目については、旧波野団地北、旧砂田住宅、旧助政住宅跡地等の有効活用、高層マンションや商業施設等の建設の誘致はできないかということです。

そこで、2つ目としましては、新たな宅地の開発等というところで、宅地開発業者への補助金の

創設、そして、宅地を開発しやすくするための町道の新設ができないかということをお尋ねいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

旧波野団地北、旧砂田住宅、旧助政住宅跡地の有効活用でございますが、高層マンションや商業施設等の建設の誘致を行っては、というような御質問でございますが、初めに、旧波野団地北跡地につきましては、既に売却の契約を済ませておりまして、住宅団地ができるように聞いております。

次に、旧砂田住宅跡地につきましては、民地部分は、現在、既に所有者へ返還しており、残った町有地部分が約2,300平米で、現在、一部、駐車場として貸し付けをいたしております。この砂田住宅跡地は、接続道路が狭いために開発等が難しい状況で、有効利用につきまして根本的な対策も含めて検討しているところでございます。

次に、旧助政住宅跡地につきましては、地域の利用状況等を踏まえ、議会や関係者とも協議していきたいと考えます。

また、高層マンション等の建設誘致について、地元不動産会社に状況を確認いたしましたところ、土地単価が一定程度高いところでないとい採算が取れないということも言われておりました。

続きまして、新たな宅地開発ということでございますが、宅地開発業者への補助金の創設を行っては、という御質問でございますが、そうしたことについて、現在、町でも調査・研究を行っております。

このような事例は、全国的に見ますと、500万円から2,000万円程度の補助限度額を設け、造成費用全体を補助するもの、あるいは、将来、公共施設となる道路・水路等の整備に要する費用のみを補助するものなどがございます。また、補助対象とする団地開発の地域は、市街地のみを対象とするもの、市街地の周辺部分のみを対象とするもの、地域を全く限定しないものなど様々でございます。

現在、本町が行っておりますこうした団地開発への補助といたしましては、公共下水道の計画区域内で開発が行われる場合、下水道管の町による布設を行っております。過去3年間で見ますと、年平均600万円程度の費用を補助という形で負担いたしております。

お尋ねの、人口減対策としての団地開発への補助といたしましては、一定規模の団地開発で、土地造成費、上水道整備費、道路整備費等の一定の割合を補助する制度をモデル的に実施することを現在検討いたしております。

なお、これまで行っておりました公共下水道の布設につきましては、引き続き町が支援してい

たいというふうに思います。

最後に、宅地を開発しやすくするために、町道の新設を行っては、との御提案でございますが、町内の用途区域内で開発が進んでいない地域は、原因としては、道路がないということが共通した原因と思われま。

このため、こうした地域に、町道、もしくは新設すれば宅地化が進むというふうに考えられますが、これにも一定の財源確保が必要となりますので、今後、調査・研究をしてまいりたいと思っておりますが、具体的には、これらの地域の中で、下水道の雨水路の整備工事のために、仮の工事道ですか、そういったものを設置する地域、場合がありますが、こうした工事を、将来、町道として整備していくことについて、地元への御意向も確認できれば、試験的にやってみたいなというふうに考えております。

さらに、併せまして、今後、計画的な都市開発を進めるためには、具体的なまちづくりの基本計画等をまず定め、都市計画道路や用途区域の見直しを常に検討し、人口減少の抑制に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） それでは、旧町営住宅のことから質問させていただきたいと思っております。

素人目に考えて、そういう住宅というのは、横に広く使うよりは、高層マンションのように上に積み上げていくほうが、なかなか敷地が有効活用できていいのかなということもありましたが、答弁の中で、土地の価格が一定程度ないと採算が取れないというところで、これは田舎の宿命なのかなというところだろうと思っております。

波野団地の北については、既に民間に売却されておるというところで、これから恐らく分譲等をされて、開発が進んでいくのではないかというところで、ひとまず安心しております。

旧砂田住宅というところで、一部、民地があるというところをお聞きしました。結局、民地と町有地が混在していれば、なかなか一体的な開発ができないんじゃないかというところがありまして、今後、例えば町の土地を民間に売るのか、それか民地を町が買い上げるのか、この辺のことは何かお考えがありますか。

○議長（松田規久夫議員） 田中建設課長。

○建設課長（田中 和彦君） 砂田住宅の跡地につきましては、既に町長の答弁にもございましたように、一部を駐車場として貸し付けております。

また、これは、うわさといえますか、話でございますけれども、あの周辺を民間業者さんが開発されるという話も聞いたことがございますので、当面は今の状況を見守っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） 民間業者に買い上げていただければ、それなりに土地の有効活用をしていただけたらと思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

どちらにしろ、答弁にもありましたように、接続道といひますか、砂田住宅に入る道が大変狭くて、その辺も原因で進んでいかないのかなといひますので、できることなら接続道を拡張されるべきだと思ひますけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 田中課長。

○建設課長（田中 和彦君） この接続道路でございますが、原則的に6.5メートルが必要となっております。したがって、6.5メートルの接続道を設置しようといひますと、家屋移転等も発生してきますので、その辺の関係がございますので、すぐに移転といひすることは難しいんじゃないかと思ひております。

したがって、先ほど申し上げましたように、当面は見守るといひ状況で、見守る方向で検討したいと思ひております。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） 砂田のあの地区は、なかなか田布施の中心部で、立地もよくていいところだと思ひますので、死に土地といひるか、ならぬように、その辺は注意して今後進めていっていただきたらといひるか、見守るといひるか、徐々に進めていっていただきたらといひるふうに思ひます。

それから、旧助政住宅のところですね。その隣といひますか、周辺には、旧縫製工場、旧ユタカ、その土地もあると思ひますけど、こちらについては、有効活用といひるか、どういひことをするとかそういうことは考えられておりますか。

○議長（松田規久夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 助政住宅の跡地は、現在、麻郷小学校の駐車場として利用されていひますし、それから、縫製センターは公民館の駐車場としても利用されていひます。

ただ、そういう関係者との話がつけば、売却の方向で進めたいといひるふうに思ひますけれども、場所が学校の近くなんで、単純に住宅用地がいいのか、それとも福祉施設とか医療関係とかそ

ういった形あるものを、町として目的を持ってやったらいいのか迷っていますんで、いずれまた近いうちに、議会等とも御協議させていただきながら、有効活用のほうは考えていきたいと思いたすけども、単純に宅地として売却するのがいいのかどうかというのは、今は疑問に思っていますんで、また双方でお知恵を借りながら、どういった方法がいいのか協議させていただきたいと思いたす。関係者が今利用されていますので、その辺の関係者との合意も要ると思いたすんで、その辺を整理して次のステップに行けたらというふうに思いたす。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） よろしくお願いたします。

今、現存している住宅では、長田住宅と名倉住宅というのがあって、それぞれ老朽化してきて、建て替えの時期もそろそろ迫ってきているんじゃないかなというふうに思いたすが、この2つの住宅については、今後どのようにされますか。

○議長（松田規久夫議員） 建設課長。

○建設課長（田中 和彦君） この2つの住宅につきましては、長田のほうへ統合する予定となっております。建て替え等の計画につきましては、城南住宅が終わった後となりますので、来年度以降ということになります。

しかしながら、長田住宅、名倉住宅とも、住人の方がまだ多数いらっしゃいますので、その辺の問題が生じてくると思いたす。移転されるにしても、すぐに移転先が決まるわけではございせんので、そこ辺の状況を見ながら、加えて、財政等の状況も踏まえて、また建て替え時期を検討してまいりたいと思いたしております。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） 統合ということで、どちらかの住宅をどちらかのほうへ統合するということですね。どちらかの土地は、また空くということになるんですかね。

○議長（松田規久夫議員） 田中課長。

○建設課長（田中 和彦君） 長田のほうへ統合という計画に、今現在はなっております。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） では、名倉のほうが今度は遊休地になると思いたすので、そちらのほうについても、また使い方というのは検討していただいたらというふうに思いたす。

このほかに、使えそうな町の遊休地というのはどこかありますか。

○議長（松田規久夫議員） 山田総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 有効活用できるところについては、台帳上で整備しておりまして、何か所かあります。まだ検討段階でございますが。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） その土地というか、地域に合った有効的な使い方というのがあるかと思っておりますので、ぜひ有効的に使えるよう検討して、実際に使っていただきたいというふうに思います。

それでは、続きまして、新たな宅地の開発というところで質問させていただきます。

開発業者への補助金というところですが、答弁で、モデル事業というので、一定規模の団地開発で、土地造成費、上水道整備費、道路整備費を考慮しておるところで、大変いいことだと思います。よろしくお願ひしたいというふうに思います。

補助制度ということで、ネットで検索すれば、様々な自治体がされておりますので、いろいろ参考にされながらやっていただいたらと思うんですけど、TTPというので、高月議員に教えていただいたんですけど、これをやれということで、TTPというのは、徹底的にパクレということで、ほかの自治体のいいところは徹底的にパクって、そこに、町のオリジナリティーというか、特色を加えて町独自の政策にしていくということで、ぜひこれでやっていただいたらなというところで思います。

一定規模の宅地開発ということを言われてはいますが、どの程度の規模というのを想定されておるのか。恐らく1,000平米より上か下かという辺が、あれなのかなという気がしますけど、考えておられますか。

○議長（松田規久夫議員） 田中課長。

○建設課長（田中 和彦君） 田布施町での規模の決定はまだしておりませんが、他市町の事例を見ますと、例えば諫早市というのがございますが、2区画以上で1区画の面積が180平米以上とか、ほかには、南部町といたしまして、鳥取県でございますけれども、4区画以上で1つの区画が150平米以上というふうな事例がございます。その辺あたりを参考にして決めるようになるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） 1,000平米を超えると、開発行為というのがありますけど、その辺、もし1,000を超えるもんが出ればそれはどうなるんですか。

○議長（松田規久夫議員） 田中課長。

○建設課長（田中 和彦君） 1,000平米を超えれば、都市計画法による開発行為というふうに該当いたします。これの許可は山口県が行います。町としては、その団地開発に補助したらいいんじゃないかという考えを持っております。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） 分かりました。

補助金制度をつくるとなると、いろいろ考慮しないといけないことがあると思います。補助対象者は誰なのか。恐らく、他県の取引業者、事業者になるんじゃないかなと思うんですけど。あと、今言いました面積の問題、それから区画とか、それから補助の単価等、いろいろあると思います。その中で、どこの地域を選定するのかというところで、農地だったりとか、そういういろいろあると思います。

今の、この用途区域ですかね、田布施町にある、なかなか時代に沿った用途区域じゃないところもあろうかと思えます。10年先、20年先、人に住んでもらわなきゃいけないし、それから、田布施は基幹産業が農業でありますので、農業をやるところはしっかりと農業ができるようなところにしていかなきゃいけないし、その辺で見直しが必要かと思われんですけど、その辺についてはいかがですか。

○議長（松田規久夫議員） 田中課長。

○建設課長（田中 和彦君） 用途地域の見直しにつきましては、数年前に行いました。主なところにつきましては、麻郷地区の県道平生港田布施線の周辺でございまして、いわゆる役場から米出交差点の間と、長田住宅周辺及び役場のこの付近の用途地域の見直しをいたしました。

今後につきましては、用途区域外からの見直し等の要望も出ておりますので、その辺も踏まえて、町の上位計画に基づいて用途の変更の見直しを手がけたらいいと思っております。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） また、見直しのほうをやっていただいたらというふうに思っております。

それから、補助金を出して宅地を開発するということで、あまり考えたくはないんですけど、例えばそれが全然売れないと。売れなくて塩漬けになってしまうというようなリスクも考えなきゃいけないと。言い方は悪いですけど、税金を投入して造るわけですから。その辺のリスクを最小限

に抑える方法とかというのは、今聞くのも何なんですけど、何かありますか。

○議長（松田規久夫議員） 田中課長。

○建設課長（田中 和彦君） その辺あたりについても、一応、内部では話をしておりますけども、まだ正式な決定は出ておりませんが、他市の事例を見ますと、目的外使用とかにすると、補助金を返還しなきゃいけないということも規則に書いてございますが、もし売れなかった場合は返還しろとか、そのような言葉も規則に書いてございませんで、この辺あたりも規則をつくる際には検討したいと思っております。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） ぜひ規則の中に明文化して、その辺の対策もしていただいたらというふうに思っております。

それから、新たに町道を新設してはというところ。「補助金を創設しました。さあ、土地を開発してください」というふうに投げかけても、なかなかできないんじゃないかなというふうに思っております。

答弁の中にもありましたけど、道というのはすごい大事で、道があるから開発が進んでいくというところで、ここというところをもし決めれば、そこのど真ん中に、道を十字に真ん中に造ると。町道。そして、開発してくださいというのが一番いいんじゃないかなというふうに思っております。

答弁の中に「下水道の雨水路の整備工事の際に仮設道を設置する地域があり、これらの工事と併せて町道を整備していくことについて、地元と確認する」ということがございます。この辺を詳しく教えていただきたいのと、大体どの辺なのかなというのも教えていただいたらと思います。

○議長（松田規久夫議員） 田中課長。

○建設課長（田中 和彦君） まず、場所につきましては、個別なことになりますんで、ここは言い難いのでございますけども、いわゆる用途区域内でございまして、今、雨水工事をやっております、本町、新町、天神、あの辺りでございます。

それと、下水道工事の際に仮設道というのをつけますし、あるいは管理道というのもつけます。管理道というのは、水路の土砂の取り除きをする際とかの維持管理用の道路。これらを含めて造りますので、よくある話で、泥を入れたんなら置いちゃってくれやという話もございまして、その辺あたりから地元の御意向を確認しながら、土地の、例えば売買もできるようであれば、またその辺を踏まえて町道の計画もしたらと思っております。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） ぜひ、地元の確認を頂いて、もし進めれるようならば進めていただけたらというふうに思います。

それから、最後になるんですけど、答弁にもあります「具体的には、まちづくりの基本計画等を定め、都市計画道路や用途区域の場所を検討し、人口減少の抑制に努めてまいる」というところですね。ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、3問目の質問に行かせていただきます。

田布施駅の可能性について、ということで、先日、経済厚生委員会の研修視察で、島根県奥出雲町に行ってきました。そこでは様々な観光施策を行っており、コロナ禍とはいえ74万人の観光客を誘致しています。

その中の観光施策で最も印象に残ったのが、奥出雲町にあるJR3駅の活用方法であり、3駅ともJRから無償譲渡を受け、駅舎の中や周辺が観光協会事務局、カフェ、そば屋、特産市場として活用されており、にぎわいを見せています。

9月定例会において、町長は、田布施駅のトイレを駅の外側に新たに設置すると言われたが、それと合わせ、商品販売や観光案内等、その目的に応じて多目的に使用できるスペースを造ることはできないか、お尋ねいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

現在の田布施駅舎は、昭和34年に完成し、62年が経過いたしております。また、平均乗降者数も、昭和40年代には1日約6,000人もの利用がありましたが、年々、減少となり、令和2年の乗降者数は、コロナ禍の影響もありましたけども、1日の平均乗車数が初めて2,000人を切り、1,970人となってしまいました。この50年で約3分の1となってしまったわけでございます。

その後、また駅舎にありましたキヨスクも撤退し、さらには、令和4年4月1日から、残念でございますけども、駅員も終日不在となり、本町の玄関口でもあります田布施駅が、大変寂しくなったような気がして、大変残念に思っております。町の活性化においても、駅周辺が明るく活気があることが、にぎわいのある元気な町だと考えております。

その中で、9月の定例会でも御答弁いたしましたように、私の2期目の公約ともいたしました、まずは、駅のトイレをきれいに新設したいというふうに考えております。このことについて、現在、JRと協議中でございますが、協議が整いましたら、できるだけ早い時期に着手したいというふうに思います。

また、議員御指摘の、多目的スペースなどを活用してにぎわいを取り戻すことは必要だと思っております。ただ、これまでJRとの協議では、駅舎については、具体的な建て替え等の計画はないというふうにおっしゃっていましたが、経営が改善したのかどうか知りませんが、具体的にああしたい、こうしたいという話が出てまいりました。

これまで全く聞いておりませんでしたので、トイレだけを先行してやること自体がばらばらになってもいけませんので、JRとすると、コンパクトな駅になるよということでございますので、それを少し併せて、住民の方が、こうした形ならという駅に、町のほう支援して、JRと一緒に造っていくということが考えられますが、JRさんのほうの方針がまだはっきり決まりませんので、聞いたばかりでございますので、トイレだけを先行するということが……。

それと、駅を渡る橋がありますけども、反対側のホームに行く、あれも更新を考えておるということも初めて担当のほう聞いたというふうに言っておりますので、その辺は全く聞いておりませんでしたので、作業ヤードとか駅も限られておりますので、工事なり建て替えなり、更新に必要なエリアというのがあるような気がしますので、そうした地域は、トイレを先に造ってしまいますと、工事のほうが進まないということにもなってしまいますので、今後、トイレの件も含めて、JRさんが考えておられる田布施の駅を将来こうしたいと……。

周辺、富海とかは、大体、同じような形になっているようでございます。ですから、市のほう、防府市さんも、防府市さんのほうがJRと話をし、少し、大きなというんでしょうか、利用者に満足していただけるような駅に市とJRがやっているという話も聞いておりますので、その辺はどっちが先なのか分かりませんが、トイレが動かせれば町のほうで、まずは建設して、その後、JRさんのほうと検討してみたいと思います。

ですから、まだその辺の方針が分かりませんので、具体的なお話もできないと思いますが、少し状況が変わってきたということだけは申し上げておきます。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） 確認なんですけど、まずトイレは造るということ、それから駅舎のコンパクト化というのは別々の話ということで、トイレを造るということでよろしいですかね。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 協議しておりますので。建てるエリアが、将来、工事があるときに、バックヤードとか工事ヤードで使うからここはという話もあるように聞いておりますので。

私が思っておりましたのは、今の駅のトイレよりも少し後ろが空いておりますので、あそこであればいいなと思っていたんですが、そういうわけにもいかないという状況もあるようでございます

ので、位置をはっきりJRさんのほうとして、このエリアでということを決まれば、すぐ工事のほうは着手したいと思いますし、その辺が分からないまま、先に造ってしまっても、また手戻りも出てきてしまいますので、その辺は慎重に考えて、協議が整えばトイレから着手いたします。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） ということは、まだ具体的な場所とかということも分からないということですかね。

大変、今のトイレは古いので、言い方は悪いですけど、汚いということもあつたりとか、人に優しくないトイレということもありますので、その辺は本当に、人に優しい使いやすい清潔なトイレを、ぜひ造っていただいたらなというふうに思います。

駅舎については、聞いた話ですけど、以前、いろいろ折衝されて、なかなかJRとの協議がうまくいかなかった、例えば修繕とか管理費とかも、全て町がやりなさいとか、そういうこともあつたように聞いております。

維持費や管理費も町が全て負担するということになると、なかなか町の財政も厳しいところもありますので、その辺についても折衝していただいて、できるだけ町の負担が少ないように進めていただけたらと思います。

恐らく協議が始まったばかりということで、コンパクト化の駅に着工するのは、すぐというふうには思えないんですけど、大体、何かありますか、いつ頃できるとか。

○議長（松田規久夫議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 先日、私は協議の場に出させていただきました。初めて聞いてびっくりしたんですけども、近い将来というふうにおっしゃったんで、多分、10年以内だろうというふうに考えております。

今現在、山口市の四辻駅というのがありますけど、それが基本になって造るということで、出入口だけのよう、本当にコンパクトな駅を造るというふうに聞いております。

これは、まだ正式な協議ではございませんので、議会のほうでもこういう形で答弁させていただきますというの聞いておりますが、また近いうちに、JRのほうから正式に、町長のほうに協議があるんじゃないかというふうに聞いておりますが、先ほど町長が答弁いたしましたように、防府市の富海は、そういう駅では困るということで、市のほうである程度予算を立てられて、駅のほうも整備されるというふうに聞いておりますので、今後は駅周辺の整備を含めて考えていきたいというふうに思います。

トイレの件につきましても、先ほど町長が言いましたように、もしこちらが思うようなところで

スムーズに行くのであれば、駅の改築も含めて、できるだけ先行して、トイレは早く造りたいというの思っているところでございます。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） よろしくお願ひします。

質問でもありましたけど、多目的スペースを造ることができないかというところで、奥出雲町の例でいえば、そば屋をやれというわけではないんですけど、その土地に合った、田布施町に合った何か。

見た感じが寂れていますので。とはいえ、農工の生徒さんやら熊毛南の生徒さんとかも使っておられます。田布施の玄関口でありますので、にぎやかなところであってほしいというのが願ひでありまして、トイレをもし造るのであれば、ついでではないんですけど、別々にやればお金がかかりますけど、同時にやれば、例えば業者さんも1業者で済みますし、いろんな手間も省けて、随分安くできるんじゃないかと思うんですけど、その辺のことについてはどんなでしょうか。考えられておりますか。

○議長（松田規久夫議員） 山中課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 議員がおっしゃるとおりだというふう感じております。本当に駅がにぎやかでない、その町自体が非常に寂しくなるというふうに思っています。

現在ある多目的スペースにつきましても、トイレの協議を進めながら、できるだけ、近隣の農工さんとか、また農産物の販売とか、そういう形ができるような形の中で協議していけたらなというふうに思っております。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） ぜひ、今言われたように、にぎわいを取り戻すという意味でも、前向きに取り組んでいただけたらなというふうに思います。

それから、近い将来、駅がコンパクト化されるということで、落合議員も言われていましたけど、バリアフリー化、それからエレベーターとか陸橋の踏み板とか、蹴込みというんでしょうか、短くて登りにくい、降りにくいというようなところがいろいろあつたりと、本当に人に優しくない駅でございまして、ぜひその辺もしっかりと協議していただいて、実現していただけたらというふうに思います。

それでは、以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（松田規久夫議員） 以上で、内山昌晃議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（松田規久夫議員） 次に、國本悦郎議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 質問は全部で大きく3問で、答弁者は町長と教育長にお願いします。質問形式は、このたびは一問一答をお願いします。

先月末の田布施町人権教育推進大会での主催者挨拶や講師への謝辞、そして、今月の4日から10日までは第74回人権週間、さらに、教育長には、これまで同和教育や人権教育に関しまして、県教委の指導的な立場だったという履歴もありますので、町長、教育長ともに、質問に対しては齟齬のないよう、言行一致の真摯な対応をお願いします。

特に、今回質問する1問目については、当初の課税ミスの段階でうまく対応できていれば全て回避できたはずなのに、なぜそうなったのか不可思議でなりません。

では、質問1に入ります。

質問内容は「人権侵害認定勧告への真摯な対応を」で、答弁者は東町長をお願いします。

前議会では、私が一般質問で取り上げたパワハラ案件について、人事調査特別委員会において審査することになっていましたが、その審査を諮問しようとしていた第三者委員会が認められなく、パワハラかどうかを何ら審査しないまま、再発防止策を求めるだけで解散してしまいました。その後、私の勧めもあって、被パワハラ職員は、県弁護士会の人権擁護委員会に救済を申し出ました。

今回、県弁護士会の人権擁護委員会は、2年余りの調査結果を経て町が行った、1、短期間で繰り返された人事異動、2、不当な人事評価、3、隔離された場所での単独勤務。4、それに外部からの苦情電話に対応した職員らが、申立人の人格を非難するような対応したこと等を人権侵害に当たると認定し、町に謝罪と再発防止策を勧告しました。

これを受けた町は「勧告書を真摯に受け止めてどういう対応ができるか協議し、信頼回復に努めたい」と言っています。

私の質問時以降、同僚議員からは、被パワハラ職員に寄り添うのではなく、執行部擁護のためか、私のイラスト入りの議会だよりや「誤解から生じたもので、事実をゆがめ、自らの主張に沿う質問をした議員の責任は重い」と憶測で書いた後援会だよりを配付するだけではなく、全員協議会でも「1人部屋はパラダイスですよ」と私をやり玉に上げて攻撃しましたから、この第三者機関で権威のある山口県弁護士会からの勧告で一番ほっとしているのは私かもしれません。そして、私をやり玉に上げた議員こそ、その責任は重いと感じています。

2年前の町の広報紙では、私が質問したパワハラ案件について、全国から抗議の電話やメールが入ったことから、町長はいち早くパワハラや隔離という語句を使わずに「配慮が不足していた」や「1人勤務体制」という言い回しで謝罪したと町民には責任をはぐらかして報告しています。そし

て、この件に関する処分は一切しておりません。

2年前のその広報紙の中では「人事調査特別委員会での調査・検証が行われることになり、町もその調査に全面的に協力したいと考えている」と述べています。しかし、その人事調査特別委員会はパワハラかどうかを何ら審査することなく解散しています。

そこで質問します。

1、今回、それに代わる第三者機関で最も権威のある山口県弁護士会から、4点にわたり人権侵害に当たると認定し、町に謝罪と再発防止策を勧告していますが、町長はそれらの責任について、どう受け止めて真摯に対応するというのですか。

2、4点の人権侵害については、どれも重い勧告です。関係者の懲戒処分については、これまで行われませんでした。この勧告を受け、今後、どのようにしますか。

3、被パワハラ職員への謝罪は、一片の文書のみで済みますのですか。それとも、関係者の処分を含め、町の広報やホームページへの謝罪文掲載まで踏み込んでするのですか。

4、再発防止の勧告については、具体的に、何を、いつまでに、どういう形で、どうしていくつもりですか。

以上、お答え願います。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

御承知のとおり、本年9月に山口県弁護士会と同人権擁護委員会の連名で勧告書が届きました。趣旨といたしましては、弁護士会として人権侵害を認め、真摯な反省に基づき申立人に謝罪するとともに、再発防止の決意を示すべきだという勧告内容でございました。

まず、1点目の御質問でございますが、勧告に対する私の責任と対応についてでございますが、申立人に対しましては、勧告を受けました後、文書をもって直ちに謝罪いたしました。申し訳ないということでした。

それは記者会見でも行っておりますし、何回も謝罪いたしましたが、今回、弁護士会ということの勧告を受けたということで、それを踏まえて、要件も確定して、謝罪いたしましたところでございます。

再発防止策としては、既に公益通報制度実施要綱、ハラスメントの防止等に関する要綱、コンプライアンス行動指針等を整備しているほか、現在、管理職を対象としたeラーニングによるパワーハラスメント防止研修を随時実施しており、また、来年度には新たな研修制度も導入し、再発防止に向けて職員の理解を深められるように、町として全力で取り組んでまいることといたしております。

す。

また、社会人枠の経験で新規採用も増えてきていることから、公務員に高い倫理が求められる理由や、公務員としての心構えを学んでもらうため、本年度の採用職員についても、職員同様に公務員倫理とコンプライアンスの研修を既に受講させております。

2点目の御質問である関係者への処分等でございますが、人事に伴うものは私の責任でございますので、そうした処分は考えておりません。

3点目の申立人への謝罪と、4点目の勧告への対応についてでございますが、先ほど述べたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） では、再質問をいたします。

弁護士協会の勧告は2年余り関係者との調査を元に出されており、憶測でも誤解でもありません。その勧告が出された時点で、真摯に受け止め、信頼回復に努めたいということだったのですが、今の答弁は、その勧告を認めたんかどうか、その辺がよく分かりません。

この勧告に事実誤認があるんかどうか、受け止めるんか、その辺、1から4までそれぞれについて認めるんか、それとも事実誤認があるんか、その辺をお答えください。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） こうした制度は、今回の弁護士会による人権救済とかいうこと、本来、人事委員会による公平委員会による判断というものが一番基本になるものでございますが、今回の勧告というのは、そうしたものではございませんで、公平委員会による審査とかいうことでなくて、弁護士会の勧告ということでございます。

弁護士会のほうの制度も私はよく理解しておりまして、人権に配慮したという観点から、被申立職員の人権をどうやって守るんかという論点で整理されてきておりますので。

今、國本議員がおっしゃいましたけども、発生当時、私は職員を町長室に呼んで、副町長と一緒にいろいろ説明いたしました。そのときに、まず勤務場所をちゃんと、1人勤務じゃなくて解消しましょうということ、そして、いろいろなことを申し上げまして、了解を得て、記者会見を6月17日に行いました。

ここに報道機関は、本当に三、四十人おりましたが、テレビや新聞含めていろいろな御質問も頂きました。それは、本人と私との、この問題に対してどう対応していこうかということに合意があったことを前提に、私は記者会見をさせていただきました。

その中で、先ほど申し上げましたように、配慮が足らなかった、本当に冷たい思いをさせてしまったということ、まず前提としてしっかり謝罪いたしましたし、それはマスコミでも取り上げていただいたと思います。

私としては本当に真摯な形で、本当に謝罪して、今後どうしていこうかということ、職員の方と話した記憶がございます。その形として、今のよう勤務体系にしてくださいということ、そして、そのときには、人事評価について0点だということについてのことを、本人もすごい気になっておりましたので、それについては本当に申し訳なかったということで謝罪して、どういふふうに対応していこうかということ。

税務課の勤務に関係ない評価が入っておったということ、それは事実であると思います。私も追認という形で、税務課長から聞き取りもいたしたわけですが、それもあまり深く、どうしてだということまで追及しませんでしたので、印鑑を押してしまいましたので、それで結果的に追認したということで、彼の勤務評価が確定してしまったということ、これは謝ってもなかなかすぐ消えるものではございませんので、本当に申し訳なかったなということで思っておりますし、それは記者会見の場でも説明させていただきました。

そういったことも踏まえて、広報紙のほうで、7月の広報ですか、まだ議会の調査委員会のほうを設置していただけるということがありましたので、私のほうから「具体的に審査を受けて全力で対応します」ということで答弁を申し上げましたし、広報紙のほうへ、7月広報のほうへ掲載させていただいたところでございます。

ですから、私としては、認める認めないじゃなくて、本来、こうしたことを前提として、本人としても話しておりますし、話すと、10年ぐらい前から彼とは、新採の頃からずっと一緒に仕事もしてきましたし、彼の性格も知っておりますし、私としても本当に信用している職員の1人でございますので、本当に「何でこうなったかね」ということで、非常に残念な思いで来たわけですが。

そうしたですね、今後、どうしていくかということ、私とすると、彼が今後この役場においても安心して自信を持って働いていただける、また、そうした能力も持っておりますので、そうしたことへ戻すような方策ということが一番だろうと思っております。

今回も、弁護士会からの勧告も受けましたので、議会が終わった後だろうと思うんですが、すぐ呼んで十分話そうと思ったんですが、なかなか話も聞いてくれませんでしたので、文書という形をもって、謝罪を改めてしますからということで申し上げたところでございます。

答弁になっているのかどうか分かりませんが、いろいろ昔から経緯があつてきたことでござ

いますので、それを否定するようなことはいたしません。弁護士会の方も本当に一生懸命審査してございまして、町のほうもいろんな状況説明なり文書もお出しする中で、こうした人権に配慮してくださいという強い決意を持って新たに対応してくださいということだろうと思いますので、それは私は本当に強く心に思っておりますし、そうしたことは二度と起こさないということは、誰よりも強く思っておりますので、そうしたことで、今後、全職員……。

結局、役場ですから200人ぐらいの職員がおります、パートさんも含めて。そうした一人一人、例えば200人の人権、それを全部一個一個、私とすると丁寧に見ていかないといけませんので、200人の人権の中の一つの事例でございますけども、今回はこういったことになっておりますので、丁寧に説明してきたというつもりでございます。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 1から4まで勧告を受け入れるんか、それとも事実誤認があるか、その辺をきちんと答弁してもらえませんか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 事実というのは、一つ一つそれぞれ、1個の要素についてもすごい事例があるわけですから、単純に認める認めないという話にはならないというふうに思います。

短期間での繰り返した異動、本人から変えてくれと言われたこともあります、1年で変わったときに。そういったこともありますので、短期の異動の勤務が、全部そのものにつながっているかどうかということは、私としても、本人から変えてくださいということを言われたこともありますし、それ等も含めておりますので、なかなか難しいんですが、弁護士会が指摘された事項というのは否定する気持ちは全くありません。そうした事実があったということはありますが、それに伴う背景なり経緯なりというのは、私として別に思うこともあるというのも事実でございます。

全部にそれを言いますと、本人の人権をまず回復する、尊重するということが前提の制度でございます。裁判ではないわけでございますので、申立人の気持ちに沿った形で、どうやったらやってもらえるんかというのを一番に考える制度だろうと思いますので、裁判のように、いついつこうこうだから判決を出すというような、判決というようなものではないと考えます。事実として全くないかと言われても、こうした経緯で来たわけでございます。

苦情電話への対応も、突然、すごい電話がかかってきて、罵声のような、専門家の長時間にわたる電話による詰問や恫喝、そうしたものを職員が受けておるときに、何らかガードしようというのは、私としても、そのときにどういった対応したかというのは後から聞きましたけども、そのと

きには本当に町のことを思って、別に職員のことを非難しようとかいうことでやったのではないと私は思います。

しかし、そういった対応をしたということは事実であろうと思いますので、今後、そうしたことがあったときに、まずどうした対応を取ったらええのかというのを、マニュアルなり対応にしたりでつくりたいと思いますが、職員もかなり心に深く受けておりますので、改めてそこで懲戒処分をしたり、勧告や訓告をしたりということは、少し冷た過ぎるんじゃないかと思いますので、今後、そういったことがないようにということをつくりましても、私とすると、関わってくれた職員、全部の名前は知りませんが、そういった気持ちで全員が思っておるので、今後はそういったことは再発しないのじゃないかなというふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 処分はしないということなのですが、過去には、これは広島県の例なのですが、人事評価で面談をせずに校長が人事評価をしたとして、広島県教委は、再任用した教員を、過去に遡って戒告という処分を下しています。それに倣えば、今回、勧告で取り上げた人事評価も、期首面談をせず、しかもゼロ評価をし、それを妥当だと認めた第2次評価者の副町長、それを追認した町長の責任は重いと思われま。

課税ミスの場合には処分ではなく監督責任を取るという形で3か月の減給としましたが、今回ではどうなります。そのまま黙って処分なしで済ませていいものなんですか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 人事評価につきましては、繰り返しになりますけれども、そういった問題が出てきましたときに、職員と直接、副町長と一緒に話しまして、謝罪して撤回・訂正をしますということで本人が了解してくれましたので、記者会見でも、そういう本人が気にしておる非常に不名誉な点、一番気にしていることとございますので、訂正するという、そして謝罪するということで了解を得ておりますので、現在のところ、そうしたことを改めて遡って処分すると……。

広島県教委の経緯がどうかは私は知りませんが、私の思いとすると、田布施町のそうした基準からすると、処分を今考えているという状態にはございません。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） ゼロ評価の問題につきましては、パワハラ案件が出る前に私が質問しました。そのときには、Bシートとしか出さないからというような理由で、取り上げられませんでした。しかし、パワハラ案件で質問した後は、あまりにも反響がひどかったから、それを評価替えしましたですね。

なぜ初めに、私がゼロ評価のときにそういったことをしなかったのか、それをお聞かせください。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 御指摘のように、ゼロ評価となった評価制度そのものに全く欠陥があるとは言いませんけれども、そういったときにどうなるのかというのは、シートが出ないというのを想定した制度ではございませんので、そういったものを全部出してもらった上での制度でございますので、出ないときにどうなるのかということ。後からそうした事例を県とかほかの市町の事例も聞いて、給与に反映しない、影響させないような形のB判定にするというようなことも聞きましたし、実際、当該評価に基づいて、この職員の評価を、給料上、下げたとかいうことも全くありませんので、一応、Bシートが出ないからということの説明いたしましたけども、当時とすると、そうした評価ができないんじゃないかというようなことがあると申し上げたことも事実であることはあります。

しかし、現在は制度を見直しましたので、そういったときの対応も含めてしっかりしておりますので、今後はそうしたことはないというふうに思っております。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 電話やメールが600件以上もあって、炎上したというのがありますよね。それは、私がこのパワハラ案件を質問したからではなく、当時の総務課長が、人格非難を入れた想定問答集を作り、それで職員に対応させたばかりでなく、さらに電話対応をした職員が、その想定問答集とは別個に、総務課長が了知の下、申立人の人格非難を交えてそれに対応したから、油に火を注いだ結果、そうなったんだと思います。

学校では、いじめやそれ以外の重大問題等が発生した場合には、窓口を管理職に一本化して、職員には一切返答はさせません。この想定問答集は総務課長の独断で作成したもので、町の公式なものではないからと、その時点での行動に対してだけでなく、町への開示請求があっても想定問答集の開示はしていません。

だったら、独断で作り、職員に対応させた当時の総務課長、600件以上も多くの抗議が出ているのに放置した町長と副町長の、田布施町の信用を失墜させた責任は重いと思われれます。それに対してどうされます。処分を科しますか。それともどんな責任を取るんですか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） おっしゃいますように、600か700か、どうやってカウントしたんか知りませんが、そういったかなりのものがあったというのは存じております。

しかし、内容も様々でございますし、当時の総務課長、一生懸命、1人で対応いたしておりました。

たけれども、それでも全く対応できない。今回、阿武町の3,400万円ですか、そうした誤った誤送付も、職員が、本当に電話が鳴りっ放しで、関係のない社会福祉協議会とか、観光協会とか、農協とか、そういったところまで、御存じないから、阿武町の方じゃないから、そういったことで電話があつて、電話を取れないというような状況であつたというふうに聞いております。

そうした、今から考えると少し配慮が足らなかつたということは多々見受けられるんですけども、当時、総務課長も、一生懸命、本当に家庭も大変だろうと思うんですが、そういった中、本当、朝から晩まで対応してきて、本当にそれじゃできないということで、管理職中心に、朝から晩まで電話対応をしてくれましたので、そうしたことについて、本当にあつてはならないことだと思いますけども、やむを得ないことだつたというふうな考え方になるしかないのかなというふうに思います。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） そういったように多くありながら、それを放置した町長と副町長の責任はどうなんです。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 放置したとおっしゃいますが、連動してきておりますので、私どもは、何がどうなつたか、どこで誰がどう対応しているのか……。私も精いっぱい。私の家にも、たくさん電話がかかってきましたし、女房が一日中電話で対応してきて、ノイローゼのような形になっておりました。そういうときに、本当に、今考えると、女房が言うんですが、「こうしたらよかつた、こう説明すりゃえかつたというんができない」と言うんです。

毎日、本当に何十件もの電話が鳴り続けて罵声を浴びせられるということがあつたとですね、通常意識の中での対応ができないというふうに思いますし、本当に、責任はどうかと言われればそうかもわかりませんが、私どもが知りましたのも随分後になってからでございます。

ずっと物語は続いてきておりましたので、そういう流れの中で、私も確認を早くすればよかつたんですが、電話対応をしてくれることしか分かりませんでしたので、後からそういったことを聞きまして、國本議員がおっしゃるとおり、少しというか、配慮が足らなかつたということは感じますが、当時とすれば、私の家のことも考えますと、それは通常感覚ではできなかつたことじゃないかなというふうに思っております。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 狛江市では、市長のハラスメントがあつたことから、首長の訓令で施行する要綱より拘束力がある、市長等の三役や議員という特別職の入つた「狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例」を制定しております。牛久市では、議員は入っておりませんが、

市長等の三役の入った「牛久市職員のハラスメント防止に関する条例」を制定しております。

今回の勧告を真摯に受け止めるならば、再発防止のためには、そういった特別職の入った拘束力の強い条例制定にまで踏み込んでやっていきませんか。それはどうですか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 弁護士会の勧告も真摯に受けさせていただいておりますので、それ等も含めて、研修なり、そういった制度なり、全く否定するつもりはございません。できることは職員全員でやっていきたいと思ひますし、議員の皆さま方にも、今後とも御指導、御鞭撻のほどお願いしたいというふうに思ひます。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） コンプライアンスの要綱は、福生市の「福生市」を「田布施町」に変えて、いわゆるTTPではないですが、徹底的にパクっています。この2つの自治体のハラスメント防止条例をパクっていくのも一つの手じゃないかと思ひます。よろしくお願ひいたします。どうでしょう。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） つくられている先行自治体というのは、そういった事例があつて、それに基づいてつくられておられますので、今回、田布施町もそうした経験を残念ながらしてしまいましたので、そうした事例、同じ要綱なり制度にしても、うちの状態として、どれを見本にさせてもらうのか、またどこをどう変えるのかというのは、随分、反省もいたしましたし、二度とあつてはならないと思ひますので、そういった面からも制度なり、見直しなり、つくったりということはやっていきたいというふうに思ひます。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） ちょっと時間がありますので、迫っておりますので、質問2に移ります。

「コンプライアンス行動指針等、3つの要綱や指針は遵守され、機能しているか」について質問します。答弁者は、東町長です。

一昨年12月、人事調査特別委員会が町長に結果報告をし、それを受けた形で、令和3年3月31日に、田布施町職員のコンプライアンス行動指針、ハラスメント防止等に関する要綱と指針、公益通報制度実施要綱、「要綱」の「綱」は質問のほうでは違つておりましたが、等3つの要綱や指針が施行されました。施行から1年8か月が過ぎていますので、これらの要綱や指針は遵守され、機能しているのか、それぞれの項目についてただしたいと思ひます。

1、消防団員の年報酬、その次に出勤と書いてありますが、出勤手当は、総務省からの通知によると、団員個人に支払うようになっており、令和2年度の監査意見書には、そういった対応をしていなかったために、厳しい意見が載っていました。9月の決算資料の令和3年度の監査意見書を見ますと、また前回と同じように、個人へ支払っていないことに対して厳しい意見が載っていました。

監査から意見書で2回も指摘されながらも、総務省からの通知の放置責任はコンプライアンス違反で問えません。未登記による課税ミスも、国からの通知の放置が発端となっていたはずで

2番目、ハラスメントについて、この間、何件あり、何件審査しておりますか。

3、公益通報は内部通報だけでなく外部通報もできるようになっています。この間、何件受け付け、何件受理して審査していますか。

4、ハラスメント防止と公益通報に関し、受付は遅滞なく行われていますか。

以上、お願いします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

まず、1点目でございますが、消防団員への個人支給についてでございます。

現在、田布施町では、副団長以上の幹部につきましては個人支給で報酬を支払っておりますが、部長以下の団員につきましては、分団の口座に振り込んでおります。

御質問にありますように、消防庁等の通知も受けまして、分団長会議で支払い方法の見直しについて再々議論しておりますが、県内や郡内の動向も併せて報告し、各分団から意見を聴取しておりますが、支払い方法の見直しは、現在、継続協議ということになって、見直そうということですが、実質的にどうした形でというのは、まだ継続協議となっております。

なお、令和4年度からは、年額及び出勤報酬の引上げを行っております。また、税制改正による非課税限度額の変更により、各団員ごとに課税対象となる報酬を整理し、源泉徴収票を来年1月に交付できるように準備を行っております。

長年、消防団員の報酬の支払い方法は変更してはおりませんでした。今後、個人支給にすることを分団ごとに対応していきたいと考えてきております。

次に、2点目の質問でありますハラスメントの件数と、3点目の公益通報の件数につきましては、併せて答弁をさせていただきます。

公益通報者保護法では、通報者が国民の生命や財産を脅かすような組織の不正について、通報者の秘密を守りながら窓口に通報することができる制度になっており、通報したことを理由に解雇等は無効とされております。つまり、通報者の保護を主眼にし、悪質な不正を告発しやすくすること

によって国民を守るという趣旨となっております。

本町におきましても、消費者庁のガイドラインに沿った要綱を定めて運用いたしております。したがって、本町の通報窓口には公益通報が寄せられ、それを受け付けて受理するという事は、調査して事実が確認されると重大な法令違反である可能性がある内容というふうに思われます。

ハラスメントにつきましては、事情も考慮いたしますが、悪質なハラスメントにつきましては懲戒処分となります。窓口である総務課によりますと、通報はあるものの、いずれもハラスメント通報や公益通報には該当しない内容と考えているということでございました。そうしたことがございますので、件数等につきましての回答は差し控えさせていただきます。

最後の4点目の御質問である「ハラスメント防止と公益通報に関し、受付は遅滞なく行われていたか」ということですが、要綱は事務処理手順の基準を定めたものであり、例えば不正と思われるものや濫用的な通報など、基準にそぐわないと窓口が判断すれば、受付自体をしないこともあり得ると考えております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 消防団員個人への報酬等の支払いは、とうとう2年も滞っているわけですね。こういった総務省の通知は、こういったように2年間も放置しているのは、以前、通達とか通知については、答弁で、参酌して田布施町の独自で判断を決めていけるというように言われたと思うんです。この通知は参酌してから2年間も放置しているんですか。

○議長（松田規久夫議員） 山田総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 放置しているという話でございますけれども、実際、分団長会議等、あるいは熊毛郡内の団長会議等でも情報交換等をしてながら、分団長会議でいつもお願いしております。県からの指導とか、そういうことにつきましても、そこでは説明しておりますが、なかなか団の事情等により進んでおらないということで。

今、答弁にもありましたけれども、今度、源泉徴収票を交付する団員も出てきます。こうしますと、団のほうとしましても、団に一括して振り込まれてしまうと、その整理がなかなか難しくなってくるということで、個人に支給するほうが整理しやすくなってきますので、そういう環境の変化等を踏まえて、できるところから改善していきたいというふうに思っております。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 事務報告書だけじゃなくて、10月に行われた令和4年度定期監査の結果報告を見ますと「消防団員の報酬と出勤手当の支払い方法について、現在、消防団との協

議中とのことである」というように書いてあります。だから、今の時点でまだできていない。

今月に入り、消防団の個人への報酬支払いの総務省の通知のことを、近所の消防団員に聞きました。そうすると「マイナンバーカードを知らせてくれと言われたが、そういった個人への支払いがあるというのは知らない」という返事でした。

先ほど、来年1月にはということなんですが、それは確実にできるんでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 山田課長。

○総務課長（山田 浩君） 知らないということでございますけれども、分団長のほうには、しっかりと伝えてもらうよう、もう一度、再度、徹底したいと思います。努力はしてまいります。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 消防団員のことではなくて、国からの通知のことで別件を聞きたいと思います。

農水省の通知が末端まで知らされていないことから、中山間地域等直接支払制度をめぐり、大分県では、一部の農家が不当に交付金を受け取れないという事例があるようです。田布施町では9地区の参加集落がありますが、そういった事例はありませんか。

○議長（松田規久夫議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 本町においてはそういう不正等はありません。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 事務執行概要のほうを見たら、9地区を見ますと、圃場整備された集落がほとんどです。中郷地区では圃場整備がこれから行われますが、その後、中山間地域等直接支払制度に参加できるんです。どんなです。

○議長（松田規久夫議員） 山中課長。

○経済課長（山中 浩徳君） これにつきましては、令和2年度のときに棚田振興法が改正されて、議員の皆様方に御説明したかと思えますけれども、中山間地域につきましては、20分の1以上の勾配が必要なことと、1団地が1ヘクタール以上要るということでございますので、残念ながら中郷地区はそれに該当しないということになります。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） そのことなんですが、さきの9月議会の決算審査特別委員会で、前年度あった開示請求内容の記載がないことを質問したとき、副町長は、その時点では回答を保留し、最終本会議後の執行部関係の全員協議会で、開示請求内容と、新たに公益通報に関する事項について追加の報告をしました。

公益通報に関する事項については、事務執行概要の印刷時には分かっているはずなのに、町の広報でも訂正は10月号になってからです。町や町長の都合の悪いことは隠蔽するというような、恣意的なもんじゃないかというように感じます。

開示請求内容を記載しなかった理由と、新たに公益通報に関する事項の追加について、なぜそれらを決算特別審査委員会時に公表できなかったのか、それをお聞きします。

○議長（松田規久夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 実際に言ったとおりのことで、何の意図もないし、別に開示しても特に不利益も生じませんし、出せる情報は出せということで常に職員に言っています。たまたま担当が、それを出さなかった、その当時に出ていなかったということで、追加で出したということで、特に國本議員が言われるような深い意味は全くございません。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） できたら委員会内でそういったものは処理せんといけんと思います。本会議の後の全員協議会で説明するというのは、責任回避じゃないかと思います。今後、気をつけていただきたいと思います。

それから、田布施町職員のハラスメント防止等に関する要綱の第7条の2によりますと「窓口は、通報または客観的な立場からの問題の迅速な処理及び解決に当たるものとする」となっています。きちんと迅速に処理できておりますか。

○議長（松田規久夫議員） 山田課長。

○総務課長（山田 浩君） 先ほど町長答弁の中にもあったと思いますけれども、こうした要綱につきましても、事務処理の基準を定めたものでございます。公益通報でいいますと、これは公益通報制度に基づく通報だということになれば、通報者の秘密を守るとかそういうことが必要になってまいりますので、そういう事務処理手順としての要綱を遵守してやっていくことが、そうしたミスを防ぐこととなります。先ほども言いましたけれども、例えばハラスメントとか、通報に該当しないようなものまでそれに沿ってやるということとは限りません。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 内部通報につきましても、私は昨年11月に提出したにもかかわらず、年度を超えて4月に受け付けたとのメールを頂いております。そして、受理するかどうかの返事は、今もって頂いておりません。あまりにも遅過ぎはしませんか。

○議長（松田規久夫議員） 山田課長。

○総務課長（山田 浩君） 個別的な通報への対応については、答弁を差し控えさせていただきます。

いと思います。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 遅いかどうかということです。その対応の遅れた内部通報の窓口が、パワハラ案件の抗議電話の対応に想定問答集を作成した元総務課長がなっています。そういった職員が窓口では、到底信用できるものではありません。そのまま窓口担当でいいのでしょうか。住民感情からは到底容認できません。

○議長（松田規久夫議員） 山田課長。

○総務課長（山田 浩君） 窓口内部のことについては、答弁を差し控えさせていただきます。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 一応、時間があと10分ということなので、次の質問3に移ります。「発掘調査報告書未刊行とそれに係る問題について開示を」について質問します。答弁者は鳥枝教育長です。

9月議会の決算審査特別委員会で「3人の発掘調査員がいるが、ここ数年、1人がその担当から外れ、2人で回していると聞いています。そのためか、発掘後の報告書がここ数年作成できていないとも聞いています。それが本当ならば、由々しき問題だと思うが、事実はどうなのか」とただしたことがあります。

その後、発掘調査報告書未刊行との新聞報道がなされ、報告書については、有識者や関係者から3年間で作成するようにとの指摘もあります。人事と未刊行の責任の所在等について曖昧模糊になっていますので、それらのことについてお尋ねしたい。

1、報道では、教育長は記者からの質問に「私の指導監督不足があった」と答えています。発掘調査員3人のうち1人を、長年発掘調査の担当から外していた人事を教育長は把握していましたか。

2、報道では、町の社会教育課が記者からの質問に「発掘現場を優先させ、報告書作成の体制が整っていなかった。発掘し、報告書も担当する専門員3人の配置にも問題があったかもしれない」と釈明していますが、今回、表面化した報告書未刊行の発掘調査は何件あり、その主な要因と責任の所在はどこにありますか。

3、以前にも「通過型観光から滞在型観光へ」という質問のときに、古墳等の遺跡や史跡は観光資源も価値が高いということをお知らせしたら、そのとおりの答弁を頂きました。そうすると、発掘調査の報告書の意義はその面でも高いと思っているんですが、今後の人員配置と報告書刊行の見通しをお尋ねしたい。また、これまでの報告書はどこに展示してあり、それは閲覧できますか。

以上、お願いします。

○議長（松田規久夫議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） それでは、発掘調査報告書の未刊行に関する3点のお尋ねに一括してお答えいたします。

まず、本町の発掘調査事業につきましては、平成30年度から現在の3名の文化財専門員が担当するようになりまして、途中で作業業務の役割分担の変更はありましたが、そのうち1名が担当から外れたということは聞いておりません。

次に、発掘調査の報告書につきましては、調査終了後、おおむね3年以内に刊行する必要があるとされておりまして、この刊行をもって事業の完了となります。しかしながら、現時点で平成28年、29年、30年度に発掘調査を終了した5遺跡につきましては、3年以内に報告書を作成・刊行することができておりません。

また、今後、これらの報告書を先に作成する必要があることから、令和元年、2年、3年度に発掘調査を行った3遺跡についても、刊行の遅れが生じることが想定されます。

報告書の刊行の遅れが生じた要因といたしましては、圃場整備事業の計画の追加変更等の影響もありまして、発掘調査すべき遺跡も増え、発掘現場での作業を優先せざるを得なくなり、報告書の作成が順次遅れてしまう結果となりました。また、発掘作業を担う作業員数の確保など、十分な体制が整わなかったことも原因の一つと考えております。

いずれにいたしましても、本事業は社会教育課が実施してきているものでございまして、発刊が遅れていることの原因は教育委員会にありますので、調査が終了した各遺跡の報告書を、できるだけ速やかに刊行できるよう努めてまいります。

今後、発刊の遅れが見込まれる8遺跡の報告書の刊行予定につきましては、令和8年度中までに全てを刊行する計画であり、文化財専門員2名と、補助員、整理作業員及び社会教育係の担当者の計6名で行う予定にしております。また、これまでの報告書につきましては、図書館及び社会教育課の分室である文化財調査室で閲覧することができます。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 発掘調査員を長年発掘調査の現場から外した件では、パワーハラメントとの指摘もあるようです。それについてはどう認識していますか。

○議長（松田規久夫議員） 社会教育課長。

○社会教育課長（長谷 満晴君） 先ほど教育長の答弁でありましたとおり、発掘調査から外したと

いう認識はございません。発掘調査には、作業、現場作業、また、それに関わる試掘、踏査、それぞれでございますので、その役割分担の業務変更があったというふうな認識で、我々はそのように体制を整えておる所存でございます。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 私のほうには、5年間担当していないというのは聞いておるんですが、本人から。

今回、町史編さんの大きな目玉に、平成年間に行った遺跡発掘の資料の紹介があります。今回の報告書未刊行では、その資料となるべきものが掲載されませんが、それはどうされます。掲載なしで町史のほうは発行するようになるんですか。

○議長（松田規久夫議員） 社会教育課長。

○社会教育課長（長谷 満晴君） 実際、報告書の未刊行という部分については、反映は不可能だと思っております。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 未刊行だから町史の中に入れられないですいいね。それはそれでええんですか。どうなんです。

○議長（松田規久夫議員） 氏下主幹。1分以内でお願いします。

○社会教育課主幹（氏下 孝二君） 今の質問についてお答えします。

平成年間に行われた発掘調査については、既に概要報告を農政局のほうに提出しております。これを中心に原稿の作成は可能だというふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 詳しい報告書がないと、きちんとした町史編さんができないと思います。その辺をどういったように。概略でいいんですか。

○議長（松田規久夫議員） 氏下主幹。

○社会教育課主幹（氏下 孝二君） 町史にどこまで載せるかというスペース的な問題もあると思いますけれども、概要報告は、つかみではなくて詳細なところを入れております。ただ、図版とか、遺構位置図でありますとか、図面や写真のところは、十分な整備ができていないというふうに思っております。

○議長（松田規久夫議員） 時間です。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 以上で終わります。

○議長（松田規久夫議員） 以上で、國本悦郎議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（松田規久夫議員） 昼食後の再開は、従来どおり1時30分。10分、時間が短いですが、集合時間、よろしくお願いします。

午後0時09分休憩

.....

午後1時29分再開

○議長（松田規久夫議員） 休憩を取り消し、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

高月義夫議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） それでは、通告に基づきまして、2問、質問させていただきます。一問一答で、答弁は、東町長、お願いいたします。

まず、1問目は「少子高齢化における町の取組は」です。

東町長におかれましては、2期目がスタートいたしました。そこで、スタートの初めに、基本的かつ今後の田布施町にとって極めて重要な少子高齢化問題について質問致します。

11月末現在、田布施町の人口は1万4,569人。国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口では、今から18年後の2040年には、人口は1万1,897人、今から2,672人減と予測されています。町のピークの平成18年12月、1万6,800人から約5,000人減となります。

確かに、日本の人口が減っているから仕方がないという声も聞きます。しかし、逆に増えている自治体もあるのです。社会増もあるし、自然増の自治体もあります。そういう自治体は、田布施町とどう違うのであろうか。

そこで尋ねます。

1、田布施町で少子高齢化が進む原因は、何が考えられるか。

2、少子高齢化が進むと、田布施町ではどういった問題が起こると考えるか。幼年、青少年、高齢者に限定して答弁ください。

3、高齢者が過去5年間に転出した人数と、転出された理由が分かればお願いいたします。高齢者とは、世界保健機関の定義では65歳以上となっております。

以上、よろしくお願いします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

日本全体が人口減少社会になりましたのは、随分以前のことでございますが、今、地方での急激

な人口減少が深刻な社会問題となっており、近隣の市でも過疎地域に指定されるという非常に厳しい状況になってきております。これは、日本全体が問われていることではありますが、特に、就業・就学から、広域や県レベルを含め、人口対策への取組が重要だと私は思っております。

そういった中、逆に人口が増えている自治体があることは承知しておりますが、それぞれの自治体に地域の特性があるものというふうに思っております。その要因は、国の経済白書などにも記載されておりますが、3大都市圏以外の地方においては、第1に、製造業や商業の集積等が見られる市町村とその周辺市町。また、農業や観光等の拠点が存在する地域。第2に、良好で安定的な雇用環境の下、住環境の整備や子育て支援等の取組により、若い世代の暮らしやすさが向上している市町村などに分析されております。

それでは、議員のお尋ね1点目の「田布施町で少子高齢化が進む原因は、何が考えられるか」についてでございます。

本町の人口ビジョンの、現況と課題に対する基本的視点から分かるように、人口減少は、近年、転出超過による社会減が続いてきております。特に10代後半から20代前半の若年層の転出が多いことから、大学進学等をきっかけに転出し、そのまま町外に就職している状況が伺えます。若年層の流出については、その後の結婚や出生数にも影響を及ぼし、継続的な人口減少の第1要因として考えられております。

また、全国的な傾向と同様に、本町においても未婚率が高くなっており、未婚率の総数は、全国や山口県と比べ低くなっているものの、男性の20歳代から50歳代前半及び女性の20歳代、40歳代の未婚率が、全国や山口県と比べて若干高くなっております。

そのことで、合計特殊出生率は、平成25年から29年では1.45と近年は回復傾向であったところが減少傾向へと変わり、人口の維持に必要となる合計特殊出生数2.07を引き続き下回っているほか、子供を産み育てる年代である20代から40代の未婚率の上昇は、出生数に影響を与えることが考えられます。

また、社会動態の推移を見ると、平成16年から平成19年にかけて転入が転出を上回る社会増となっておりましたが、平成20年以降、転出が転入を上回る社会減が続いてきております。社会減が続く中で、令和元年には再び転入が転出を若干上回り、社会増となりましたが、ここ数年は、転出超過で推移している状況となっております。

また、近年では工業地帯を有する周辺自治体の企業集積の低下、また、その自治体で宅地開発が進んだことなどにより、ベッドタウン化することで人口を維持してきた田布施町が、定住の地として選ばれる訴求力が低下しつつあるのではないかと感じております。

2点目は「少子高齢化が進むと、田布施町ではどういった問題が起こると考えるか。また、幼年、青少年、高齢者への影響について」でございます。

まず、幼年や青少年世代では、子供同士の交流の機会や幅広い人間関係を育む機会が減少し、社会性が育ちにくくなることが懸念されております。

また、子育て支援のための施設や、そこで支援に当たる方々などは、子供さんが一定数いることが前提で配置されてきた経緯があります。当然、少子化が進みますと、これらの子育て支援の基盤も先細りになってしまうことが予想されます。

このほか、近年、父親の育児参加は増えてきましたが、少子化で兄弟や姉妹が減っていることにより、親の過保護・過干渉など新たな問題も出てきていると思います。

町では、子供たちや親が集う場を毎月開催し、交流のきっかけづくりに取り組んでおり、このほか、子育て世代包括支援センターや母子保健推進員の戸別訪問等で相談に応じるようにいたしております。

次に、青少年においては、児童・生徒数の減少に伴い、学校での一定規模の集団を前提とした運動会や文化祭などの学校行事の開催が困難となることや、子供同士が切磋琢磨する機会や、異年齢集団による活動の機会が減少することなどが予想されております。また、若者の減少によって、地域の伝統的な祭りや行事などの開催や伝承が困難になるとの指摘もございます。

また、高齢者の増加に伴う影響といたしましては、医療費や介護給付費の増加なども考えられ、それに伴う介護保険料などの上昇も考えられます。このようなことから、本町では、高齢者の方ができる限り健康で暮らせるよう、町内各地で百歳体操の実施や、高齢者の集いの場づくり等を行い、介護予防に取り組んでおります。

また、介護従事者の不足も考えられるため、高齢者のごみ出しや買物など、介護支援専門職でなくても行えるものはボランティアで対応できるような仕組みづくりに取り組み、民間事業者による移動販売も効果的に活用できるよう、利用促進にも取り組んでおります。

3点目は「高齢者の過去5年間に転出した人数と、転出された理由」についてでございますが、65歳以上の転出数は、平成29年度は46人、平成30年度は55人、令和元年度は50人、令和2年度は43人、令和3年度は37人となっております。

高齢者の方の転出の理由については、特に理由をお聞きしませんので分かりませんが、高齢者の施設等への入所や家族の近くに行かれる方など、また、ふるさとに帰られる方など様々な理由が考えられると思います。

最後に、少子高齢化への取組については、一朝一夕には行かないと思いますが、若い世代の子育

て支援や多様な雇用の場の確保、また、移住・定住施策や安心して住み続けられる良好な生活環境の整備を進め、さらには中長期的な視点に立った総合的・横断的なまちづくりの戦略として進めていく必要があると私は思っております。

短期的には、令和7年度までの計画である総合計画や総合戦略を着実に具現化することにより、本町を取り巻く諸情勢と課題を、議員の皆様とも一緒に取り組んでいかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） ありがとうございます。

少子高齢化については、これまでも各議員より質問が出ており、御答弁いただいております。また、今回、原因と問題を答弁いただくことで、その対策を考える手だてになればとあえて質問いたしました。

少子高齢化に伴う各世帯での問題も挙げていただきました。また、それに取り組んでいる政策というもお話しいただきました。

今の御答弁の中で「ベッドタウン化することで人口を維持してきた田布施町が、定住の地として選ばれる訴求力が低下しつつあるのではないかと感じております」と御答弁いただきました。これは、どういったことでこのように感じられたのかというのをお聞かせいただきたらと思います。

○議長（松田規久夫議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） 先ほど町長の答弁にもちょっとございましたけど、近年では、工業地帯を有する周辺自治体、集積が低下しているというところもございます。

また、その自治体においては、ベッドタウン化することで人口を維持してきた田布施町なんですけど、そういうことで、地域の住宅開発が進んだことで、そういう訴求力が落ちているんだろうというふうに感じております。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） ありがとうございます。

実は、田布施町に転入されてきた方、いろいろ子育て世代が多いんですけども、お話を聞くと、非常に住みやすい町だということを皆さんおっしゃいます。住んでみたらこんなにいい町なんだということを実感した、ということをおっしゃる方が非常に多くて、大変うれしく思うわけです。東町長も子育て支援ということで、大変力を入れていらっしゃる。そういったところのことを感じ取られていらっしゃるのかなというふうに思うわけです。

ただ、入ってこられるまでの方が、そのよさというのに気づかれていないというか、知っていないというのが非常に大きいんだろうなというふうなことも、そのお話の中で感じる場所があります。次にホームページの問題も質問いたしますけれども、そういったことも、ぜひ町では積極的に広報活動というのが必要ではないかなというふうに思っております。

実は、私は、議員になって1年間、行政のことや議会のことを全く知らないで飛び込んだというのがあります。そういったことで、今回、4月より、総務省、そして全国市長会、全国町村会などの関係機関の支援により設置された、滋賀県大津市にある全国市町村国際文化研修所で行われる研修に、積極的に参加いたしました。

その中で、全国から多いときには180人ぐらいが集まる、自治体の職員さん、そして議員さんが集まった研修ですけれども、非常に志が高い。そしてまた、今、自分の住んでいる自治体を、このままじゃいかん、何とかしなきゃいけないという思いでたくさん集まってきておられます。

そういった方たちに、非常に刺激を受けるわけですけれども、時代の変化を敏感に感じ取って、住民にとって魅力あるまちづくりがどうしたらできるかということ、常に、その中でいろんな演習がありますけれども、話し合っているように思います。非常に参考になる研修ではあるわけですけれども、どこの町も人口減というのに頭を悩まされていらっしゃると思います。

そうした気持ちのある方が集まって、いろいろなことを考えて、対策を練っておられるということは、並大抵のことでは人口問題や少子高齢化問題というのは解決しないんだというのを、肌で感じたこの1年でした。

実は、田布施町という名前ですけれども、合併しない限り、多分、この田布施町という名前はずっと残ると思います。ただ、少子高齢化で人口が減っていく中で、消滅する地域というのも出てくるのではないかなというふうに思うわけです。

本当にいろんな、町内5地域ありますけれども、それぞれにいいところがたくさんあって、後世に残っていかなくちゃいけない大切な地域だというふうに思うわけです。ただ、コンパクトシティとかいうようなことで、中央に集約するというようなことも多くあるわけですけれども、そういったところが少しでも長く残って、次の世代につなげられるようにというように感じております。

若者の減少によって、地域の伝統的な祭りや行事などの開催や伝承が困難になるということも挙げられております。そういったことにならないように、本当に小学生や中学生のときから地域と関わる活動というのも必要であろうというふうに思っております。

そういうふうな大変難しい問題ではあるわけですけれども、高齢者が、先ほど転出の理由を挙げていただいております。年を取っていく、その中で最近は免許返納というのをもたくさん進んでおる

ようです。事故を起こさないように免許を返す。そうすると、動くということがなかなか難しくなってくる。

今日の午前中も、落合議員から公共交通についての質問がありました。本当にそういった人口減というの、そういった問題もたくさん絡んでいるんだなというのを、いろいろ質問のことを聞きながら感じたところです。全て総合的に考えていかなきゃいけない。そうした中で、地域公共交通にもぜひしっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

そして、これは高齢者だけじゃない。若者、高校生。特に、今、山口県教育委員会が進めております高校の再編統合は決してよそごとではない。身近な問題だというふうに思っております。

近いうちに、本当に遠距離通学をしなきゃいけない高校生がたくさん出てくるような状況になっても、この田布施に住み続けて、しかも親御さんの負担が本当に軽くなるような地域公共交通というものを実現していただきたいと思います。そういった取組についていかがお考えか、お願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 森課長。

○企画財政課長（森 清君） 今、高月議員が言われるように、時代の変化を感じ取って、住民にとって総合的に何ができるかというところは、考えていかないといけないというふうに思っております。

いろいろ諸問題、課題等がございますが、例えばこの事業やこの支援をやれば人口減少を抑制できるといった特効薬というのは、なかなかないのが実情でございますが、先ほど言われましたように、消滅可能性都市というのにならないように、総合計画とか総合戦略を着実に進めていくことが大事だと思っております。

具体的には、先ほど言われましたように、若い世代の子育て世帯の支援とか、多様な雇用の確保、また、移住・定住施策とか、良好な生活環境の整備等を進めていくこと、根気強く施策を継続していくということが大事なことだろうというふうに思っております。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） 本当は、これは多分1町だけで取り組むよりは、広域で取り組んだほうがいいのではないかなという面もあります。交通政策なんかは、特にそう感じるわけですが、けれども。

これは、市町村の自治体だけではない。県も、いろいろ今は維新プランというのを出されて取り組んできておられます。その維新プランの中に、維新プロジェクト評価というのが、令和3年度の評価というのが上がっておりました。山口県のホームページですけれども。

その中の19番目の「人口減少社会を生き抜く地域づくり」という項目の中に、主な取組と課題ということで挙げられております。主な取組・成果、令和3年4月から令和4年7月ということで記載があるわけですが、その中に「令和4年3月、柳井市、田布施町、平生の1市2町が柳井広域都市圏での広域立地適正化に関する基本方針を策定」というふうに記載しておりました。

実は、ゆうべ遅くにホームページを見ていたら、これが載っておりました。全く知らない言葉でしたので、これは何だというようなことだったわけですが、今年の3月に策定されておられるようです。このことは議会のほうへ何か御説明というのはありましたでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 田中課長。

○建設課長（田中 和彦君） この計画につきましては、国土交通省中国地方整備局と山口県、田布施町、平生町がオブザーバーとして参加いたしました。私、今、資料がないので、はっきりしたことは分からないんですけども、一応、結果につきましては、都市計画審議会でも報告しております。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） ありがとうございます。

詳しい内容というのは、私もゆうべ見たばかりで、打ち出して内容をいろいろ読ませていただきました。この要旨としましては、策定の条件、いわゆる必要性というものが書かれております。

人口減少、高齢化、低密度化、財政状況悪化、広域主要幹線道路網の整備が必要なことから、連携強化や機能分担を行い、効率的な運営を図るというふうに記載しておりました。広域で、こういう人口減少の問題にも取り組みましょうというようなこと、道路整備網も同じなんですけれども、というようなことが書かれております。そして、1市2町が連携してまちづくりを行うため、共通方針として持つべき方針を定めるというふうになっております。

また、この基本方針の策定の背景や目的は、地形条件からも特に結びつきが強い本圏域1市2町を一体のエリアとして、広域立地適正化方針の対象地域とするとあります。

これは、いわゆる広域連携のための基本方針というようなことで理解してよろしいのでしょうか。それとも、所管が建設課というふうにお聞きしましたが、そういう建設課の関係のみの方針なのかということ、その辺はお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（松田規久夫議員） 田中課長。

○建設課長（田中 和彦君） 当計画につきましては、建設課だけという意味合いではなくて、各市町の都市づくり、まちづくりに関するものでございます。内容につきましては、詳細は今不明でございますけれども、田布施の都市計画審議会のほうで、基本方針の了解を頂いております。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） 基本方針の了解というのは、多分、適正化に関する基本方針というものを了解いただいたということだと思います。

ここには課題というのが挙げられておりました。人口減少や高齢化が進む中、マイカーを自由に利用できない人への移手段の確保が求められるというふうな内容も書かれております。こういったことも、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

まだ漠然としたことだと思うわけですが、5年ごとにその内容を見直すというふうにありますので、もう実施に移らなきゃいけないことではないかと、このプログラム上。2040年までの継続した方針のようですんで、そういったことをしっかり詰めていただきたい。

というのが、この中に書かれております、この広域都市圏立地適正化方針を受けて、各市町がそれぞれの広域交通ネットワークの形成に向けた方策を含んだ立地適正化計画を策定するというふうになっております。

いわゆる広域の適正化に関する基本方針を基に、各市町で計画を立てるんだというふうになっておるんですけれども、今現在、この計画を立てるといようなことは行われておるのでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 田中課長。

○建設課長（田中 和彦君） 田布施町において、立地適正化計画は今ございません。県内でも、村はございませんが、町のほうではほとんどつくっておりません。策定されておりません。

今、調査・研究という段階でございまして、将来的には県、国等、指導もございしますので、つくらなきゃいけなくなる可能性があります、今のところ、早期につくるという計画はございません。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） つくる計画がないという御答弁でした。ただ、基本方針にはこれからのタイムスケジュールが載っております。直ちに策定をするというふうになっていて、5年ごとにそれを連携して見直すというふうなプログラム。これが5年ごとにずっと続いていって、2040年までというふうに書かれております。

どういう申合せなのかよく分かりませんが、策定というのは必要じゃないかというふうに思うんですけれども、いかがですか。

○議長（松田規久夫議員） 田中課長。

○建設課長（田中 和彦君） 資料の詳細につきましては、私も以前の話なんで頭に入っておりませんが、これをつくるためには、皆さんの合意、町民の皆さんの合意、議員の皆さんの合意、合

意形成が必要となりますので、すぐに策定というわけにはいきません。そういう状況でございます。

今後の課題ということで考えていただければと思います。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） 今、議員のほうにというふうな話もありました。ただ、これが策定されて何の説明もないというのは、ええっ、というようなことではあるわけですが、この情報というのも山口県のホームページと柳井市のホームページには出されておりました。田布施と平生はホームページにはなかったわけでありまして。知る手段がない。たまたま県のホームページを見て初めて知るようなことでした。

そういう情報というのは、特に議員と一緒に考えていけないうようなことがあれば、即、開示していただくのが、情報を出していただくということが大事だろうというふうに思います。今後もしろいろあろうかと思いますが、その辺は十分気をつけて取り扱っていただきたい。

この進行管理という中に、PDCAサイクルの中ですけれども、広域立地適正化方針を策定し、各市町の立地適正化計画を策定というふうにプログラムで書かれています。そういったこともよく確認いただいて、田布施が後れを取るようなことじゃいけないと思います。

また、この立地適正化計画と、先ほど言いました交通ネットワークというものを計画するようですんで、そうすると地域公共交通計画にも絡んでくる問題だと思います。この地域公共交通計画というのも、来年度には策定を始めるようというように、タイムスケジュール的になっております。そこで齟齬があってはいけないというふうに思うわけです。

そういった全般を見ていただいて、しっかりと後れを取らないように計画していただきたい。多分、同じ内容になってくるんじゃないかなと思いますけれども、ぜひお願いしたいと思います。

こういうところというのは、総務省から32次地方制度調査会答申の中に、地域の未来予測に関する記述があります。ここに、地域の未来像についてまとめられています。

「市町村は、住民に最も身近な地方公共団体としての役割を果たすため、今後の変化やリスクに的確に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していく必要がある。その際、市町村の現在の状況の課題、今後の変化の現れ方は多様であることから、それぞれの市町村において、首長、議会、住民に加え、コミュニティー組織、NPO、企業の地域社会を支える様々な主体がともに、資源制約の下で何が可能なのか、どのような未来を実現したいのか議論を重ね、ビジョンを共有していくことが重要」というふうに書かれています。

ぜひ広く意見を求めて。なかなか調整というのは難しいかもしれません。ただ、今現在、住民の

皆さんがどう考えているかということも、しっかりいろんな施策に取り入れる必要があろうかというふうに感じております。そういったこともお願いして、1問目を終わらせていただきます。

それでは、2問目に移ります。

ホームページの3秒ルールを御存じでしょうか。人は、探したいホームページを開いたとき、見続けるかどうか、自分に有意義かどうかを3秒で判断するそうです。

例えば、移住・定住のことを調べるため、町ホームページのトップにある「田布施で暮らしませんか？ 定住促進サイト」をクリックすると、新着情報で……。これは11月11日と書いてありますけれども、現在、18日に更新されています。18日の「たぶせを語ろう！たぶせで語ろう！」の文字のみ。その他のリンクをクリックしても文字情報。ぜひ田布施に来てほしい、そして、魅力ある田布施に住んでほしい、その思いが伝わってきません。

定住促進サイトだけでなく、ほかにも同様に感じます。昨年6月の定例会で、ホームページに様々な情報の掲載をお願いした。その後は気をつけていただき、改善が図られてきました。ただ、今のホームページには何か欠けているものがあると感じます。

そこで尋ねます。

1、東町長が、田布施町のホームページと他自治体、例えば隣の平生町ホームページを比較され感じられた率直な感想をお願いいたします。

2、町にとってホームページの役割とは何でしょうか。

3、町ホームページは文字の羅列が多く写真が少ない。これは何か理由がありますか。

以上お願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

まず、1点目で「田布施町のホームページとほかの自治体、例えば平生町のホームページを比較して率直な感想は」とのお尋ねでございますが、私が個人的に思うことは多々ありますけれども、ここで私が平生町がどうか、こうかと言える立場にもございませんし、その辺は少し控えさせていただきます。

お互いにスタートは、ほとんど同じように、うちのシステムを平生に持っていったようなイメージがあります。その後は随分変わってきました。御容赦いただきたいと思います。

ほかの自治体と比べてみて、トップ画面に田布施町を紹介するような写真はないわけですが、動線のつくり方など、見やすさという時点では、大きく見劣りするものではないと思いますし、特に新着情報については、ほかの自治体よりも常にアップする回数も多いんじゃないかと。

私も、随分、近隣、周南から岩国まで見ておりますけども、サイトの作り方でまた随分変わってきますけども、うちの場合は新着情報というのが一番上に出ますので、その回数から見ると、非常にきめ細かく出してくれているなという気持ちは持っております。

しかしながら、町民のニーズに寄り添った町民目線のカテゴリー別の検索方法になっているかなどについては、広報・PRの在り方や戦略として、今後、本当に改善していく余地がすごいあるというふうに考えております。

2点目の「町にとってホームページの役割は」についてでございますが、月1回の広報たぶせと同様に、行政から町民の皆様に正確な情報を適切に伝えるための重要なツールの一つであるため、その特性上、広報のように紙の制約を受けず、迅速に多くの情報を伝えることが可能であることから、情報手段の本当に大切な手段となってきました。

その中で、自治体広報に求められる役割の一つは、行政情報や社会生活に必要な情報、災害情報など生命に関わる情報など多岐にわたりますが、町民に正確に適切なタイミングで情報提供をすることだと考えております。

また、ホームページを通じて、町外の方に本町の施策や取組、さらには地域の魅力をアピールすることで、関係人口や移住者、企業誘致など、様々な分野での活性化にもつながると思っております。

そういった役割の中で、町のホームページの具体的な運用状況を申し上げますと、常時1,200ページを公開しており、令和3年度の変更処理件数は、延べ数でございますが、約1,600件、行っております。また、システムで管理しているページは2,000ページを超えるものとなっております。

それらの各ページについて、事務担当者がそれぞれのコンテンツの作成・修正を行い、その部署での管理職のチェック・承認を受け、企画財政課で統一的なルールを設け、間違いがないか、適切かどうかという確認を行い、公開いたしております。

また、ホームページは高齢者や障がいがある方など、より多様な方々に情報を伝えることが可能なツールでございます。総務省が定めております、みんなの公共サイト運営ガイドラインに基づき、ウェブアクセシビリティの確保、維持、向上に取り組んでおります。

このウェブアクセシビリティは、日本工業規格、いわゆるJIS規格の高齢者・障害者等配慮設計指針に基づくもので、国による調査も実施されております。本町も国より指摘を頂いて、内容を受け止め、日々、改善に努めております。

なお、ホームページへの掲載につきましては、私は、常日頃から、職員に対して、町民が必要な

情報を正確に適切なタイミングで発信するよう、課長会議などを通じ指示しているところでございます。

次に3点目の「町のホームページは文字の羅列が多く写真が少ない。これは何か理由があるか」についてでございますが、写真等より文字情報が多い件については、先ほど述べましたように、ウェブアクセシビリティの観点から、写真をはじめとする画像情報は、目の不自由な方が使われるホームページの読み上げソフトへの対応について、正確に伝えるという点で課題が生じるため、できる限り伝えやすい文字情報として作成しております。

また、最近では、ホームページの閲覧にはスマートフォンの利用が多いと推測され、写真などの画像情報を多く掲載した場合、1つのページのデータ量が多くなり、いわゆる重たいページとなり、利用者が閲覧される際にストレスを感じることもあると思います。

一方で、写真や画像の掲載につきましては、昨今、著作権や肖像権の課題も生じており、個人であれば問題ない利用も、法人となると問題が生じる場合があり、特に慎重に取扱いを行っております。

このようなことなどを踏まえながら、引き続き町民の皆様にも、正確な情報を適切なタイミングで提供し、よく見てもらえるホームページ作りに努めてまいります。

最後に、本町の課題として、広報部門のリソースが限られている状況の中で、広報紙やホームページなどでしか情報発信ができないことが大きな課題と受け止めており、このことは、情報を受け取りにくい層が出てきてしまう問題もございます。

今後の戦略の一つとして、本町の取組が現在遅れております新たな情報ツールとして、LINEやSNSなどを活用した情報発信について、来年度以降、新たに活用できるよう、一部、予算化を検討しております。

まずは、来年度は、以前、議員から御提案のありました、民間の活力を活用した国の地域活性化企業人制度を活用し、SNSを利用した情報発信の在り方や行政手続のオンライン化について、新たな体制づくりも含めて検討していきたいと考えております。

また、その中で、誰にでも見てもらえるようなホームページを今後どのように位置づけ、どのような形がよいのか、しっかり協議し、次期更新のタイミングで新たなシステムの選定も含め検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） ありがとうございます。

1 問目、大変お答えにくい質問をいたしまして申しわけございません。

本当に、ホームページというのは、今、目的、役割というのをお話しいただきました。町にとっても大切なツールだというふうに私自身も認識しております。

このホームページというのは、一般質問でも何度か私も質問いたしましたし、9月の一般質問では神田議員からも、子育て支援に関わるホームページの充実についての質問がありました。

ここであえて質問するのは、先ほどお話しした全国市町村国際文化研修所で、いろいろな気づきを頂きました。ここに参加される多くの自治体の職員さんや議員さんは、参加者の自治体のホームページをよく閲覧されております。

そうした中で頂いた気づきなんですけれども、田布施町のホームページって分かりにくいね、というのが一番の多かった気づきでございました。確かに、直感的にどこに何があるかというのを判断するというのは、非常に難しいなというのは感じておったわけなんですけれども。

そうしたことや、先ほどの移住・定住サイトのリンクが一番上にあるということは、町として非常に力を入れておられるんだと思うんだけど、内容を見ると、どうも本気度が伝わってこないね、というようなことを御指摘いただきました。

確かに、このサイトをクリックすると「お知らせ」があります。この「お知らせ」の中の一番上に「近隣市町のU J I 情報」というのが書かれております。田布施町の情報なのに、何で近隣市町なのと聞かれて、返答に困ったわけなんですけれども、確かにそうだなというふうに感じます。県のサイトならいざ知らずなんですけれども、我が町の定住促進のお知らせのページでありますので、その辺もよくお考えいただけたらというふうに思います。

そして、よく言われるのは、多くの方から、ホームページには町の姿勢が表れるんだということをお聞きいたします。ホームページを見ると、その町の様子が分かるというふうに言われるわけです。こういうことも含めて、いろいろ見直さなきゃいけないというふうに感じております。

そして、少子高齢化対策、1問目で質問いたしました。ホームページの定住促進サイトの「住む」という中に「外部ウェブサイトへの田布施町移住情報の掲載について」があります。ここをクリックすると、縁結び大学のウェブサイトにて田布施町の移住情報が紹介されています。

ここには、田布施町について、担当課の職員も写真入りで紹介されておりました。田布施町を紹介する様々な写真も掲載されております。大変、情報量がふんだんで、よくここまで取材されたなというふうな。町のほうからデータを出されたのか、その辺はよく分かりませんが、それを見るだけで、よく田布施町の様子が分かるという内容でありました。

また、交流館で取り組まれている低硝酸野菜についても記述がありました。よそのサイトでこれ

だけの情報発信をしていただいとるわけですけれども、本家本元の町のホームページには、こういう情報というのはなかなか上がっていないというのが現状です。

低硝酸野菜に関しては、町ホームページ内を検索しても、その文字すら出てきておりませんでした。外部ウェブサイトでこれほどまで田布施町を紹介されているということですから、田布施町のホームページにもぜひ詳しく掲載していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 森課長。

○企画財政課長（森 清君） 今、いろいろ御指摘いただいたこともございますので、今後、所管課と、コンテンツとかカテゴリーの整理と、情報提供をどういうふうにしたらいいのかというのも含めて、定期的に整理していきたいと思っております。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） ぜひお願いしたいと思います。

そして、1点、気になっていることがあります。以前、議会では、議会一般質問の音声データをホームページにアップできたらということを検討いたしました。議会議事録はホームページ上にアップされるまでかなりの時間を要しますので、住民の皆様の内容をより早く、そして、より正しく知ってもらうために音声データをアップしようというふうな話であります。

こうすれば、議会だよりの各議員の一般質問の欄にQRコードを貼り付けて、音声データに情報が飛ぶようにしておけば、正しく知ってもらう機会というのが増えていくというふうに思ったからです。

ただ、これは毎回の音声データをホームページ内に蓄積しなければならないというようなことがあります。そして、町で検討していただきましたけれども、ホームページの容量が足りないというお話でありました。音声データで町のホームページの容量が足りないというのはどういうことなんだろうというふうにちょっと驚いたわけです。

根本的に音声データで容量が足りないということは、現在のホームページサーバーが、これから取り組まなければいけないデジタル化について、本当に対応できていくものなのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

○議長（松田規久夫議員） 森課長。

○企画財政課長（森 清君） 今の、議事録等々で容量が足りないというところは、答弁させていただいたところでございますが、そのほかにも、ホームページ全体のデータ量が多くて動きが遅くなるといったような、今年度、事象がございまして、各課で古いファイルを整理するなどお願いしてきたところでございます。

それなどは、写真があったりとか、そういうことで重くなっているんだろうと思います。ほかの類似団体と比べても、割と安く経費をかけずにやっておりますので、そういう中で取り組んでおりますので、今後、工夫して、できるだけそういう写真とかイラスト等も掲載できるようにやっていきたいと思っておりますし、音声データのほうも、また協議もしていきたいと思っております。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） ぜひお願いしたいのと、本当に今、いろんな各課で、容量を減らす取組というか、されているんだなというのをお聞きしたわけですけれども。ただ、本来は情報をどんどん出さなきゃいけないホームページです。

多分、容量が足りないからだろうなと私は勝手に判断しているんですけども。山口県の二級水系における流域地水プロジェクトの策定・公表について、建設課で掲載していただいております。これは、実は平生町にも同じ計画図というのがありまして、田布施町は山口県のホームページをリンクしたものがあって、その下にさらにダウンロードということで、その計画書をダウンロードできるボタンというか、リンクがあります。

ここをダウンロードすると、画像が非常に粗いんです。地図の文字が全く読めないというか。容量が足りないから画質を落としているんだなというふうにちょっと感じたわけですけれども、逆に平生町、はそのまま山口県のデータにリンクしていますので、そこをクリックすると鮮明な地図が出てくるわけです。

この計画書というのは、地図ですけれども、鮮明でないと出す意味がないものです。ということは、せっかく、多分、すごく考えられて、手間のかからないように計画書を直接ダウンロードできるようにアップしていただいとるんだと思うんですけども、その目的を考えると、ちょっとどうなのかな。これも容量が足りないからこういうふうになっとるのかな、というふうに私自身は勝手に思ったんですけども、そういうことでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 森課長。

○企画財政課長（森 清君） 今の話の計画書が、どういった事象でそういうふうになったのかというのは、私は確認できません。ちょっと分からないですけど、所管課と、またそういう事象を確認してみたいと思います。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） ぜひお願いしたいと思います。

住民の皆さんにお知らせする大事なものが、せっかくダウンロードしても見えないというんじゃ、あまりにもお粗末なような状況でございます。しっかりとその辺はしていただきたいというふうに

思います。

目の不自由な方というお話がございました。音声翻訳で出るようにと。ただ、写真と音声翻訳とはまた別物であって、文字情報は文字情報で入れて写真をアップしておけば、よりいいのではないかなというふうに私自身は思っております。

先ほども言いました3秒ルールというもの、ぱっと見て面白くなければ次へ行くというのが今の若い人。特に若い人はそういう傾向があります。ぜひ、若い人の目に留まるようなトップページというものにしていただきたいというふうに思うわけです。

多分、ホームページの容量というのは、先ほどの予算の関係というのがあるとは思いますが、契約によって、容量というのは多分可変するというふうに私自身は認識しておりますけれども、容量がなくて、これからのデジタル社会、特に動画というのが多くなってくると思うわけですが、そういったものに、今の現状で対応できるのかということでもあります。

9月、神田議員から質問がございました。ホームページの更新時期でありますけれども、一昨年にどうも更新したというふうにそのときに御答弁でありました。今後の予定は、おおむね5年だけれども、最大限延長して7年ぐらいをめどに、というふうに、そのときに御答弁がありました。これから7年、一昨年ですから、5年、6年先まで今のホームページを維持するのかというふうなことであります。

どんどんデータ量は間違いなく年々増えてまいります。そうすると、負荷がかかり過ぎて遅くなっていくというふうにお話がありました。それで果たして使えるのかなというのを、非常に危惧しております。

また、先ほどの音声データもそうですけれども、これからデジタル化に向けて、議会のほうもいろんな情報を発信していかなきゃいけない時代になってきています。そうしたときに、今のホームページでこのままで行けるかどうか、その辺に御返答いただいたらと思います。

○議長（松田規久夫議員） 森課長。

○企画財政課長（森 清君） 5年という保守契約の中でなんです、そのときの答弁では、最長7年というお話をさせていただいたというのは覚えております。5年、令和6年が更新時期になってくると思います。

その中で、今の容量等の仕様書をいろいろ見直しながら、システムの選定等もしていきたいというふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） ぜひお願いしたいと思います。

先ほども、基本方針に関するものが田布施町に載っていなかったということをお話ししました。そういうデータというものは、柳井市や県はしっかり載せているわけですし、足並みをそろえて載せるべきではないかなというふうに思います。そういったことを常に気にかけていただきながら、ホームページの運用というのを。

専任の方がいらっしゃらないということで、なかなか毎日の業務の中でそれをやらなきゃいけないというのは、大変なことだというふうに私自身も感じております。大変な御苦勞をされながらアップされているんだというのがよく分かるわけですが、特に町のホームページというのは、住民の皆さんにお知らせする、情報を提供するという大きな役割があるということ、もう一度念頭に置いて、運営に当たっていただきたいというふうに思います。

そして、もう一つ、「安全・安心」のページに「防災」というのがあります。「防災行政無線の放送内容は電話で確認できます」というふうに、まだ出ているわけですが、前も議会でお話しました。

電話で確認できる方というのは放送があったと認識されている方です。町内、場所によっては、ほとんど聞こえないところもあります。また、最近の家は、断熱性、遮音性が非常に優れている。防音性が優れております。防災無線が聞こえないという家も多くなってきているのではないかなというふうに思います。

聞こえなければ、電話で確認というのもまずできないわけですし、前もこのお話を、検討しなきゃいけないというお話でありました。その後、何か検討というのはされておりますでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 山田課長。

○総務課長（山田 浩君） 今、現状、運用しているものとして、戸別受信機とか防災メールとかがございます。それ以外にも、いろいろアプリがあつたりとか、新しい仕組みというのも出てきておりますので、そうした情報というのは集めております。という状況でございます。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） ぜひ、先ほどの町長の答弁の中にもSNSアプリというもののお話がありました。大いに利用していただいて、情報の漏れのないようにしていただければなというふうに思います。

そして、ホームページの中で、ハザードマップですが、これは大変鮮明によく見える画像をアップしていただいております。これこそ、ぎりぎりのところがぼけてしまうと、よく分からないわけですし、その辺は本当にありがたいなというふうに思っております。ぜひ田布施町の情報というのを網羅していただきたいというふうに思っております。

また、ホームページというのは、情報の保管場所というふうな認識でもあります。そういった意味で、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいというふうに感じております。

ただ、令和6年に更新というふうに先ほどお話がございました。もうあと2年後というふうになると思うわけですが、今からしっかりと、どういうふうなホームページにしたいかというのでも検討すべきだというふうに思っております。

多分、委託業者に出されるのが一番早いのではないかとこのように思うんですけども、そういう思い描いたものを委託業者に伝えなければ、思ったようなホームページにはなかなかならない。現在、各課で課別に検索しようと思うと、なかなかできないというのでも、問題点もたくさんあります。

そういったことも、今からみんなで検討しながら、どうしたらいいものができるかというのをやっていかなきゃいけないんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 森課長。

○企画財政課長（森 清君） 次期システムについては、繰り返しになりますけれども、仕様書等、また、各課との協議を含めて、見直しを選定していきたいというふうに思っております。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） ぜひお願いいたします。デジタルトランスフォーメーションの時代というのは、田布施を追い越して先に行っております。また、小学生や中学生も、タブレットを毎日いらって、研鑽を積んでおるといような状況です。

ぜひ、町の中心である町、そして議会がその波に遅れないように、また、波を追い越していかなくちゃいけないんじゃないかなというふうに、私自身は思っております。そういった意味でも大切なホームページです。

しっかりと取り組んでいただきたいということをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松田規久夫議員） 以上で、高月義夫議員の質問を終わります。

.....

○議長（松田規久夫議員） 次に、西本篤史議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） それでは、2問、質問をさせていただきます。いずれも一問一答でお願いいたします。

最初に地方創生・人口減少対策について。

内山議員また高月議員とも似たような質問内容がございますので、御了承ください。

厚生労働省は、地方創生・人口減少克服に向けた対策を各自治体に取り組むようにしております。町の地方創生検討委員会においても、しごとづくり・ひとづくり・まちづくりについて、先日、協議いたしました。しかし、町の年間出生数は減少し、令和3年度は64人、令和4年度11月現在、42人でございます。町も早急に対策をしないといけないのではないのでしょうか。

町長の選挙公約の6つの重点施策を読むと、少子化対策が載っておりませんでした。また、JRの利便性を生かして、住宅地の増設や田布施駅周辺の整備、また空き家の有効利用など、移住・定住に重点を置き、人口増をすべきではないのでしょうか。婚活支援なども重点にすべきではないのでしょうか。

以上、御質問いたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

先ほど高月議員の御質問にもお答えいたしました。本町の人口ビジョンから分かるように、近年、高齢者比率の増加や転出超過による人口流出、特に若年女性人口20歳から39歳でございますが、減少傾向にあることから結婚や出生数にも影響を及ぼしております。

このため、出会い・結婚・出産しやすい環境づくりや子育て支援の充実を図るとともに、定住施策や産業振興を進め、若い世代の希望に応じた多様な雇用の場を確保するなど様々な施策を根気強く継続していく必要があると考えております。

ちなみに、今年度の出生見込数でございますが、11月現在で42人でございます。来年3月までの見込みは、当初よりも多く、71人程度に増える見込んでおります。このため12月補正予算においても、たぶせで子育て！出産お祝い事業の増額補正をお願いしているところでございます。これはよいことでございます。

なお、現在、本町が取り組んでおります地方創生・人口減少問題における対策は、第6次田布施町総合計画で7つの基本目標を掲げておりますが、その中でも「子どもたちの未来が輝くまちづくり」においては、5つの基本計画、15の取組による行うべき施策の体系をまとめております。

また、第2期田布施町まち・ひと・しごと総合戦略では4つの基本目標を掲げており、その中でも「結婚・出産・子育て環境の整備」においては33施策のアクションプランを設定いたしております。西本議員にも参加していただいております地方創生検討委員会でKPI（重要業績評価指標）の評価や御意見等を頂いております。

それでは、議員御指摘の具体的な取組についてお答えいたします。

まず、1点目で、私の選挙公約に少子化が載っていないということでございますが、気持ちは一

番持っておりまして、公約の中に掲げております子育てに優しいまちづくりというのが最重要課題だということで、全て、人口対策、少子化につながる施策として考えております。未来を担う子供たちが笑顔で健やかに成長していくための環境や制度の整備を進めていくことで少子化対策に資するものと考えております。

2点目の「JRの利便性を生かして住宅地の増設を」でございますが、近年では、工業地帯を有する周辺自治体での企業集積の低下、またその自治体で住宅開発が進み、ベッドタウン化することで人口を維持してきた定住の地として選ばれる訴求力が低下しつつあることから……。

これは、若者の、その価値観というんでしょうか、それと、昔、田布施だったら、どうしても親がおるから農業を手伝わんにゃいけんとか、兼業農家で田布施町でという特性があったんで、結論、帰ってこんにゃいけんということだったと思うんですが、それがなくなってくると、わざわざ田布施に帰って住んでも、車で30分、15分で来れますから、周りでもええじゃないかということになっておると思いますので、この辺については、本当に田布施というものを愛していただくということがもう一つ付け加えないといけないのかなというふうに思います。

そうしたことから、まず田布施に住んでもらおうということで、来年度は、町内で民間宅地の開発を行う業者に対する補助制度を創設して、そういう住宅地の環境整備をまずモデル的にやってみようというふうに考えております。

3点目は、田布施駅周辺の整備についてでございます。

さきに落合議員からも質問がございましたが、内山議員ですかね、駅の問題、いろいろ取り上げられておりますが、本当に玄関口でございます。4月1日から駅員が不在となって本当に利用される方が寂しく思われているというふうに思います。

現在、駅のトイレの新設に向けてJRと協議を行っておりますが、先ほど申し上げましたように、駅舎については、少しコンパクト化して近いうちに整備したいとか、JRの方針が急に最近変わりましたもんですから、その真意とスケジュールをもう少しお話しをさせていただいて、できたらトイレを先行してやる中で、将来、JRさんが思われる整備に足りないものを町としてどういうふうに付け加えていったらいいかなというのは、それはまた財源が要るものでございますので、議会の皆さんとも十分御相談してしっかり対応していきたいというふうに思います。

4点目は、空き家の有効活用など移住・定住についてですが、空き家の有効利用においても、空き家バンク制度もあり、登録物件が増えることで移住希望者の選択肢が多くなるよう物件登録に向けてしっかりPRしていきたいと思います。また、一人でも多くの移住者を増やせるようなイベントに積極的に参加してまいりたいと考えております。

5点目は「婚活・結婚支援など重点的にすべきではないか」でございますが、未婚・晩婚化に対する取組として、男女の出会いの場を積極的に提供するため、1市4町で構成しております柳井地区広域行政連絡協議会では、平成26年度より、サザンセットマッチングイベントを開催しております。

令和2年、3年度は、残念ながら新型コロナの影響で開催できませんでしたが、今年度は、今月18日の日曜日に、サイクリングを楽しみながら素敵な出会いの場を見つけてもらうため、これまでとは違った婚活イベントを企画いたしております。

また、今後の取組としては、結婚して町内に定住していただける夫婦の新生活を応援するため、結婚新生活に係る経費の一部を補助する結婚新生活応援事業の拡充や、人口の減少を抑制し、定住の促進及び子育て世代の支援を目的とした親元同居・近居住宅取得応援事業、及び子育て住まいる支援事業の拡充も行ってまいります。

最後に、来年度以降も引き続き子育て世代の負担軽減や定住施策の強化に積極的に取り組みたいと考えておりますが、そのほか私の2期目の公約といたしました6つの公約を重点施策として事業を展開し、人口減少が予測される厳しい時代であっても持続可能な町として生き残っていくために、議員の皆様と力を合わせ、確かなまちづくりに取り組んでいかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） どうもありがとうございました。

1点目は公約のところですけども、お気持ちは大変感じましたので、心に入れておきます。

また、2点目ですね、JRの利便性、これは以前と違ってJRのほうが前向きな格好で進むという話を聞きましたが、10年以内といういつになるか分からないような計画でございます。

先行して、トイレ、この辺を進めてもらってもいいんですけど、全体像ですよ。駅舎がどのぐらいの大きさなのか、また駅舎のそばにカフェとかいろんなちょっとした人が集まるコミュニティールーム、そんなものを設けて利便性をよくしてもらったらと思っております。

また、移住のために、住宅地、これを進めてもらいたいんですけども、今、都市計画用途区域、この辺を見ますと、住宅地、一種低層住宅、二種低層住宅、一種中層住宅、二種中層住宅、いろいろございますけども、都市計画地域、用途区域に入っていないところでも農振を外れておる地区というのが東田布施地区にあるんですけども、そういった地区を用途変更して用途区域に入れて住宅に入れてもらってちょっと拡大してそこに住宅を造ってもらうとか、そういう方法はどうでしょうかね。

○議長（松田規久夫議員） 田中建設課長。

○建設課長（田中 和彦君） 先ほど内山議員さんからの町長の答弁でもございましたように、今後の将来計画を見据えて、用途地域の見直しをすることとしております。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） 以前も同じような質問をしたことがあるんですけど、大体5年に一遍、見直しですかいね。何年後ぐらいになりますか。

○議長（松田規久夫議員） 田中課長。

○建設課長（田中 和彦君） 用途地域の見直しにつきましては定期的にということではございません。ただし、必要に応じて見直しをするということでございます。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） ぜひともお願いしたいと思います。

今農振が外れちよところも、実質、塩が吹いたり、はまったり、ほとんど農業として使えないような土地なんですよ。しかし、一種農地なんですよ。ちょっとおかしいと思いますから、その辺の見直しも併せて行ってもらったらと思いますけど、二種農地を三種農地に、それは可能ですかね。

○議長（松田規久夫議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 農振の計画につきましては、令和3年度、見直したところでございますので、次のおおむね10年後という形になるかと思っておりますけども、それは全体としてのあれでございますが、やはり経済課とすれば、守っていく農地につきましては、あくまでも10ヘク以上あると農地につきまして優良農地という形でございますので、できるだけそういうところは守っていきたいというふうには考えておりますが、今後、どのような流れになるか分かりませんが、それは建設課といろいろと協議をしながら進めてまいりたいというふうを考えます。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） ぜひとも、一種農地であって全然農地に使えないというのはちょっとおかしいですからね、見直しのほうをお願いします。

本当に地方創生でいろんな御意見が出ました。なぜ若い人たちが田布施に移住してこないのかという、ちょっといろいろ検討したんですけども、結局、小児科の先生がいらっしゃらないんですよ。

もし子供が夜中に病気になったとき近くは光とか徳山に行かんと小児科がないと言うんですよ。昔、柳井の周東病院とかが近くにあったんですけども、なかなかないもんですから、やっぱりその辺が不安で田布施に来ないのかなという話もございました。

あと、スーパーとか、大型スーパーがあったらいいとかいろんな御意見がありますけれども、その辺はちょっと難しいかなと思うんですけども、地方創生でいろんな御意見が出て、何年も前からやっておるんですけども、なかなか夢のような話が出るんですけども、絵に描いた餅みたいで、なかなか実行性がないんですよ。その辺、今後どうされるか。よろしいですかね。

○議長（松田規久夫議員） 森課長。

○企画財政課長（森 清君） 検討委員会等に私たちも参加する中でよく聞くことで意見がどういうふうに反映されたのかというのはあると思いますが、これまで総合計画でも子育て分野という面では意見が多くて、この第6次の総合計画では、基本方針に子育て分野を独立させたというような経緯もございますが、子育てをサポートする子育てアプリとか結婚新生活の応援事業、あと子ども医療費の拡充なども検討委員会の中から出てきたような話もございます。

また、子育てでいえば、今、入居者を募集しております城南住宅の建築とかいうのも予算化してきたところでもございますし、若い人とのまちづくりの連携についてはこれもまた多く意見がございました。

田布施農工高校との連携協定による農水産物のブランド化づくりとか地域活性化のアイデアなどは田布施農工高校との町とのコンソーシアムの事業として取り組んでいるところでございますし、高齢者福祉からいえば認知症等とかのオレンジカフェの設置もやってきております。

防災・減災についても予算の範囲内でいろいろな対応をさせていただいていますし、昨年度でいえば、ライオンズクラブの事業の一環でございますけど、JRの駅にアート展示をしたということもございます。

今年度でいえば、11月に「たぶせの秋 岸辺のステージ」というのも開催させていただきましたし、スポーツの振興でいえば、3×3のバスケットコートなども整備しているところでございます。

ほかにも種々あるとは思いますが、思いつくようなものであれば以上のような施策を予算化して反映してきたと思っております。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） これからもいろんな御意見が出ると思います。なるべく夢に向けて進んでもらったらと思います。

空き家対策なんですけども、この間の委員会で話が出るのに、不動産屋さんとの町の空き家バンク、この連携が取れていないんじゃないかなという話なんですよね。

不動産屋は不動産屋で空き家のホームページに出したりしますし、かといって、町は、町の空き家バンク、何件、今あるか分かりませんが、それしか載っていないから、どっちがあるかっちゃうんが、欲しい人が両方を見なきゃいけない状況なんですよね。

一つ見たら連携してこっちも見れる。こういったふうにすれば割と空き家がどこにあるというんが分かるんじゃないかと思いますが、今、空き家って、空き家バンクに登録されちよるのは、今何件ありますか。

○議長（松田規久夫議員） 山中課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 今、本町で登録物件は全部で17件ございますが、今現在、御案内できるのは3件でございます。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） 3件ということで、即使える家というんがね、なかなか難しいと思うんですよね。何年も空き家で御案内できるというんがちょっと難しいのかもしれないので、その辺も今後検討してもらったと思います。

また、結婚なんですけども、先日、若い方にどうして相手を見つけたかという質問をしましたら、結構、結婚アプリを使って相手を見つけたという方が多いんですよ。

町が結婚アプリというのは難しいと思うんですけども、そういったほかの今風のスマホを使ったり、そういったアプリという方法もあると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 森課長。

○企画財政課長（森 清君） 一部報道でも、今、結婚するのに一番は婚活アプリを使うというのは私も承知しているところでございますが、今、1市4町で柳井広域行政連絡協議会で取り組んでおりますが、そういう婚活イベント、これは町がやることで信頼があるというもののイベントでございますので、まずはそこをやっていきたいというふうに思っていますし、今のところ、婚活アプリを町が運営していくというところは考えておりません。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） 今後、いろんなやり方があると思いますので、その辺を含めて人口対策を行っていただけたらと思います。

続きまして、第2問「災害時における災害対策本部の運用などについて」を質問いたします。

先日、総務文教委員会で、熊本県益城町、震災のありましたところにお伺いしました。震災から

7年がたちまして、現場を見ましたら、まだ仮設住宅が残ってるんですね。それに加えて、庁舎建て替えて、まだ……。来年だったかな、できるんが。

大変な震災でございました。ぐっと、揺れの幅が2メートル、XYが2メートル、それにZもまた凄い揺れで、それが何分も、10分続いたり、それが何回もやっております、すごい被害でございました。その辺を含めていろいろ情報を頂きましたので、ちょっと質問いたします。

町は、南海トラフ大地震の津波リスクや大雨による洪水、土砂崩れの危険性があります。先日、災害に見舞われたときに備えて被災地である熊本県益城町の被災直後の課題や復旧の取組について研修いたしました。

被災直後は、機能不全に陥り、人や物資が押し寄せて混乱。役場本庁も被災し、職員参集状況の未把握より初期対応に遅れが出たそうです。災害対策本部の機能強化が課題であるとおっしゃっております。

ほかに、災害に強い道路・ネットワークの構築、避難所の運営改善や防災力強化、冷静な状況判断と地震に強い施設の重要性を痛感いたしました。また、防災力の向上として自主防災組織や防災士養成講座で防災士を養成しているそうです。

町の防災計画を質問いたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えをいたします。

熊本地震は、平成28年4月に熊本市を震源とするマグニチュード6.5の1回目の地震と2日後にマグニチュード7.3の本震が起き、240名の方が死亡され、2,700名以上が負傷され、4万棟以上の住宅が全半壊するという大きな災害でございました。

総務文教委員会では熊本県益城町への2回目の視察となり、今回、被災後の課題や復旧の取組を研修されたことは意義深いものだと考えております。

田布施町では被災直後にあった山口県からの災害派遣要請に「今後の大規模災害対応に生かすため積極的に参加します」という意向を伝えまして、4月25日から5月30日の間、4回にわたって4人の職員を御船町に派遣をいたしました。従事した事務は、罹災証明等の申請手続や発行支援、避難所における被災者支援活動やボランティアセンターの立ち上げ支援等を行っております。

町の防災に関する取組の御質問でございますが、日本各地で大規模災害が毎年のように発生している中、消防防災体制の充実は国、県、市町村の共通した課題であり、毎年、各自治体の施策は多様化し、拡大もしてきております。

田布施町では令和3年3月に策定いたしました第6次田布施町総合計画の基本方針3「いのちと

生活を守るまちづくり」の中に「消防力の強化」「防災・減災施策の強化」及び「災害に強いまちづくりの推進」の3つの施策を掲載しております。

現時点では、消防では今年4月に機能別消防団員制度を導入し、10人の枠で城南、小行司、馬島の分団で10人の機能別消防団員が加入し、消防団の人員確保や女性団員数の増加を図っております。

防災ではハード面で役場本庁の耐震化や非常用電源の整備を行ってまいりましたが、本年度、保健センターの建設や、将来、麻里府公民館の整備にも取り組みたいというふうに考えております。

災害対策本部は、現在、役場本庁にしておりますが、大規模災害等でこの庁舎が機能不全で使用できなくなった場合は、災害対策本部を設置する場所の優先順位は、現在、西田布施公民館、図書館といたしておりますが、保健センターが完成しました後は一番に保健センターのほうに本部を設置することとなります。福祉避難所としての指定も予定をいたしております。

また、クラウド型被災者支援システムを今年度導入し、来年度から避難行動要支援者名簿の作成や優先順位をつけて個別避難計画等の策定を進めていく予定をいたしております。

自主防災組織につきましては、昨年7月に城南地域、今年の5月に西田布施地域で設立され、町内全域で自主防災組織ができました。

また、町の地域防災力の向上を図るため防災士の資格を取得した者に対して資格の取得に要した経費の3分の2を補助する防災士育成補助金を令和2年度から実施しております。

防災士育成は、益城町のように町独自で防災士育成講座を実施することは難しいものですが、防災士資格取得試験の受験資格がもらえる山口県自主防災アドバイザー養成研修に参加してもらうため、消防団や自主防災組織、そして町広報で募集をいたしております。

また、国、県では、平成27年の鬼怒川の堤防が決壊し家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長時間の浸水が発生したことを受け、社会全体で洪水に備える水防災意識社会再構築ビジョンに向けた取組を進めておられ、山口県では県管理河川における大規模氾濫に関する防災対策協議会を18の地域及び自治体及び气象台とともに設立し、取組を進められております。おおむね5年が経過した今年度、主な取組の振り返りや取組方針の見直しを行っております。

また、山口県緊急輸送道路ネットワーク計画の見直しや緊急輸送道路の占用制限措置の導入に向けた取組も進めております。

防災につきましては課題や問題点は常にあり、その改善・解消に向けて近隣自治体の状況等も注視しながらさらなる取組を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） ありがとうございます。

まず、対策本部ですよ。まず、最初に、田布施町役場、ここが被災した場合には保健センターという順番なんですけども、最初から保健センターにしたほうが私はいいと思うんですよ。

ちゅうのも、ここは吹き抜けがもともとあって、大地震とかがあったら吹き抜けがすこんと抜ける可能性もございますし、その辺を含めたら、今度、新しい保健センター、こっちにはあ最初からしたほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 災害は地震だけじゃございませんで、大洪水とかいろんな災害がございまずので。

それと、各課の連携を考えますと、データとか書類とか物はこっちにございますので、あちらへ移動していくとなると本当に決死の覚悟であちらのほうへ移っていくということが考えられますし、通常業務をどういうふうにさばくかということもございますので、通常業務が向こうでもできるように今度はなりますので、どちらを優先的に考えるかということで、こちらで本部が開催できる場合はこちらを本部にしてあちらを業務支援のほうに回したほうがいいかなというケースも考えて。で、大地震でここが全然いけんという場合はすぐあちらのほうを使うということにいたしたいと思っています。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） おっしゃるとおりと思います。

次に、物資集積拠点、益城町は何か所かあったんですけども、仮に田布施町が被災した場合ですよ、この物資拠点というんが必要なんですよ。例えば、ヘリコプターで全国から物資が送られてくる。その場所はあらかじめ決めていないと、いざあったときに混乱して、あっちがいい、こっちがいいとなりますので、そういうような物資拠点場所というのは、今、決まっておりますか。

○議長（松田規久夫議員） 山田課長。

○総務課長（山田 浩君） 以前、県と一緒に県のほうから物資を運んできてというような訓練をしております。あのときに使った会場は、スポーツセンターとか西田布施公民館とかを使ってそういう訓練をしております。やっぱり仕分けとかっていうこと、スペースを考えますと、やっぱり一定の広いところということが必要になってくると思いますので、そういうところと考えております。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） かなり物資が来るそうです、もし被災したときにはね。じゃけ、

広いところ、これをあらかじめ計画しちよったほうがいいと思います。

次に防災力の向上ということで、ようやく町内各自治体で自主防災組織ができました。一番最初に麻郷ですかね、麻郷で自主防災組織ができて、その後、東とかでできたと思うんですけども。東もできて、大方、七、八年たつんかな。当時の自治会長さんがすごい努力されていろんな訓練とかをやっておりましたけども、最近、自治会長さんが代わられてなかなか訓練とかが行き渡っていない状況でございます。

自主防災組織があっても名ばかりで全然機能していない。こういうことがございますので、その辺も含めて、やっぱり日頃の訓練、これが大事だと思います。

また、防災士養成講座、今回、田布施町も募集してやっているんですけども、実質、防災士、町内に何人いらっしゃいますか。

○議長（松田規久夫議員） 山田課長。

○総務課長（山田 浩君） 3名程度だったと認識しております。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） 防災士も、消防団員の方とか自主防災組織、あと公民館、各地区にそれぞれ何人か置いてもらったほうがいいときにはいいと思います。

益城町のほうも今の防災士、すごい力を入れておりますので、その辺も含めて、講座の費用ですかね、益城町は出しておられますので、町も今の講座の費用を出すなりして。防災士は各校区3人ぐらいは必要であると思います。また、交代されたりしますんで、その都度、また補充するとか、そういった方法を取られてもいいと思います。

あと、実質、被災したときに、安否確認、これは、消防団とか警察、消防、自主防災組織、自衛隊、これがされるんですけども、田布施町もこういった安否確認とかそういった連携は取られておられますか。

○議長（松田規久夫議員） 山田課長。

○総務課長（山田 浩君） 県の防災訓練とか参加いたしますけれども、そのとき、警察とか消防、自衛隊も来て、あとDMATという組織とか、一緒にその連携の訓練はしております。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） 実際の洪水とか山崩れ、地震、これで被災した場合、各家に行つて、安否確認、これが必要なんですよね。やっぱり地元の消防団、自主防災組織、その辺が一番身近で行きやすいと思うんですよね、素早く。その辺はちょっとされたらいいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 山田課長。

○総務課長（山田 浩君） やはり身近な消防団とかが一番最初に対応できますので、そういうことになるとは思いますが、かなり混乱することは想像されますけれども、総力戦といいますか、そういう状況で早く対応できる場所でしていく、職員も対応できればしていく、そういう形になると思います。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） 必ず混乱します。そのために、日頃の防災訓練、これが大事とっております。

益城町の方が言われるには、被災した場合、道路が崩れたり潰れたりして通れないんですよね。それで、重機はあるけど、オペレーターがいらっしゃらないということで全然前に進まんということで、その中で消防団の方に重機のオペレーターがいらっしゃって、その方を把握して、その人をお願いしてどんどん回復していったという話を聞きました。

事前にこういった資格を持っておられる方がいらっしゃったら把握して、いざというときには声をかけると。消防団に限らず自治防災組織とか職員の方でも、こういったユンボとかの重機、これを使える方がいらっしゃったら把握されたらいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 山田課長。

○総務課長（山田 浩君） おっしゃられるとおりでと思います。いろいろ建設業者の協力等も得ながらですけども、重機はあるけれども人がいないということは想定できますので、そういうことは考えていかないといけないと思います。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） 益城町に行きまして本当にいろんな情報を頂きましてから、今後、田布施町のものものときの対応、これを迅速にして行ってもらえたらと思います。

じゃあ、質問を終わります。

○議長（松田規久夫議員） 以上で、西本篤史議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（松田規久夫議員） 暫時休憩をします。再開を3時15分とします。

午後3時07分休憩

.....

午後3時15分再開

○議長（松田規久夫議員） 休憩を取り消し、これから一般質問を続けます。

瀬石公夫議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） それでは、通告に基づき4件の質問を行います。質問方式は一問一答方式でお願いします。

質問事項1は地方公共団体の内部統制についてです。答弁者は町長でお願いします。

質問要旨は、地方自治法の改正により、令和2年4月1日から都道府県知事及び政令指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備することとなった。その他の市町村長は努力義務が課された。田布施町も、本実施に備え、体制を整えていく必要がある。

山口県では、1所帯に誤って4,630万円を振り込んだ問題を受けて、ミスの防止を目的とした内部統制制度に関する研修会が、市町を集めて県庁内で開催された。

内部統制制度は地方公共団体の事務の適正な執行を確保する体制で、不適切な事務処理により町民や関係者に不利益や迷惑をかけることがないように、組織としてミスを防止するシステムの内部統制制度である。

そこで次のことについてお尋ねします。

1、事務処理のリスク対応は喫緊の課題であり、現状で想定されるリスクを洗い出しての今後の対応策や取組は。

2、各課の業務マニュアルの作成状況は。

3、業務マニュアルは、課内で共有し、利用できるようにすることが必要と思うが、どういうツールでされるのか。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

先般、県内自治体において職員のシステムの誤操作等を起因とする公金の誤振込事案が発生し、それを受け、県では、「各市町における内部統制体制の確保について」とする文書で、財務に関する事務をはじめとした業務上のリスクを評価及びコントロールし、適切な執行を確保する体制について、各市町において改めて検証することが求められるという通知をいたしました。8月には県庁で内部統制制度の研修会が開催され、本町からも担当者が出席をいたしております。

議員御指摘のとおり、内部統制制度の整備は、都道府県及び指定都市においては、令和2年4月から義務づけられ、その他の市町村においては努力義務とされております。本町におきましても、内部統制制度の理解を深め、整備の検討を行いながら事務処理誤り等が発生しない体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

そこで、まず1つ目の御質問でございます。

リスクの洗い出しと今後の対応でございますが、個別には各課の事務ごとのマニュアル整備を促進し充実させていく中で対応してまいりたいと考えておりますが、全体的には私自身が、組織の目的を阻害する事務上のリスクをしっかりとコントロールして指示してまいりたいと考えております。次に各課の業務マニュアルの作成状況でございますが、本年6月1日時点の取りまとめでは、必要数1,029に対し、整備数814、率にして79.1%でございます。

3点目の業務マニュアルの共有ツールですが、専用の管理システム等はありませんので、パソコンでデータを使用し、それぞれ定められた場所に保存して共有をいたしております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） 各課のパソコンで誰が見れるようにも、マニュアルをつくったら、そのようにされるということで、そのようにしないと、自分の机だけに入れて、今はファイルがあるからそこに入れちよくんではあるでしょうが、なかなか見ん。パソコンに入れてみんながやっていただくのがいいと思うわけです。

それで、先般なんかのときのあれで間違いはないんじゃないかと、阿武町の関係で。課長がちゃんと見る、副町長が見る、町長が見る、間違いはないんだということでございましたが、こういう内部統制リスクというのは、リスクの発生源は現金の管理があるわけですね。

そうなると、横領、紛失、ミス、そして利害関係者との問題、官製談合、贈収賄、業者の選定、そして職員の倫理の問題、個人情報漏えい、施設の不十分な保守管理など多くのリスクがあるわけです。それを、潜んでいるそのリスクを、どのように対応したらそういうことが防げるか、ひとつ御回答をお願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 今、言われるように、今、言われたとおりのようなリスクは確かにあります。で、それを防ぐためには、今までずっと職員間でいろいろな事務をするのにちゃんとしたリスクがあることを残してそれを引き継いでというような作業がなかなかできていない部分もありました。

で、約2年、1年半ぐらい前からですかね、そのマニュアルの作り方を、そういったいろんな今までの困ったことを含めた対応策を含めて分かりやすいようなマニュアルをつくるように指導しています。

まだ今は途中段階で、整備率も、さっき言いましたけど、8割弱なんですけれども、中身も、そ

こまで行っているマニュアルもあるし、マニュアルはできているんだけどもそういうリスクの点まで及んでいないマニュアルも多分あるんだろうと思います。

個々のマニュアルは、課で管理していますから、チェックは今、係長クラスが主にやっています、我々が把握しているのは全体的な数量だけなんですけど、今後、マニュアルの中身等をずっと精査して行って、いろんなリスクを含めた、どこまでできるか分かりませんが、かなり精度の高いものを1年、2年、3年とかけて作り上げていくような、今、過程でございます。

まず、スタートした時点ですから、この整備率は整備率として、中身をそれぞれの課が精査して今後検証していくというのを繰り返して精度を上げていくというのが一番理にかなったやり方だろうと、今、この組織の中ではですね。そういう形で進めていこうというふうには思っています。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） 今、作成中で、80%程度できているということで、1年から3年ぐらいかかるということですが、結構、これ、かかると思うんです。

それで、本町では、固定資産税の相続の課税ミス、また阿武町では、先ほど言いましたように誤送金という問題があり、また岩国では、官製談合の疑いが今持たれているということがありまして、こういうことが起きると、結局、不利益を被るのは住民なんです。役場の中がごたごたしたり、そうすると。

そういうことがぜひないように、これを二、三年かけずになるべく早くやっていただいて、どこを見ても、事務の引継ぎでもパソコンを見れば事務のやり方がちゃんと分かったり、それで引き継ぐときに「こういうようなリスクがありますよ。ここは住民対応でよく気をつけなさい」とか、そういうちゃんとしたマニュアル対応ですかね、そういうものをつくっていただきたい。このように思うわけです。

そして、特に、窓口のほうの接客なんかはどのように接客をするかというのもマニュアルをつくっていただくと。人が代わりゃみんな言うことが違うっちゅうんじゃなかなか困るんで、そういうことをお願いしておきます。

ちょっと窓口のほうのその辺の接客の、今、そういうマニュアル対応とかがあるかどうか。もしくは、分かれば。

○議長（松田規久夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 接客のマニュアルといいますか、一般的なマニュアルは、当然、住民課なんかは誰が来てもできるような形のマニュアルをつくってますから、担当の係がないとできないとかいうようなことはしていないと思います。

それと、基本的に、窓口ですから、1年前に評価の中でまず笑顔で挨拶をするというのを評価項目の中に入れたんですけど、大事なのは、役場に来られて、まずすごい怒って来ても、笑顔で職員が「こんにちは」と言ったら「ああ、まあしょうがないか」というぐらい明るいような挨拶ができるようにしてほしいというのを課長会議等で何回も繰り返し指導して、お褒めの言葉もぼちぼち頂くようになったんですけども、マニュアルの前にまずそういうことができるかというのがあって、その後、マニュアルの中身の問題、これはもう各課に任せておりますけれども、今度、言われるように検証していく段階に入ってくるんだろうと思いますけれども、そういう形で指導しています。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） そういう、どの職員でもある程度分かるように、課内全体を、役場内の全体を知れというのはそれは難しいでしょうけど、課内では、そういうマニュアル、対応策をつくられて、パソコンでも共有できるようにされたらいいと思います。それが住民へのサービスであり、住民が安心して役場に来られることではないかと。このように思っております。

そして、そこまでやってもリスクというのは起こるわけです。それで、リスクが起こったときの対応、コンプライアンス違反があったときの対応ということですが、そこは、まず第一に誤ちを認めること。そして、ミスの確認、原因の究明をし、原因が明らかになるまでこれを潰しにかかる。つまり、PDCA、これに尽きると思うが、この辺りのPDCA、計画、実行、評価、改善。まず、原因を潰しにかかる、変なことが起きそうだと思ったら。

その辺りのお考えはどのようにこれから思われているか、よろしくをお願いします。

○議長（松田規久夫議員） 副町長。

○副町長（川添 俊樹君） おっしゃるとおりで、考えていることはありませんけど、おっしゃるとおりそれを実践するだけだというふうに思っています。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） そういうことで、ミスが起きたらまず原因をつかんで、それを真摯に対応していただきたい。このように思っております。最初にまず過ちを認めんと、どうしても最後の最後までおかしくなる。そういうことでございます。

それでは、次に2点目の質問に移ります。質問事項はマイナンバーカードの普及状況等についてです。答弁者は町長です。

質問要旨は、総務省は令和4年6月30日からマイナンバーカードを普及させるため、マイナポイント事業の第2弾として、マイナポイント最大2万円のポイントを付与する申請の受付を開始した。政府は令和5年3月31日までにほぼ全国民にカードを歩き渡らせることを目標としている。

しかし、令和4年10月末時点での交付率は全国が51.1%。今日、新聞を朝見たんですが、11月末では53.9%となっており、2.8%上がっていると、2、3%は上がっていると、10月末より。山口県では10月時点では53.4%。田布施町は53.05%と約半数にとどまっています。

マイナンバーカードについてよく耳にするのは、カードを持ってもメリットがない、情報が悪用されるのではないかと、公金受取口座登録をしたら預金通帳がみんな分かってしまうのではないかなど不安があるため、取得者がなかなか伸びないのではないかと。

そこで次のことについてお尋ねします。

カードに対する不信感を払拭する啓発や広報が必要ではないかと。

次に、自治体独自の給付事業を実施するところもある。本町でも近隣市町のように取得者に1、2万円を独自に給付し、登録件数増を目指してはどうでしょうか。

そして、次に、国のデジタル田園都市国家構想交付金や地方交付税について、取得率を交付申請要件や交付率に反映するらしいが、その辺りの状況をよろしくお願いします。地方公共団体はあまり差別をするのは好ましくないと言っていますが、どのような状況かということですね。

そして、4番目が、マイナンバーカードを健康保険証として町内や近隣市町の病院で使えるのか、また、全ての病院で使えるようになるのはいつ頃だろうかという目安です。

それと、もう1つ追加で、ちょっと聞いちゃってこれちゃうことだった。病院等が端末をそろえるときは国からの援助があるのだろうか。国からの補助金等ですね。端末がどうしても要るんですね、このマイナンバーカードをやるのに。もしくは、分からんにやいいです。

以上です。再質問でいいです。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

1点目の、カードに対する不信感を払拭する啓発や広報についてのお尋ねでございます。

マイナンバーカードのICチップには、住所・氏名などのマイナンバーカードに記載してある情報は入っていますが、税や年金などの重要な情報は入っておりません。そのICチップを使うときは暗証番号が必要であり、たとえ落として拾われたとしてもセキュリティー対策は施されております。

本町におきましては、ホームページ上においてマイナンバー総合サイトへリンクを張っており、セキュリティーの詳細を確認できるようにいたしております。また、交付時にセキュリティーにつ

いて記載してある資料も併せてお渡しをしております。また、今後、必要に応じまして広報等で周知を図ってまいりたいと思います。

2点目は「本町も近隣市町のように取得された方に1万円から2万円を独自に給付し、登録者件数増を目指しては」についてでございますが、お尋ねの自治体は柳井市と上関町のことと思いますが、柳井市及び上関町では、マイナンバーカードを申請し公金受取口座を登録すると、1万円から2万円を現金で給付する事業を行っておられます。その財源見込みとして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するため、現在、国に実施計画書を提出しておられると聞いております。

本町の地方創生臨時交付金の使途については、町の独自施策として、今年度、第6弾から第9弾までで様々な事業を既に計画・実施しており、既に交付金を全額充当している状況でございます。

また、そのほかに、こうしたことで考えられる財源としては、マイナンバー関連の国庫補助金がございますが、確認したところ、こちらは補助対象にならないため、町が独自で実施しようとする独自財源が必要だということでございます。

近隣市町のように、マイナンバーカードの普及促進に係る財源が現在のところないところがございますので、同様の事業を実施していくことは、厳しい、難しいと考えておりますが、来年度、国が支援する予定の自治体マイナポイント事業の補助対象経費がどのようなものか注視していきたいと考えております。

3点目は「国のデジタル田園都市国家構想交付金や地方交付税について、取得率を交付の申請要件や交付率に反映するらしいがどうか」ということでございますが、デジタル田園都市国家構想交付金につきましては、現在、詳細な制度設計を国で検討しておられます。国からの事前説明では、デジタル田園都市国家構想交付金の事業タイプとして、デジタル実装タイプというものが設けられる予定です。

その中に、このたび新たに創設されるメニューとして、ほかの地域に横展開が可能なお手本となる事業として、マイナンバーカード利用横展開事例創出型というメニューが用意される予定と聞いております。このメニューを利用する際には、マイナンバーカードの申請率が7割以上ある団体が利用できる予定とされております。

また、これまでもあったデジタル田園都市国家構想交付金において、TYPE1からTYPE3のメニューについても、TYPE1については、事業選択に当たり、マイナンバーカードの交付率を勘案し、TYPE2、TYPE3については、現状交付率が全国平均以上の団体で利用が可能になるとされております。一方で、その判定となる交付率等がいつの時期のものを利用するかなど、

詳細については、現在、未定であります。

今後、デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）の活用を本町も検討しており、国の動きを注視しているところでございます。

また、地方交付税については、国では「令和4年度からマイナンバーカードの普及状況等を踏まえつつ、マイナンバーカードの交付率を普通交付税における地域のデジタル化に係る財政需要の算定に反映することについて検討する」とされております。

これについて、総務省は「普通交付税が減額されるといった趣旨のものではなく、自治体における地域のデジタル化に係る財政需要を的確に反映し、自治体の取組をしっかりと支える考え方で検討を進めている」といたしております。

いずれにいたしましても、マイナンバーカードの交付率がデジタル田園都市国家構想交付金や地方交付税にどのような影響を受けるのか、今後の国の動向に注視していきたいと考えております。

4点目はマイナンバーカードを保険証として使用することに関する御質問でございます。

まず、町内や近隣市町で利用可能な医療機関につきまして、厚生労働省の公表によりますと、11月20日現在で、町内で5つの医療機関。このうち医科が3で歯科が2。薬局はございません。平生町は2医療機関で医科が2、歯科はなく、薬局が4となっております。柳井市は、医科が11、歯科が4、薬局が18となっております。

利用可能な医療機関や薬局には目印としてステッカーやポスターが張っております。最新の情報は厚生労働省のホームページから「マイナンバーカードの健康保険証利用」と検索していただくことで確認することができます。

また、全ての病院で使えるような目安につきましてはですが、政府の骨太方針2022により、原則として、2023年4月の導入が義務づけられております。現場から半導体の不足等により導入予定が遅れているという話も聞いておりますが、目標は来年4月ということになるかと思います。

最後に追加でお話を受けましたが、確認をいたしまして、また課長のほうから答弁させます。

○議長（松田規久夫議員） 追加質問がありました。端末導入に伴う補助金について回答ができれば。

吉村課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 医療機関に聞いてまた回答させていただけたらと思います。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） 分かりました。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） 私は、このマイナンバーカードの保険証というのはほとんど使えるのかと思っていましたが、町内では5医療機関といったら全部使えるということですか。

いいや、ごめんごめん。5医療機関があつて3つまで使えるということで、歯科が2で両方っちゅうたら、結構、普及しちよるっちゅうことで、いいことだと。このように思っております。

しかし、全部の病院でマイナンバーカードが保険証として使えるようにならないとなかなか普及は難しいんじゃないかと思ひます。「ここは持つていつても使えん。ここならいい」ということになつたんじゃ、あれだと思ひます。

そして、先ほど町独自の給付金の補助をしたらどうかということで、昨日、柳井市議会があつたわけですが、柳井市議会では、マイナンバーカード普及促進給付金、2万円を行つておると。全国から問合せがあると議会で市長が答弁されております。

そういうことで、全国から独自の給付金について問合せがあるということで、これからずんずんそういう市町村も増えるかもわからないと思ひわけで、先ほどの答弁でありましたように、これから来年度の国の予算等をよく注視していただきたいと。このように思つてます。

ちなみに、柳井市の取得率は山口県で1位、全国で70位とすばらしいものでございます。田布施町の場合、今現在でどんな状況でしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 坂本課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 少し前の話になるんですが、10月末現在が、県内で11番目だったと聞いております。

○議長（松田規久夫議員） はい、坂本課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 11月末現在の、まず人口に対する申請件数率なんですが、62.47%ということになっております。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） 62.47%。相当、上がったわけですね、さっきの私の質問から。そのように上がつておればいいと思ひんです。どういうことで上がったか、それは後で。非常によく上がつちよる。はい。

○議長（松田規久夫議員） 坂本課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） やはり12月末までの、要するにマイナポイントの付加ということがインセンティブになっているなど。非常に、今、多くの方が窓口にお見えで、なおかつ1階奥のほうに2つほどブースを設けて、端末のほうで操作いただいてマイナポイントをつけるという作業を、お越しになられてしておられるところですけども、非常に、今はもう待つ方がいらっしゃるくらいに今どんどん来ておられると。そういったことが非常にインセンティブになっているんだろうなと思ひます。

それとすいません。ちょっと先ほどの件で、さっきの62.47%というのは、これはあくまでも申請の率でございます。同じく交付のほうでいくと56.3%。これが交付率でございます。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） 3%程度上がっちょるっちゅうことで、国と同じぐらいの率で上がっているということですね。そういうことなら、特に、2万円、国のいい補助があれば、僅か、町独自でも給付をされたらもっと伸びるんじゃないかと。このように思っております。

そして、これはインターネットでちょっとヒットしたんで言うんですが、事業者の方なんかは口座登録を控えている人が多いようです。そういう投稿があったわけです。いろいろ、あれをしてくれと、マイナンバーを登録してくれと言うとそのようにあったと。

その回答欄に、非常に、市の職員さんですけど、ダイレクトにいいことを書いておられるんです。これは普段、取引などに使わない口座でもいいので、登録をお願いしますと。そのように分かりやすく教えてあげると納得できると思うんです。使わん口座っちゅうのは誰でも、まあ言やあ結構持っちょるですいな。それでいいということでしょう。

ただ公金を受け取るんじゃから。それじゃけど、一般住民の方は、自分が持っちょる口座を、年金なりを受け取っちょるそういう口座を登録せんにゃいけん、と、ちょっと勘違いしちよってという人もおるんです。公金です。年金は公金かよう分らんのんじやが、その辺をごっちゃにして。そのように見やすく教えてあげるというのも1つの方法じゃないかと。このように思っております。

以上で、ひとつ、よろしく願いいたします。

それでは、次に行きます。

それでは、3問目の質問ですが、有害鳥獣対策及びジビエセンターの設置についてです。答弁者は町長です。

質問要旨は、野生鳥獣による農作物被害は深刻であります。イノシシ、アライグマ、サル等の好む野菜や果物は栽培しないという農家も増えている。また、近年は住宅の周りや道路にも出没することが多く、人的被害も懸念される。町民の皆さんから「イノシシが悪さをするが、どうにかならないか」と苦情がある。議会の一般質問や委員会でも度々取り上げられているが、抜本的解決には程遠い。有害鳥獣被害をどのように防いでいくのか。きちっと捕獲するなど中長期的ビジョンが重要である。

そこで次についてお尋ねします。

被害対策のモデル地区を設けて専門家による被害撲滅の基本的対策を実施し、その成功事例や知

見をもって全町に広げる等のビジョンが必要ではないでしょうか。

2、捕獲については捕獲隊との連携が重要と思いますが、具体的実施についての協議等はどのようにされているのか。

3番目、捕獲した鳥獣の活用は重要で、ジビエセンター、加工センターの設置が必要と思う。精肉、加工品、ペットフードとして活用すれば捕獲者の利益や励みになるのではないのでしょうか。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えをいたします。

1点目の「被害対策のモデル地区を設け、専門家による被害撲滅の基本的対策を実施し、その知見をもって全町に広げる等のビジョンが必要では」ということですが、県の事業において特に鳥獣被害が多い地域におきましては、専門家であるアドバイザーを派遣して地域状況に応じた対策を立てる「地域ぐるみ活動」という県の補助事業がございます。

これは、主に地域住民が主体となって実施する事業で、現状の集落の環境状況等を把握した後に、地域ぐるみ活動対策プラン、いわゆる鳥獣対策プランを作成し、実施いたします。

県内では周防大島町が実施していると聞いておりますが、課題として、地域主体で行う事業であるため、地域でリーダーシップを発揮できる、また地域をまとめる人材がいることが重要だと聞いております。

鳥獣被害の軽減に対する対策は、鳥獣柵の設置等による防護対策と捕獲対策を、農業集落を単位とした地域ぐるみで一体的に実施することが効果的であるとされております。

現在、本町における防護柵に対しての支援として、町の単独事業であります農作物被害防止対策事業や国の農地耕作条件改善事業を実施しており、事業の効果が得られているところでございます。

今後につきましても、国、県の事業を活用しながら、地域の実情に応じた事業の実施や検討をしてまいりたいと考えております。

2点目の「捕獲については捕獲隊との連携が重要と思うが、具体的実施についての協議等はどのようにされているか」とのお尋ねでございますが、議員御指摘の捕獲隊との連携は大変重要なものであると考えております。

毎年1月に、捕獲隊との捕獲計画等を踏まえた意見交換会を実施しており、そこで頂いた意見等を踏まえ、毎年2月に開催する田布施町有害鳥獣対策協議会において、捕獲計画等を策定しております。

また、イノシシが町なかで出没した際など、緊急時の対応につきましては、警察などの要請によ

り、捕獲隊や猟友会との連携を図り、隊員等に協力要請をして迅速に対応していただいている状況でございます。今後も、関係機関との連携につきましては、十分図ってまいりたいと思います。

3点目の「捕獲した鳥獣の活用は重要で、ジビエセンター（加工センター）の設置が重要と思う。精肉、加工品、ペットフードとしての活用ができれば捕獲者の利益や励みになるのでは」との御質問でございますが、野生鳥獣を食用として販売する場合には、事業者は食品衛生法の規制対象となり、食肉処理施設などの営業許可を受ける必要や、都道府県が定める衛生管理ガイドラインに沿った適切な処理を行うなど多くの規制がございます。

その中で、ジビエセンターの設置につきましては、肉の安定的な供給と、また、一定の需要がないと施設の運営は成り立つものではございませんので、慎重な検討が必要であると思われま

す。特に供給につきましては、品質のよい捕獲個体を安定的に供給できるかが課題であり、本町においてどれだけ個体が食肉として品質を確保できるか、まだ不透明でございます。

そのため、安定的な供給の確保につきましては、本町だけで解決できるものではなく、県、近隣市町を含んだ広域的な取組が必要であると考えております。また、地域においてジビエの需要が見込まれるのかということも重要でございます。ジビエ料理を提供する店舗の拡大や一般家庭での普及などを通じて需要が確保できるということも課題であると考えております。

さらに、処理施設などにつきましては、一般的に迷惑施設となるため、市街地及び郊外は避け、その場合でも環境に配慮した上で周辺住民の理解が得られることが必要となります。

このことから、御提案のありました施設につきましては、課題などを総合的に判断した上で取り組まなければ施設の維持が困難になるおそれがあるため、現時点では本町が単独で設置・運営することは様々な要因からして非常に困難であると考えております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） ジビエセンターのことですが、ジビエセンターは下関地区、山口、萩地区にもあるわけで、県東部にないということで、周防大島では肉屋さんが行っているということですが、地元からジビエセンターを造ってくださいという要望は、もう皆さんも議会、委員会で御存じと思うんですが、広域なら考えられるというようなことではございましたが、そういういろんな集まりのとき、ちょっとリーダーシップでも執って、とにかく、こういう要望が強いんじゃ、岩国、徳山、柳井、田布施、平生、上関となるでしょうが、そういうところで真剣にちょっと話し合ってもらいたいんですが。

そして、ここに、県等も、そういう事業、鳥獣対策には非常に力を入れると言っておるんで、そ

の辺りを、そういう会合のときをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 山中課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 山口県東部でございますけど、5市5町で構成しております山口県東部鳥獣被害広域対策協議会とかがございます。この中で様々な課題を出し合いながら、改善に向けて話し合っているところでございます。

ここ最近、ちょっとコロナの影響で、書面決議が多うございますが、この中で積極的に、やっぱり困っていることが多数あると思いますので、こういうところはできるだけ積極的に、県も入っておりますので、構成員のメンバーとして、積極的に図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） ぜひお願いいたします。強い要望があるんで、そのように地元からあるんで、どっか広域で造ろうと。県もちょうどその会議に参加されているというのは非常にいいことなんで、ひとつ、よろしくお願いいたします。

それと、これは実際あった話なんですけど、家に行ってみると、家の周りにみんなステンレスの針金をぐっと巻いて。家のほうへ来ちゃいけないからと。ここを通って道を出て、道を歩き回るんじゃない。危のうていけんと。子供の通学路にもなっているというように。

そういう場合は、これを見ると、何か警察が役場へ言うてくる。何か対策をちょっと、よくパトカーらが来て捕まえよるけど、そういうわけにはいかんのですか、それを見たら。

○議長（松田規久夫議員） 山中課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 農作被害につきましては、当然、絡みフェンスや、また電気柵等の体制がございますけども、よく市街地に出る場合でございます。当然、市街地に出た場合は、警察からも連絡もありますし、当然、本庁職員が参りまして、猟友会また警察などと連携しながら、町なかでございますので、追い払いをやったりとか、そういう対応をしております。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） 河内議員は、今日、ちょっと質問に立っておられませんが、通告を見ると、麻郷のほう、海辺にもたくさん出たということで、そういうことは市街地にも出よるということで、その辺はよろしく対応をお願いいたしたいと思います。

それで、ジビエセンターですが、国がジビエ利用の倍増を掲げて、16年から19年で掲げて、今やっているわけですね、国がジビエの倍増計画で。そうすると、中国5県のジビエセンターの利用率は1.6倍になったと。

そのように、今、個体が足らんからと言うんじゃないしに、先の……。毎年、増えよるわけです。

ね、イノシシも。そういうことも見込んで、まずとにかくリーダーシップを執って広域のときに話をしてもらいたいと思うんです。ちょっと経済課長、マイクを取られたんで、一つ。

○議長（松田規久夫議員） 山中課長。

○経済課長（山中 浩徳君） ジビエというんですか、鳥獣被害は平成22年をピークに徐々に減ってはきておりますけども、やはり自然の個体数でございますので、今年多かったから来年多いかというのはいくらも分かりませんが、やはりこういうものは鳥獣害という中で対策してまいらなければならないというふうに考えております。当然、ジビエということになったら大変でございますので、それ以上も含めましてこういう広域の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） ちょっとこれ、新聞をもろうたんですがね、中国新聞。「需要拡大へ」「給食利用も」と教育長。そねえなんもありますから、よう一緒に考えてください、ジビエを。需要がないっちゃうて言うから、こういうのもあるんで、真剣によろしくお願いいたします。

それでは、質問事項の4に移ります。「給食完全無償化で子育て支援を」です。答弁者は、町長、教育長でお願いします。

質問要旨は、本町では電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金事業により、令和4年11月から令和5年3月まで88回の給食費を物価高騰の影響で経済的負担が増している子育て世帯を支援するため、小学校及び中学校の給食費を無償化した。国の交付金を活用して給食費を無償化する事業は令和4年度末までだが、令和5年度以降も本町・田布施町単独で無償化の継続をしようか。

全国では、公立小中学校の全児童・生徒の給食を完全無償化する自治体が相次いでいる。食品値上がりで保護者の負担が高まっており、幅広く子育て世帯の家計を支えるため、人口規模が比較的大きい自治体も完全無償化に動き始めている。

青森市は令和4年10月に国の交付金を活用して小中学校の給食を無償化した。そして、引き続き令和5年度以降も市単独で無償化を継続する。県庁所在地が踏み切れれば他市町に波及するのではと見られている。

また、学校での給食費の徴収業務がなくなり、教員の負担軽減にもつながり、教員の働き方改革にもなるのでは。ぜひ給食費の完全無償化を進めていただきたい。こうしたことで、町長、教育長の所見をお尋ねします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

今年度に入り、物価高騰が家計を直撃する中、経済的に影響を受けている生活者や事業者を支援するため、国の地方創生臨時交付金を活用し、現在、様々な事業を計画・実施しているところでございます。

学校給食の完全無償化を実現することは、議員がおっしゃられていること以外にも、経済対策や少子化対策、さらには定住促進につながるなど一定の成果が見込まれる一方、給食費の無償化を実施するためには、年間約5,700万円の一般財源が必要となり、限られた財源の中から重点施策の組替えを行うことや継続的に予算を確保しなければならないことは本町の財政事情から見ても課題が多く、難しいのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） お答えをいたします。

現在、学校給食費につきましては、保護者指定の金融機関の口座から引落しにより徴収させていただいているところでありますが、議員御指摘のように、学校給食費が無償化されるということになりましたら、給食費の徴収や未納・滞納者への対応をする業務は必要なくなります。しかしながら、学校給食費を無償化する財源を継続的に確保していくということが大きな課題になると考えております。

なお、経済的な理由で就学が困難な児童及び生徒の保護者に対しましては、就学援助制度を利用することにより、学校給食費の全額を受給することができるようになっております。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） 予算的になかなか、5,700万円も要するというところでございますが、人口規模が比較的大きい自治体も全員の給食無償化に動き始めていると言われていたわけですが、

これは日本経済新聞に載っていたわけですが、千葉県市川市は49万6,000のまち、青森市が26万8,000、葛飾区が45万2,000、群馬県の太田市が22万1,000、大阪府の高槻市が35万と大きな自治体が無償化に踏み切ったと、まあそういうことで、他市町にも波及するのではと。このように見られているわけでございます。

小学校から高校までの医療費の無償化をするところもたくさん出てきております。先般、上関も来年度から高校まで無償化しようというようなことも出てきております。給食の無償化というものも少子化対策の中では非常に大切なんじゃないかと思うわけです。そうしたことで、これからずんずん進んでいくんじゃないかと。このように思っております。

千葉県の49万6,000、葛飾区の45万2,000、そんな大きな町が、山口県では下関が25万ぐらいですから、40万都市ぐらいがやり出すと、それをいつまでも「お金がない」で済まされる問題じゃなくなってくると思うんですが、御答弁を。

○議長（松田規久夫議員） 森課長。

○企画財政課長（森 清君） まず、医療費については、先ほどの質問にありましたけれども、来年度、町長の公約にもございますので、高校生までの無償化についてはやっていきたいと思っております。

給食の無償化については、御提言は本当によく分かるところでございます。来年度の予算編成方針において、今、中長期的な収支見込みが出ておりまして、来年度2億円以上の収支不足というところが見込まれているところでございます。

そういった中で、先ほど町長の答弁がありましたけれども、限られた財源の中でいかに重点施策を組み替えていくかということもやらないといけませんし、子供が減るので事業費は減っていくと思いますが、5,000万円以上の事業費を継続的に確保するということは、やはり財政事情からいっても本当に難しいことだろうというふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） ふるさと納税の寄附金、オラレのそういうのを、まあ大変子育てに力を入れている町ということで、そういうものを重点的にそこに充てる等の考えもあると思うんです。

そして、完全無償化は、山口県の場合、岩国市と和木がやっている。そして、中学校のみの無償化は萩市が昨年度からやっている。それで、半額無償が上関と。その辺りで財源の許す範囲内でまず半額ぐらいから踏み込むというのもいいかと思えます。

岩国市といえば田布施町と隣接しちよるわけですね。そうしたら、小行司のほうの下、岩国の小学校、ちょっと通うのは大変でしょうが、そのように地域間競争に勝つためには、やはり周りの情報というものも入れて遅れをあまりしないように。

そして、5,700万円のお金といえば、それは大変なように見えますが、どうにか予算、節約をすればどうにか繰り出せるもんだろうと思います、お金は。そういうことでちょっとお考えを。

周りは、岩国はもう無償化しちよるんです。そうした隣接は無償になっているわけですね。上関は半額。将来、どのように考えられるか。

○議長（松田規久夫議員） 副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 答えは同じになると思うんですけど、無償化すれば、当然、子供も御父

兄も喜ばれるというのは分かっておるんですけども、保育所の経費の無償化とか、ほかに無償化するべきものはたくさんあって、どこに何をこう重点的にやっていくかというのは、もうこれは限られた予算の中の施策になりますんで、その辺は議会の皆さんと協議しながら今後進めさせていただきたいと思いますので、今、この場でやるやらんという判断はできませんけれども、意見は十分聞かさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） 話が前後するわけですけど、需要拡大、ジビエセンターを造って給食に利用というようなことも、これも中国新聞の今年の新聞に載っているんですけど、教育長さん、その辺はどうですかね。給食センター。そうしたら材料費も安くなるし、ちょっと無償化のほうにできるんじゃないんですかね、こういうのを使うとかいうことになれば。

○議長（松田規久夫議員） 教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） とてもいいお話なんですけど、今、いろんな山口県産の特産物、例えばクジラであるとか、そういったものを文化的に食として継承していこうということで、県の関係部署から無償で小中学校の給食に食材を提供してもらえると。そういった例はございます。

ただ、なかなか食べ慣れていないと、子供たちにとっては、なかなか、残す残量といいますか、これがやっぱり増えるという傾向はあるみたいですけども、ジビエが実際に給食の材料としてやれるかどうかというのは前向きに検討してまいりたいと思っています。給食センターの栄養教諭とも協議しながら検討をしてまいりたいと思っております。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） 給食の無償化でございますが、初めて今日こういうことを言い出したんで、どの議員も今までこういうことを言われた方はおられないんですけど、これからちょっと腹に入れていただきたいと思います。

やれる方法を考えていただき、私もいろいろ勉強して、ちょっとこの辺りはこれからも言っていきたいと思いますので。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（松田規久夫議員） 以上で、瀬石公夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（松田規久夫議員） 一般質問者があと2名残っております。また、町長からの議案提案もあります。本日の会議時間は議事の都合により延長して会議を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 異議なしと認めます。したがって、本日は延長することに決定しました。

次に、伊村渉議員。

○議員（4番 伊村 渉議員） それでは、一般質問を行います。

質問方式は一問一答で、質問は2問です。答弁者は東町長でお願いいたします。

1の質問。春から秋（4月から11月）の8か月間、町内（県道、町道を含む）の草刈りをどうやって対応するか。限られた予算の中で、いかにきれいで住みよい町にするか。高齢化の進む各自治会でいろいろな問題点があると思われるが、毎年、春とともにやってくる雑草との戦いをどう克服していくか。

特に、南周防大橋から岸田を通り光へ抜ける道。起伏とカーブが多く、4月頃になると竹が道路の両端からどンドンせり出してきて、雨が降ると竹がしなっていて、トラックはもちろん乗用車も通行が厳しくなることが多々ある。

車だけではなく、運動のために毎日農道を散歩される人も見受けられる。この場所に限らず、町内の通学・通勤で使用する道路沿いに草やつるが伸びて、歩道を歩く高齢者がつるに足を取られて転倒されたという話も耳にしました。この状況では、いつ事故が起きても不思議ではありません。県道なら県への要望、町道なら当然のことで、計画的に対応ができる施策を早急に考えていただきたい。

ということで、まず1に、現在行っている町内一斉清掃とクリーン作戦に改革の余地がないか。

2、県道、町道沿いの草刈りを計画的に対応できる方法はないか。

3、商店、工場周辺、高齢者で自宅周りの草刈りが不可能な人への対応。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

まず、町内一斉清掃、クリーン作戦についてでございますが、町内一斉清掃は、町民、企業、行政が一体となって環境美化活動を推進し、美しい町をつくっていくという趣旨の下、地域の方々や企業の皆様に御参加をいただいております。

町におきましては、今後も、作業に必要なごみ袋の配布、ダンプやパッカー車、バックホーの配車を行うことで円滑に作業が実施できるよう支援していきたいと考えております。

クリーン作戦につきましては、地域の自主的な取組として、各自治会で年数回の清掃活動などを実施しておられるものと承知しております。こちらも、希望があればごみ袋の配布を行っており、

草刈り機などの貸出しなども含め、今後もこのような支援を行っていきたいと考えております。

2番目の、県道、町道沿いの草刈りを計画的に対応できる方法はないかとの御質問でございますが、県道につきましては山口県柳井土木建築事務所が管理いたしております。草木等が繁茂し、通行に支障が生じれば対応をお願いしておりますが、予算的に年1回程度の草刈り費用等の予算しかないとのことで通行に支障が生じれば個別に対応したいということでもございました。

続きまして、町道でございますが、高齢化により草刈り等の共同作業が難しくなっている自治会もあるように聞いておりますが、全ての道路を町が計画的に管理することは現時点では困難であり、可能な限り地域での協力等もお願いしたいと思っております。また、公道の山側の立ち木等については通行に支障があれば地権者に伐採するようお願いしております。

次に、南周防大橋から岸田を通り光へ抜ける道、これはちょうど矢蔵浜城線で旧農免道路でございます。浜城から奈良の間は立ち木等が多く管理が困難な状況でございます。職員も出向いて伐採等をしているところでございます。つきましては、この地域につきましては維持管理費の予算増も検討したいというふうに思います。

3番目の、商店、工場周辺、高齢者で自宅周りの草刈りが不可能な人への対応でございますが、近年は高齢化により作業が困難になっているとの御相談を受けることも多くなってきております。町道、県道沿いの草刈り等をしていただいている地域もございますが、将来、その御協力を頂くことも難しくなるのではないかという懸念も持っております。

清掃活動につきましては、今後も地域の皆様に御協力いただける範囲で作業を実施していただき、その作業に必要な支援を引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 伊村議員。

○議員（4番 伊村 渉議員） 私は麻里府に住んでいるので麻里府地区のことが重点的になるかと思えますけど、尾津東の場合は、年間、公園の草刈りを4、5回程度やっておると思うんです。それと、町のクリーン作戦の中での海岸清掃ですか、そういう流れのものが8月にあると思います。

それで、公園の草刈りも、結局、高齢化で、なかなか、草を刈る人、それからそういう機械が使われない人、そういう部分で、どうしてもそのときに出られない方、集いがあって出られない方、そういうものもありまして、非常に自治会長も苦慮しておられるところではないかと思えます。

それに加えて、東の場合は保育園の草刈りを自治会として請け負っておりまして、その草刈りが年4回あるかと思うんですが、これは、保育園周り、土手を含めて、道路周辺、その保育園に上る横の川の土手まで全部刈るわけでありまして、結構、これが重労働で、それは自治会に町

のほうから助成金が入るということで今現在やっておるんですが、なかなかこれも厳しい状況になっておると思うんです。

それと、刈った草ですが、これは、中郷自治会に、田布施農工の先生が竹尾と上組の間に牛を飼われておられて、そこへ草を持っていくんですね。そうすると、牛が喜んで。それは、当然、先生に了解を得て餌として持っていきますが、牛が7頭くらいおるかと思いますが、そのたんに牛が非常に喜んで、私たちも草を刈るのに牛に持っていくのに元気を得るようなこともあろうかと思っております。

そういう部分では、循環機能が非常に効率的に働いておるんじゃないかと。かように思っておるんですが、この草刈りを、自治会でなかなかできない地域もあろうかと思うんですが、公民館にそういう予算を配付して、そういう草刈り作業をしていただくとか。

それから、麻里府の場合は、支えあいまりふというボランティアグループがおりまして、彼らが燃料代であるとかそういうものの提供を受けて、できる範囲のことを今現在やって。

それで、有償でやらんといけないケースも発生してくると思うんですね。そういう場合は、そういう町の担当課と話し合いをしながらやらせていただいておりますが、今までは経済課の方にもいろいろお世話になっておると思います。

そういう部分が各自治会で多々あろうかと思うんですが、そこらの予算というものを一遍出してみて、どういう結果が出るかということもですね。そこらの判断はどうかをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（松田規久夫議員） 副町長。

○副町長（川添 俊樹君） この前からずっと各地域を回って、出る問題は、今言われたような草刈りの問題はやっぱり出ます。

県道は、答弁があったように、県が1回刈りますけれども、町は地元で委託しているところと直轄町道があって、これは業者に委託すると物すごい金額になるんで、現在のような状況になっています。

だから、方法として、今言われるように、できない地域ができれば町が直轄でやる方法がいいのか、それとも今言われるように、公民館に頼んで新たな方法、枠組みをつくるのか、それとも内山議員が言われるように、職員の副業を含めた形で有償でやるのか、新たな枠組みがそろそろ要る時期です、確かに。

で、その枠組みは、どういった形で予算を配分して、どういった形で効率的にできるかというのは、今後、ちょっと十分検討して対応策を考えていかなきゃいけない時期に来ているというふう

認識していますんで、まだ、今、結論は出ませんが、言われるように、高齢化が進んでもう何年かすれば、もう多分、自治会も勘弁してくださいという自治会が増えてくるような状況になるんで、その辺の枠組みをまたちょっと考えさせていただきたいというふうに思います。今、結論が出ていませんので。

いろんな知恵が多分あって、効率的に配分して、一番効率的にできるのは何がいいのかというのをちょっと考えさせていただきたいと。そんなに長い時間考えてもしょうがないんで、できるだけ早い時期で考えて、やれるところをやっていただくというのは大前提ですが、もうできないところが出てきたときの対応というのは、やはり町として新たな枠組みが要るのかなという思いはしています。

で、町の中でも、今年から現場を担当できる会計年度任用職員を2名雇って職員がやっていたり、自治会に任せたりしていたところを拾い上げてやってもらっていて、それが新たな試みの第一歩なんで、それを広げていくという方法もあるし、今、先ほどからのいろんな方法が考えられるんで、枠組みとして何がいいのかというのは結論はまだ出ていませんから、もう少し待っていただけたらと思います。

いずれ変えなきゃいけない時期が来ています、確かに。それは、多分、皆さん御認識だろうと思いますんで、一緒に考えていただけたらいいかなというふうには思いますけれども、今後、少し時間を頂きたいと思います。

○議長（松田規久夫議員） 伊村議員。

○議員（4番 伊村 渉議員） ありがとうございます。ぜひお願いをいたします。

それと、今の南周防大橋から岸田に出る農道ですけど、この竹が、やっぱり道路ベリをちょろちょろと切ったんじゃ1年間もたんのですよ。やっぱり道路から両側10メートルぐらいずつぐらい切っておかないと、どうしても道路にはみ出してですね。ほいで、日中なのに真っ暗なような。雨の降る状況な、真っ暗なような状況になったりですね。

あれが、やっぱり土地の地主さんですかね、ああいう地元に住んでおられない地主さん、地元に住んでおって話ができる地主さんならええんですけど、特に県外に住んでおられる地主さんは、非常に郷土愛が薄いんか、よう分からんですけどね。再三、我々の地区もいろいろお願いをしたりするんですが、なかなか年に1、2回帰られても、すつといつの間にかおってんないような状況で、そこらも、どういう手だてがええのか。

やっぱり今の世相を反映しちょるんかもわからんですけど、言うべきことはきちつとて。それかいうて、我々、土地を利用しちょる自治会の集会所を、地代を払うのは、いの一番にその地主

さんに払うような状況なんですよ、実際のところ。

そこらは、やっぱり行政のほうからしっかりと、こういう状況だから年間はこういうふうにしてもらいたいという相談といたしますか、お願いを言う時期に来ちよるんじゃないかと思うんですよ。言いたくないことを言わないじゃ、もう済まんような状況なんで、そこらも地元の理解をしていただいて。

ま、他地区のところも多々あると思うんですね、そういうところは。これは麻里府の状況しか分からないんで、今お願いしちよるような状況なんです。ひとつ、その辺について一言お願いします。

○議長（松田規久夫議員） 田中課長。

○建設課長（田中 和彦君） 今、議員さんが言われました、南周防大橋から奈良の辺でございます。あのところにつきましては、竹とかが大変多くございます。それで、先ほど町長のほうの答弁からもありましたように、あの辺あたりは通常の草刈りに加えて、のり面の竹等も伐採するために予算のほうも増やしたいというふうに考えております。

また、地元地権者のほうへ伐採のお願いをしたらということでございますが、これにつきましては、もう既にやっておりますが、なかなか前に進まない状況でございます。

また、のり面の竹等につきましては、のり面はほとんど町有地の場合が多くございまして、基本的には町のほうが刈らなきゃいけないというケースが多くあります。

そのため、先ほど申しましたように、来年度、のり尻だけではなくて、今、議員さん言われたのり尻から、10メートルとはいきませんけれども、もう数メートルほど竹等を伐採すれば明るくなると思われまして、また上にかぶさらないんで、安全に通行もできるようになるかと思いません。

また、台風のときたかにつきましては、職員が直轄で出てやっております。今年の9月の台風の時も、一時的に通行止めになりましたけれども、町の職員がすぐ行きまして立木を撤去しました。また、今年度につきましては、年が明けましたら職員のほうが出まして、のり面の立木を伐採する予定にしております。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 伊村議員。

○議員（4番 伊村 渉議員） ありがとうございます。

なかなか、職員も、今までの仕事の上に、コロナの対策の出勤であるとか、いろんな会合、日曜日に出てこられて、その会合に参加されたり、大変じゃろうと思います。そこらはその地域の住民も一緒になって協力してやっていきたいと思うんで、みんなの思いが同じ方向に向いて、やれると

ころから始めていくというような形でやっていったらと思っておりますので、これからもひとつよろしくお願いたします。

それでは、次の2の質問に移ります。

質問事項。麻里府地区の人口減少の現状は。

田布施町の人口は令和4年4月1日現在で1万4,674人ということで、麻里府地区は648人です。町全体の4.4%ぐらいに当たると思います。20年前の2002年は950人の人口でした。今現在、648人が31.8%の減少になります。初めの10年は12%の減少率、あとの10年が23%の減少になります。後半の10年で前半に比べて2倍の加速になっていると思われま。

これから10年後の2032年には300人から350人になると予想されております。この現状を見ると、町内の中心から外れた城南地区や麻郷地区も麻里府と同じようなことが考えられるのではないかと。人口減少を少しでも遅らせる手当てをしていかないと、どの地区も限界集落になってしまうのではないかと。

麻里府地区は、現在、公民館移設を3年後に控えて、館長を中心とした検討会メンバーで10年後の夢プランを作成中である。

そういう状況の中で、1、人口減少を遅らせる計画は現在どのようなものがあるか。

2、城南・麻郷地区にも麻里府と同じようなプランを早急に作成する必要があると思われるが、対応案を考えていただけるか。

以上、お願いたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

1点目は「人口減少を遅らせる計画は現在どのようなものがあるか」についてでございます。

少子高齢化対策については、先ほど高月議員や西本議員の御質問にもお答えいたしました。その中でも議員御指摘のように町内の中心部から離れた地域についてはその地域の特性に合った人口減少対策が求められているのではないかと。しかしながら、こうした、この事業、この支援をすれば、周辺部の人口減少が遅らせられるという具体的なものがなかなかないというのが実情だろうと思ひます。

現在策定しております第6次田布施町総合計画や第2次田布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略を着実に進めていくことにより、全ての地区において社会的な人口減少の抑制が図られるよう、また各地域においても様々な課題に対し丁寧に取り組を進めていきたいと考えております。

2点目は「城南・麻郷地区にも麻里府と同じようなプランを早急に作成する必要があると思われ

るが、対応策を考えていただけるか」についてでございます。

全ての地区に共通して言えることでございますが、本町の将来人口の推移は、思った以上に速いスピードで少子高齢化が進行しているというふうに感じております。とりわけ町の中心部から離れた地区はコミュニティーの維持、また、町民生活や集落機能の維持が困難になるなど、人口減少に伴う衰退は深刻な問題となっており、そこに暮らされる方々の不安や懸念については、私も城南に住んでおりますので、十分、承知をいたしております。

このたび、公約に掲げております「支え合い、共助のまちづくり」をより一層進めるとともに、地域の支え合いの仕組みづくりのために今後こういったプランニングを考えたらいいのか、地域の皆様と一緒に考えていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 伊村議員。

○議員（4番 伊村 渉議員） はい。ありがとうございます。

先日、麻里府新公民館移設の夢プランの会合にオブザーバーで出席をさせていただきまして、そのときの資料で、先ほど言いました2002年の麻里府地区の人口は950人で、今現在が648名。20年の間に302人が減少しておるんですね。ということは、3分の1、20年の間に少なくなった。

これはほんまにびっくりするような数字でありまして、入ってくる人がおらん、出ていく人ばかりでそういう状況になったんじゃないかと思うんですが、地区別にいきますと、一番住民の多いのは見田地区ですね。これが2002年で230名。それがこの2022年に183人になって、47人減っちゃうわけですね。

それから、2番目に多い中郷地区、これは2002年が192名だったのが今現在が128名。64の減少。33%。次が尾津東で149。149が、次の5年、2007年までは全然変わらなかったんですが、10年目にして急に15名減って、今現在は93名で56減っちゃうわけですね。

その次が尾津中地区。尾津中自治会は20年前134人じゃったのが97ですね、現在。37減っております。次が尾津西で107だったのが今現在は65。これは42減っちゃうんですよ。それで上組地区、これは96じゃったのが今現在は55で41減っております。それで馬島、これは20年前は42名じゃったのが今現在は27で15減っちゃいますね。

だけど、馬島は、今、ちょっと増えつつあるといたしますか、ニューファミリーが2軒ぐらい増えて。また、この間、会合で話を聞くのに、その親戚が、今、移住をしようかという話があるというような話を聞きまして、体験移住をしてみたいというような面白い話も聞きました。馬島は特に海

という条件がありまして、伸び伸びと子供たちが暮らしているというのをよく聞きますから、そこからは今から伸びる要素があるんじゃないかと。

こういうふうに数値でこの20年を知るということは、本当に実感としてびっくりするような数字が出てくるわけです。これは、この20年で3分の1の人がおらなくなったんですから。今のウクライナの戦争よりもまだひどいような状況じゃないかと思うんですよ。そこらは本当に真剣にこの問題に取り組まなくてはいけないと、かように思いますし、今、漁業組合の組合長も若者の漁業定住者を来年募集をするように、2名ぐらいお願いをしちよるといような話をしておりましたから、また、新しい漁業者が来てくれるかもしれません。

これは、まあ、麻里府のことで、少しでも人が増えることを考えていただいて、また年寄りがいつまで元気でおられるか分からないけど、そういう施設に入らないで長生きができるようなことをみんなが考えていかななくてはいけないと思うんですが。

それで、他地区の状況なんですが、城南、麻郷地区にそういう考え方があるのかお聞きしたいんですが。

○議長（松田規久夫議員） 森課長。

○企画財政課長（森 清君） 今、議員さんの言われる麻里府地区の人口減少対策について、御不安とか御懸念、深刻さというのが本当に十分伝わったところでございます。

夢プランについては、今、麻里府地区で取り組んでいるところでございますけど、中山間地域でない麻郷地区については適用されませんが、周辺部に限定した実効性のある地域のまちづくりの計画というものについては、特にはないとは思っております。

この人口減少問題については、麻里府地区ではなくて全ての地区に言えることでございますので、ちょっと大雑把な言い方ではございますけど、現在策定しております総合計画、総合戦略を着実に進めていくことが必要ではないかと思っております。

また、そういった中で、先ほど町長の答弁にもございましたけど、今後どういったプランニングをしたらいいのかということは、地域の皆様と一緒に考えていきたいというふうに思っております。

○議長（松田規久夫議員） 伊村議員。

○議員（4番 伊村 渉議員） はい。ありがとうございます。

先日、我々経済課で研修に行ったんですけど、そのときに邑南町の子育て日本一構想というところに行って、いろいろ勉強させていただきました。本当に感心をいたしました。10年前からああいう考え方をしておられたというのにびっくりいたしました。

特に残っているのは、0歳から18歳までの人口をいかに増やすかという、そういうことを重点

的に考えておられまして、構想の指数という数値で表わされておられました。それから、構想の理念、そういうものをつくって、みんなで一緒に目標に向かっていこうというような考え方でじゃろうかと思います。

その中で、今の保育料の無料化であるとか、そういう部分、それから保育園の子供の給食の配膳を手伝わせる、そういうこと、それから、地元の食材を使って元気に育てるといった基本的な構想を継続されておられました。

そういうことを、城南さんの場合は、新しく子育てに適した町営住宅というものを新設されて、これからそういう方が住まれる、そういう計画じゃろうと思うんですが、それに付随する1つの継続した施策であるというものも必要じゃあないかと思うんですが。

まず麻里府の場合は、自治会さんを重点としたいろんな意見を出していただいて、皆さんがどういうことに困っちゃうんかとか、どういうことをしたら助かるんか、どうしたらいいかというような、そのいろんな意見を出していただいて、それを結果集約して、そういうところがポイントになってきちゃうんじゃないかと思います。そこらあたりはどういった状況ですか。

○議長（松田規久夫議員） 森課長。

○企画財政課長（森 清君） まず、邑南町等の視察に行かれたということで、子育て構想について、それについてはちょっとまた改めて勉強させていただければと思いますが、同じものとは言いませんけど、本町では地方創生の総合戦略にアクションプランというものがございます。その中で構想とか数値目標を掲げさせていただいております。町創生検討委員会では、そういう課題、問題点について御意見も頂いているところでもございます。

また、地域等々で今課題、問題点の御意見等もあるということでございますが、これについては、年1回、先ほど来出ておりますけど、各地域自治会長さんとの意見交換会というものをさせていただいておりますので、その中で御意見、御提言を頂ければなと思っております。

○議長（松田規久夫議員） 伊村議員。

○議員（4番 伊村 渉議員） 邑南町さんの人口なんですが、今現在が1万18名。それで0歳から18歳の人口目標というのが決められておるんですが、令和3年度じゃったか、1,800名という数値を出しておられます。ということは、18%ぐらいが、18歳までの人が18%ぐらいおられるということになるか。そういうところの数値の目標を決められると、割方目指す方向性が決まるんじゃないかなと思いますし、それと、定住、移住を考えて来られる人というのは、やっぱり仕事であるとか、住むところ、住居、そういうところ、それから、それに対する補助であるとか、助成がどういうふうになっておるか。

それで、邑南町さんは、何か、やっぱり、メリットもいろいろ出されておりましたけど、我々が行った議員さんの質問の中で、反対に何かデメリットはなかったかという質問をされた方がおられましたけど、その答えに、デメリットではないけど、住むことによったら、そういうルールがありますよと、それで、邑南町に住んだら、自治会にまず入ってもらわなくてはいけない、当然自治会に入れば、自治会費も払ってもらわなきゃいけないと。そういうルールをきちっと説明をして、それから納得をされて移住をしていただく、というような話も聞きましたし。

仕事関係でいえば、やっぱり町の商工会さんとの情報共有ですかね、そういう会社の求人が今のぐらいありますかとか、こういう人が欲しいんじゃないかどうじゃろうかというような、いろんな情報をやっぱり、町と商工会が共有しちゃきますと、すぐにそういう話が、こよよ、今こよよ、こういう人が欲しいんじゃないかどうじゃろうかというような、そういう話もスムーズに進められる、そういうケースもあると思うんで、そこらをもっと商工会さんとの情報共有ということも考えていただきたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（松田規久夫議員） 山中課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 議員おっしゃるとおりでございます。当然、移住定住にかかれば、当然住むところ、また、働くところ、これは当然だというふうに、必須だというふうに思ってます。それにつきましては、やっぱり商工会とかそういう関係機関ともしっかり連携しながら情報発信をして、ぜひ本町の魅力も見せながら、一人でも多くの移住者ができるよう、努力していきたいというふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 伊村議員。

○議員（4番 伊村 渉議員） 麻郷は、会社関係が工業地帯というふうに都市計画の中で、昭和48年ぐらいの都市計画の中で麻郷の鳥越地区の工業地帯、それから——どこですか、米出の工業地帯、というふうに点在をしておると思うんですね。じゃけえ、そこらで20年、当時できた会社と今現在の会社はまた替わっておるケースもあるし、また新たに新しい会社が出てきて、こういう流れの会社がありますよというような流れもあろうかと思っておりますけど、そこらのその情報というのは、町のほうには皆入っちゃるんですかね。

○議長（松田規久夫議員） 山中課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 個々の会社の情報というのは、町のほうには実は入っておりません。職安のほうから毎月いろいろと、こういう募集をしているというのはありますので、町のほうで掲示はしておりますけども、個々の募集については、町のほうではちょっと把握はしておりません。

○議長（松田規久夫議員） 伊村議員。

○議員（4番 伊村 渉議員） これからは、いろんな意味で、まず一步踏み込んで話をしていく、それからどういう展開になるかということも、また面白い部分につながろうかと思えますし、お互いにこの田布施で住んで生活をする中で、いろんな形でプラスになるような方向性でやっていてもらいたいと思えますので、これからもひとつよろしく願いいたします。

これで私の質問を終わります。

○議長（松田規久夫議員） 以上で、伊村渉議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（松田規久夫議員） ここで、暫時休憩します。再開は5時10分とします。

午後5時00分休憩

.....

午後5時10分再開

○議長（松田規久夫議員） 休憩を取り消し、一般質問を続けます。神田栄治議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） 私で一般質問が最後となります。長時間にわたりお疲れのことと思いますが、最後までどうぞよろしく願いいたします。

質問に入ります前に、一言お礼を申し上げたいと思えます。

先ほども伊村議員さんのほうから道打ちの件で質問、提案等がございました。我々議員には、立場上、地域の方から地元で起こった困り事の相談ですとか、苦情を受け、内容によっては町のほうへ改善を要望することが多々ございます。

私の場合、近所の空き地の雑草の草刈りがされず伸び放題になっているケースですとか、赤線の一部が陥没して橋が通れなくなっているケース、また、防犯灯の支柱の根元が腐食し、台風前ではございましたけど、危険な状態になっていたケースなどがあり、その都度、町のほうへ要望いたしましたけど、いずれのケースにおきましても現地確認にすぐ来ていただき、解決への対応も迅速にさせていただきました。大変ありがとうございました。地域の皆さんも喜んでおられることと思えます。小さなことであっても迅速に対応される姿勢が、行政事務を執行していく上でも生かされていると思っております。引き続きよろしく願いをいたします。

では、通告に従いまして、3問質問させていただきます。3問とも1問1答形式で、答弁者はいずれも町長で願いをいたします。

それでは、1問目でございます。

買い物送迎タクシーの増便ができないかについてでございます。

当町では、自動車が運転できない高齢者のため、平成26年度から買い物送迎タクシーの運行を

開始し、今年で9年目となります。この間、当町の高齢化率は平成27年度33.7%が令和2年度に36.2%へ増加したのに対し、送迎タクシーの利用者は年間400人台から600人台と横ばいという状況でございます。これは月平均で45人、1日当たり2名程度であり、有用な制度となっているとは言えない状況だと思います。

理由を考えてみますと、やはり1日1往復という便数の少なさではないかと考えられ、アンケートでも増便の要望が出ております。県内で同様の送迎サービスを実施しておられる周南市、山陽小野田市、美祢市、柳井市、いずれも3から4往復の運行を行っております。昨年3月の定例会で、私からの一般質問で、送迎サービスの改善を図るとの御回答を頂いておりますが、使い勝手のよいサービスのためには、まずはやはり増便が急務と考えます。特に、帰りについてでございますが、急務と考えるわけですが、その後の進捗状況についてお尋ねをいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それではお答えいたします。

本町では、町内在住の60歳以上で1人で乗降車できる方を対象に、片道500円で買い物送迎サービスを実施しております。平日のみの運行で、地域を2系統に分け、曜日を定め、午前、午後、1日1往復ずつ運行しております。

利用に当たりましては、事業主体であります田布施町社会福祉協議会で登録を行い、利用される前日までに電話予約が必要となり、自宅から役場、駅、スーパーなど町内6か所の乗降場までの送迎を行っております。

議員御質問の増便についてでございますが、利用者からのアンケートからも増便に対する要望等もあったことから、令和5年の3月から5月までの3か月間ではありますが、帰りの便を1便増便する実証運行を実施したいと考えております。これまで9時迎えの11時送りと、13時迎えの15時送りでしたが、新たに10時と14時の送りの便を増便したいと考えております。これにより帰りの待ち時間が短縮され、利用者の利便性が図れるものではないかと思われま。

今後、その結果を踏まえました上で、令和5年1月に立ち上げます田布施町地域公共交通協議会の中で検討してまいりたいと思います。まずは、増便は実施をいたします。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） 御回答ありがとうございました。

今、帰りの便について、1便増便の実証運行を実施していただくということで、大変ありがとうございます。一歩前進ではないかと思います。

で、私なりに、どういうサービスの内容がいいのかというのを考えてみたんですが、やはり、よ
その他市町が実行しているように、1日3、4便あると非常に使い勝手はいいなと思うところです。
で、他市町は、この運行するというか、利用者の範囲を町の一部に限っておるからできる3、4便
なんです。田布施町の場合は、町内全域の方が利用できる体制を取っていますので、非常に難し
いという部分がある。その中で何とか3、4便運行できないかと考えるんですが、そのあたり、い
かがお考えでございましょうか。

○議長（松田規久夫議員） 山中課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 田布施町は独自で——地理的になかなか難しい、逆に言うたら、丸で、
中心が本町の役場でありますので、そちらに向かってくるというのが田布施町の特徴だと思ってい
ます。

隣接の柳井市さんについては、当然、日積があったり、伊陸があったり、伊保庄があったり、ち
よっとまたうちと違った形でございますので、そこを中心というふうを考えてらっしゃる、とい
うふうを考えております。

当然、便を増やすということは、利用者からすれば利便性がいいというのは当然分かることでご
ざいますが、やはり、この買い物送迎サービスは乗ってもらわないとまずはいけないということが
大前提でございます。特に3割以上乗車率がないと、やはり国庫補助が対象にならないというの
ありますので、それを踏まえた上で、平成26年から、まあ、曜日を分けておりますが、1日1便
という形の中で進めてまいりました。

先ほど議員もおっしゃられましたように、昨年的一般質問の中でも増便はできないかというこ
とを踏まえまして、事業主体であります社会福祉協議会と協議をした上、今後、地域公共交通協議会
も立ち上がりますので、その前にちょっと実証実験ではないですけども、それをしてみたいとい
うことで、まず帰りの便を増やしてみようというところから始めさせていただきました。その結果を
踏まえまして、当然利用者が増えるようであれば、今2系統出してはおりますけども、それぞれが
回れるような形の中で、今じゃなくて、曜日じゃなくて、毎日回れるような形の中でできるのか、
それは今後の課題だというふう感じておりますので、まずはその実証実験で試してみたいとい
うふう考えております。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） ありがとうございます。

今ジャンボタクシーが1台、町が持っているのと、それで走る関係で、全域を走るので1日1便で、
曜日によって午前に行くのと、午後が変わりますですね。例えば、何といいますか、便数を増や

せると、1回当たりの恐らく乗車人数は当然、分散するから減りますよね。そうするとジャンボタクシーでなくてもよいケースが発生すると思われるんです。そうすると1番、まあ1回はジャンボタクシーを使うけど、その次があるときに、普通の5人乗りの通常のタクシーで対応できれば、その2台体制ですよ、増便も可能じゃないかなと、こう思うんですよ。

それと、もう1つ思うのは、城南と西田布施地域が一つの区域だったと思いますが、前日の申込みが城南地域の人と西田布施地域の人で、端と端のほうだったら、乗っちょる時間が長いわけですよ。これだとやっぱり、利用者が、あれだけ遠回りされたらたまらんということで、利用率が落ちる可能性はあります。だから、そういうようなケースは前日予約ですから分かるので、一番多いルートにジャンボタクシー回して、1つ家がぽつんと離れられたら、そこに普通の5人乗りのタクシーに行くようにすれば、あまり待たずに運行できるかなと思ったりするんです。

特に東田布施地域でも、東田布施でくれば1つかもしれませんが、小行司がおりますから、小行司の方が申し込まれた、それで、こっちのどこか本町の人が申し込まれたら、物すごい距離があるわけですよ。あれをジャンボタクシー1台で走ったら、とつてもじゃない。どっちかの最初に乗った方は、もう待っちゃおれんちゅうことになるわけです。だから、そのときにはジャンボとノーマルで、5人乗りで、1台ずつ分ければうまく行かないかなと、で、乗り継いで行けば、何とか3便ぐらいで回れるんじゃないかなと。それで、それを、じゃあ、いきなりやるんじゃなくて、やはり実証実験をしながらしていただければと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（松田規久夫議員） 山中課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 当然、今の議員さんの御質問の中の利便性から言えば、当然そのとおりだというふうに思っています。

ただちょっと、配車についてはちょっと、正直私もちょっと把握していない部分がございますので、ちょっとコメントはできませんけれども、確かに、距離の問題であれば、大変時間的にもロスがあるというのは感じております。ただ、車が大きい、小さいは別として、今現在、コロナの収束とはいっても、なかなか最近は増えておりますけども、やはり、隣に座るのが嫌という女性の方もいらっしゃるでしょうし、そういう小さい車であれば、できればグループで乗るとか、そういう形の中が1つの提案になるのかなというふうには思いますけれども、まあ、これはここで決めることではございませんので、その協議会の中でいろいろとアンケート等も当然、高校生、また保護者の方、また御高齢の方、利用される方等々、幅広くアンケートを取ってまいりたいと思いますので、その結果を踏まえた上で、その計画に盛り込んで、本町にどのような形の交通体系がいいのかというのを考えていきたいというふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） ぜひとも御検討をお願いしたいと思います。

それと、もう1つですが、現在の利用で、田布施が65歳以上という利用条件がついております。で、他市町はこれがないんです。年齢制限があるところは田布施だけなんです。で、高齢者向けだということでの65歳だと思うんですが、乗車率を上げたいという、その補助率との関係があるのなら、いっそのこと、この65歳は外してしまえないかと思うんですが、いかがでございましょうか。

○議長（松田規久夫議員） 山中課長。

○経済課長（山中 浩徳君） この事業を立ち上げる時は確かに、その高齢者、65歳以上で、1人で車がない方とか、いろいろと条件はあったかと思えます。ただ、この今後につきましては、やはり多くの方に利用してもらうのがやっぱり大前提だというふうには考えておりますので、それはまた、その協議会の中でいろいろと考えながら、補助金制度もごございますので、実際にそれが使えるかどうかというのも今後ちょっと考えながらその計画の中に反映して、多くの方に利用していただけるような運行体制を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） ありがとうございます、分かりました。

何といいますか、地域によって、この送りと迎えの時間が午前・午後に入れ替わるころあたりの解消等を併せて、先ほどのような2台体制、そうするとジャンボタクシー買わなくても済むということもありますから、まあ、問題は請け手のタクシー会社のほうの人的配置とかいろいろ条件もありましようから、そのあたりはまた今後の試行ということで、はい。ぜひお願いをしたいなど。

高齢者が私の近所でも、もう自動車を免許証返した方ですとか、御主人が亡くなられて「私は車の運転もできんのですよ」という方が非常に増えている。うちのほうはまだスーパーとか近いからいいんですが、本当、遠くの方は本当にお困りだろうと思うんですね。これは非常に、何といいますか、高齢者のやっぱり買い物送迎サービスというのは有用な制度だと思っておりますので、少しでも役に立つ制度として活用できるように御検討をお願いしまして、1問目の質問を終わりたいと思います。

続きまして、2問目の質問に移らせていただきます。

庁舎内のアクセスの向上と行政の政策実現のための組織改正を、について質問させていただきます。

庁舎1階の事務スペース拡大に伴い、手狭で仕事効率が悪かった職場環境が改善されます。この

機会に、町民が来庁されたとき、希望する課へのアクセスを容易にするため、また、職員が働きやすく、機動力をより発揮できる組織とするために、課名の変更や係・課の新設、それに伴う仕事の統廃合などの機構改革を提案いたします。

具体的には、総合案内所の話が出ておりましたが、これが新設されることを前提に、1番目としては、やはり町の重点施策であります子育て支援、それから移住・定住促進、高齢者支援、企業誘致等に当たっては、推進員の選任、また係の新設等、それから、係等の所属課を決定するに当たりましては、やはり課の新設や名称の変更も御検討はいただけないか。

また、総合案内所におきましては、業務が複数の課にわたる事項があると思いますが、その所管課の案内を行うことになろうと思います。そのあたりの運用をどうされるのかというあたり。

最後に、組織改正ではありませんが、昼休み時に、庁舎内にBGM放送を流すのもいかがかなと思っております。非常に業務多忙、多岐にわたる中、せめて昼休みぐらいBGMかかってもいいんじゃないかというのが感想でございます。

来年4月からは、町長の2期目という節目にも合わせまして、第6次田布施町総合計画の達成に向けて、よりよい組織で臨むということを要望いたしたいと思いますが、どのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それではお答えいたします。

庁舎の現状は、特に1階窓口業務について、マイナンバーなどの対応により接客スペースが狭くなっており、また通路も狭く、待合スペースもないため、混雑時や繁忙期には来庁者への対応に大変苦慮している状況でございます。

また、令和6年度からはマイナンバーカードの更新も多くなることから、今後の対応をどのようにするか、庁舎窓口検討ワーキンググループを立ち上げまして、時間をかけて、調査・検討を行ってまいりました。

先日、皆様にもその報告をさせていただきましたが、まだまだ基本的に1階のフロアが倍ぐらいあれば絵が描けるんですが、なかなか、柱が4本あって増改築できないという中で、非常に職員も苦勞して、課題を解決したいんですが、なかなかそこへたどり着かないということで、今、検討しておりますが、現時点ではまだ検討段階であるということを申し上げておきます。

総合案内所につきましては、複数の課にまたがる用件でお見えの来庁者の方に安心してお尋ねいただき、スムーズに御案内することにより、来庁者の方からも、また対応する職員も、効率的に手続が進められるメリットがあると認識いたしております。このことにつきましては、ワーキンググ

ループにおいても検討いたしました。限られたスペースの中での割り振りとなるため、なお議論を詰めていく必要があるということでございました。

しかし、お悔やみ関連等につきましては、手続が複数の課にまたがりますので、手続に来られた方に窓口を移動していただくのではなくて、各担当職員が交代で対応するということにいたしております。

その他、重点施策を推進するための係の新設、課の新設や名称変更、第6次田布施町総合計画の達成に向けた組織改正等についての御要望でございますが、例えば、デジタル社会の実現に向けました諸施策を推進していくための課を創設する自治体もございます。しかし、自治体ごとに庁舎のスペース等の状況が、事情が異なりますので、今後、国の動向等により、各課の業務量に大きな変更が生じたことがありましたら、全体の均衡も考慮しながら機構改革等を検討したいと思っております。

また、最後でございますが、庁舎内でのBGM放送につきましては、以前は行っておりました。しかし、機器の老朽化に伴い動作不良が続き、この機器の更新にもかなり、タイマー等の関係で経費がかかるということから、中止して、現在に至っております。せっかく議員からの御紹介も頂いておりますので、再開について、いろんな、メリット・デメリットがあることは、もうやっておりますので、分かっておりますので、また職員の意見も聞いてみたいというふうに思います。

ありがとうございます。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） 御回答ありがとうございます。

まだ今、考慮しながら検討したいということで、ちょっと具体的にお話がちょっと御回答いただけなかったと思っておるんですが、私がお考えしております、係ですとか推進委員とかは、やはり町が人権施策として位置づけておられる項目がいいんじゃないかと思っております。

例えば、やはり移住・定住支援係とか、それから起業相談でも——起業は、業を起こすほうの起業相談——起業誘致係ですとか、それから就業関係であります。やはり新規就農の支援係ですとか。

で、子育て支援係というのを考えたいんですが、保健センターにわたる、健康保健課にもわたる、教育委員会にもわたるで、もうほとんどの課が関わるような状況になりますから、子育て支援係はちょっとあまりに多いので、もう総合窓口にお任せになるのかなというような気もいたしております。そうした、何と申しますか、重点施策を係にすることによって、私はもう兼務でもいいんじゃないかと思っておるんです。

もう1つの、来客者の便宜を図るという意味もありますが、私はその係の担当になることによっ

て、職員がそのことについて、もちろんスキルをアップする、説明ができるようにする、必要な資料もすぐ出せるようにするという、そこがやはり、重点施策としているところの意味じゃないかと思っておるんです。1人だと、その方がお休みのときに来庁されたら対応ができません。ですからやはり、複数人が係ということで、推進委員ということで、それは複数置いてもいいと思いますが、係がいいのかなど。逆に、推進委員を2人置くというようなことでも、私はいいいんじゃないかと思っております。

先ほど、伊村議員が邑南町の視察の話をされましたが、10年前からそういう係を置いておられるんですね。やはり行って思いましたが、過疎化のペースが速いのかなど、危機感が違ったんじゃないかっていうのが、感想に持ちました。しかし、それが結局、15歳から18歳までの人口減少を、施策を取ることによって——どうしても減るのはしょうがないんですが、緩和されたという実証データがあるんだっていうお話を聞きました。そういう取組、やはり大事だなと思った次第でございます。

今、もし作られるとしたら、どういった課を、係、それから推進委員等を思っていらっしゃるか、もし御構想があれば教えていただけたらと思うんですが、いかがでございましょうか。

○議長（松田規久夫議員） 副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 今のところ、構想をまだ持っていません。

ただ、言われるように、責任を持った仕事をするということであれば、兼務でそういう係を重点的に指名するというのも1つの方法ではあると思いますので、庁内の課長会議等を通していろいろな意見を集約して、どういう形で——私も邑南町の、まだ詳しく見てないんで、いいところがあれば参考にさせていただきたいと思いますが、現時点ではまだ持っていませんし、1階の窓口の関係もまだワーキングで始まったばかりで、課題も結構多いんで、1階の形がある程度整理ができれば、また課の状況を含めたいろんな構想も出てくると思いますんで、その辺を踏まえて、そのあたりで検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） ありがとうございます。

係、それから推進委員等の新設に併せて、今度、課の新設というか名称変更あたりのことについてなんですが、例えば、今、婚活支援は企画財政課のほうで所管になっていらっしゃる、それから移住・定住もですかね、で、何ていいますか、企画財政、まあ広報も持っておられる、で、メインはやはり財政部門だろうかと思うんですが、そこになかなか、今の婚活のこともされている、それから移住・定住のこともされているっていうと、業務がかなり、違った業務を1つの課で皆こなさ

れているのかな。それから、経済課のほうで新規就農のほうの係がそこにあるのはぴったりだと思いますから、いいと思うんですが、そうした、これから重点施策でもし行わなければいけないようなことがあって、今のように企画財政にデジタル推進室も今度できたじゃないですか。そうすると、企画財政は本当、あれもやらなきゃいけない、これもやらなきゃいけない、そこにもって、今度は議員が婚活支援をしっかりとやったらどうかというような話をすると、あれもこれもで、そりゃあ、職員がもうちょっとおらにやできんよねという話になりますよね。

だから、そうしたところをしっかりとするためには、例えば、邑南町の例でいきますと、地域みらい課というのをつくっておられるんです。で、名称が非常に、初めて聞いたときに、ちょっと地域みらいというとなんか何をするんだろうと、こう、ふと、やっぱり思うんですね。で、今のような婚活支援ですとか、移住・定住の話ですとか、そんなところを、例えば、地域みらい課に所管させる。

それから今、麻里府地区で夢プランをつくっておられますが、邑南町の地域みらい課も、その夢プラン担当の課なんですね。だから、そうしたのをひっくるめて、例えば、地域みらい課みたいなものを考えてみる。で、企画財政の物すごい膨らんだ部分を移せば、企画財政も本来のやはり企画財政施策ができるし、地域みらい課は地域みらい課として新しいことに取り組めるというようなことで、せっかく今回、1階が動くようになるということなら、案内表示板もみな変えられるようになると思うので、そうすると今回が一番チャンスかなと。で、ちょうど町長も2期目を迎えられて、心機一転、この課でいこうというような、思いだした次第です。

それともう1点ですが、これは細かいことなんですが、今、例えば町民福祉課っていうふうな名称がなっていますが、町民の意味が、私はあの住民票の住民を町民と言ったのかなと思ったりするんです。で、町民っちゅうたら、何もかにも、全部含むような気がするんですね。むしろ戸籍福祉課と言ったほうが、業務の内容がぴったりこないかなと個人的には思ったりもしたんです。だから、そういう名称の変更とかも踏まえた上で、今回ちょうど4月からが新年度になりますから、御検討のほうで頂けたらと思いますが、いかがお考えでございましょうか。

○議長（松田規久夫議員） 副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 貴重な御意見で、かなり適格な御意見だと思います。

で、今、マイナンバーとか、今の移住・定住とか、商工観光と企画とが、マイナンバーは町民福祉課もあって、総務課もあって、いろいろ、こう業務自体が、確かに多課にまたがった業務もあって、1回整理、特にマイナンバーは特にややこしくなっていますから、整理したほうがいいかなという思いも持っていますけれども、タイミング的に、いらうとなれば、やっぱりある程度めどがつく、1階の皆さんに御提案した形がある程度——どうなるかまだ分かりませんから、ある程度いけ

るかなというときに、その今の町民福祉も含めて、今の1階が3課の体制なんですけど、それが業務量として、責任を持った業務としてできるかどうかというのも含めて、そのあたりのタイミングになると——6月に完成するんですよね、保健センターが。保健センターが完成しないと、1階の移動は当然できませんから、完成した後に、どういう形になるかというんで、ある程度また期間が要りますんで、仮にできたとしても、そのタイミングぐらいになろうかと思えますんで、それまでに課内で、今の御意見含めて、いろいろ内部で詰めて考えさせていただきたいと思えます。

確かに、言われるように、業務がかなり複雑になってきていまして、いろんな課に、特に企画と経済課がクロスする部分があったり、総務課と企画と町民課がクロスする部分があったりして、業務がちょっと複雑になっていますんで、一回、そのあたりのタイミングで考えたらいいかなというふうには思えます。貴重な御意見なんで、十分参考にさせていただいて、課内でいろいろ考えさせていただきたいと思えます。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） ありがとうございます。

ちょっと私は、時期にこだわり過ぎた感がございました。一度変えたら、なかなかそうたびたび変えるものではないので、しっかり御検討いただいた上で、よりよい組織の改正ができたらと思います。

で、最後に、この関連で1点なんですけど、総合案内所の位置づけが非常に大事になろうかとも思えます。先ほど、お悔やみ係の話が出ましたが、以前、南議員が窓口のワンストップ化の御質問をされたと思っております。特にそういう多課にまたがることを同じ1つの窓口でできないかという御質問だったと思っておるんですが、今、町の対応は非常によく、例えば、健康保健課に行ったら、もう税務の職員を呼んできてくれるんですね。税務の職員の方が自発的にもうその話を通してもらえるから、来られて、これが、書類が、これになってますよというようなことをおっしゃっていただい。あれ非常に、私は、いい制度だ、いい仕組みだなと思っております。ですから、子育て支援に関しても非常に、何の用件で来られているのか、お母さんのことなのか、お子さんのことなのか、お子さんはじゃあ今、何歳のお子さんのことなのかということで、行く課がまちまちなんですよね。だったらそれが、総合案内所での確にお教えできるような、総合案内所になっておれば、非常に町民の方は助かると思えますし、職員さんも、こういうことをうちの課はやっとるんだと、違うことはあちらの課に行ってくださいね、ということが的確に言えるようになっておれば、町民の方も非常にスムーズに事務処理ができると思えます。

ですから、総合案内所を——ただ問題は、それだけのために職員を置くかどうかというところが

一番のやっぱりネックだろうと思います。

以前、柳井市役所で入り口に総合案内所、委員さんが1人置かれたんですが、今はもうなくなって当分になります。なぜかという、四六時中來られているわけじゃないんですよね。本当、何回かおられるだけで、何も相談を受けない時間のほうが多い。そうすると、手持ち無沙汰という状況が生じて、逆に今度は市民の方から、何をしちよるんかい、あの職員は何もせんでもあれか、何をしちよるんかというような、逆に叱られるような状況になったんじゃないかと思うんです。だから、そういうのを避けるためには、やはり兼務なのかなと思ったりしておりますので、ただ総合案内所がやはりあることは、非常に有意義なことだと思っておりますので、そのあたりはまた御検討いただけたらと思っております。

そういうことで、どうぞ御検討のほうよろしく願いいたします。

では、2問目の質問終わりました、3問目に移らさせていただきます。

町職員からの人権侵害申立て結果への対応と再発防止対策についてでございます。

山口県弁護士会人権擁護委員会は、税金の徴収ミスを内部告発した職員に対する町の処遇を人権侵害と認定し、謝罪と再発防止の決意を示すべきとの勧告書を町へ送付したことが報道されておりましたが、人権擁護委員会からの勧告に対し、町はどのような対応をとられたのか、また、再発防止のためどのような対策をとられるのかお尋ねをいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それではお答えいたします。同様の質問がございましたが、繰り返しになることは御勘弁いただきたいと思います。

本年9月に山口県弁護士会と同人権擁護委員会の連名で勧告書が届きました。趣旨といたしましては、弁護士会として人権侵害を認め、真摯な反省に基づき、申立人に謝罪するとともに、再発防止の決意を示すべきことという勧告でございました。

町としてはこれを尊重し、申立人には改めて、私から謝罪をいたしました。

私としては、常日頃から人権侵害やハラスメント行為を認めませんし、職員には明るい職場でしっかりと仕事をしてもらいたいと思っております、訓示等でもそのように伝えております。そうした中での勧告ですから、当然、戸惑いもございましたが、2期目の町政を任された今、私自身が改めて足下を見直し、ハラスメント等の防止と人権が尊重される田布施町と田布施町役場の推進に尽くしていくことを強く決意をいたしました。そう考えております。

ありがとうございました。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） 御回答ありがとうございました。

この質問につきましては、午前中に國本議員から同趣旨の質問がありまして、御回答も頂いておりますので、私からは1つだけ再質問をさせていただきたいと思っております。

このハラスメント防止の問題でございますが、災害と同様、時間とともに問題意識が低下してまいります。将来においても、人権侵害、こういうパワーハラスメントが発生しないように、どのような対策をお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） やっぱり、常に心がけておかなければなりませんし、そうした意識が薄れてはいけませんので、毎年そういった研修なり、また講習会、研修会等も開催いたしまして、こうしたことがあったという反省に基づき——職員も入れ替わりますので、新しく採用した職員も、常にそういったことを伝えて、弁護士会からの勧告書の指示に沿った決意を新たにして、再発防止に向かっていこうというふうに思います。

今、御承知のように、マスコミでは保育園の虐待とか、人権侵害と、本当にどうなんかということが次から次に起こっておりますが、やはり1個1個見ますと、それなりの原因なりがあると思いますので、そういった失敗を繰り返さないように、本当に、弁護士会からの勧告を尊重させていただきまして、町として、また町役場として、改めて対応してまいります。

ありがとうございました。頑張っていきます。

○議員（11番 神田 栄治議員） ありがとうございました。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） あ、すいません。

○議長（松田規久夫議員） どうぞ、神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） 失礼しました。どうも、御回答ありがとうございました。

行政は人権擁護の中心を担う立場でございます。役場には留まらず、全町にわたって人権擁護の推進に当たっていただきますよう要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（松田規久夫議員） 以上で、神田栄治議員の一般質問を終わります。

これをもって、一般質問を終わります。

日程第5. 議案第66号

日程第6. 議案第67号

日程第 7. 議案第 68 号

日程第 8. 議案第 69 号

日程第 9. 議案第 70 号

日程第 10. 議案第 71 号

日程第 11. 議案第 72 号

日程第 12. 議案第 73 号

○議長（松田規久夫議員） 日程第 5、議案第 66 号令和 4 年度田布施町一般会計補正予算（第 7 号）議定についてから日程第 12、議案第 73 号田布施町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてまで、8 件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、本日提出いたしました 8 議案の概要について、御説明を申し上げます。

議案第 66 号は、田布施町一般会計補正予算（第 7 号）でございます。

まず、歳入の主な内容でございますが、地方特例交付金は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の計上により、増額補正でございます。

次に、国庫支出金は、私立幼稚園に対する施設型給付費に係る子どものための教育・保育給付交付金の増、児童手当交付金の増などにより、増額補正でございます。

次に、県支出金は、水産物供給基盤機能保全事業費の増や、農地災害復旧事業の計上などにより、増額補正でございます。

次に、財産収入は、田布施町社会福祉協議会と波野住宅跡地などへの土地売払いにより、増額補正でございます。

繰入金は、収支調整として財政基金繰入金を増額補正といたしております。

最後に、町債でございますが、防災拠点等整備事業債、災害復旧事業債の増などにより、増額補正でございます。

次に、歳出の主な内容でございますが、各費目において、電力価格の高騰等に伴い、庁舎や学校など町有施設の電気料を増額補正といたしております。

その総額は、約 1,710 万円となっております。こうした大規模な補正を行うということもございますので、今後、節電対策に一層取り組むことといたしております。

次に、総務費は、防災公園駐車場等整備事業費が増となりましたが、新型コロナ地域支援対策費

において、事業費の減を見込み、全体としては減額補正でございます。

民生費は、後期高齢者医療広域連合に対する療養給付費の前年度精算負担金の計上、私立幼稚園に対する施設型給付費の増などにより、増額補正でございます。

衛生費は、電力価格の高騰等に伴う、周東環境衛生組合負担金及び田布施・平生水道企業団補助金の増などにより、増額補正でございます。

農林水産業費は、尾津漁港機能保全事業費の増などにより、増額補正でございます。

災害復旧費は、農地災害復旧事業費の計上により、増額補正でございます。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ9,006万円を増額補正し、予算総額を79億3,094万7,000円とするものでございます。

次に、議案第67号、68号は、特別会計に係る補正予算でございます。

議案第67号は、田布施町下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

主な補正内容は、整備費の増額補正でございます。

議案第68号は、田布施町介護保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

主な補正内容は、総務費と地域支援事業費の調整でございます。

以上が、予算関係議案であり、引き続き、条例その他の案件について御説明を申し上げます。

議案第69号は、田布施町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてでございます。

これは、国や地方公共団体等の個人情報保護制度の一元化を図るため、令和3年5月に制定された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の規定により改正される「個人情報の保護に関する法律」の適用を、令和5年4月1日から受けることに伴いまして、その施行に必要となる規定を定めた条例を制定するものでございます。また、個人情報保護制度の一元化に伴いまして、法律の規定と重複する事項を定めている「田布施町個人情報保護条例」等の廃止を併せて行うものでございます。

次に、議案第70号は、田布施町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてでございます。

これは、議案第69号と同様に、個人情報保護制度の一元化に伴いまして、現在、本町が設置している「田布施町情報公開・個人情報保護審査会」を廃止し、新たに、令和5年4月1日から、個人情報の保護に関する法律の規定により行われる開示決定等に係る不服審査請求諮問に関する答申を行う附属機関として、改めて同審査会を設置するものでございます。

次に、議案第71号は、田布施町職員の定年等に関する条例の一部改正についてでございます。

これは、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行され、令和5年度から

令和13年度にかけて、定年年齢が段階的に引き上げられることに伴い、所要の改正を行うものがございます。

主な内容としては、定年年齢の引上げ方法、管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短縮時間制の導入、経過措置としての暫定再任用制度についてで規定するものがございます。

次に、議案第72号は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

これは、定年の引上げに伴い、関係条例の整備を行うものがございます。

主な内容としては、60歳に達した職員の給料月額を7割水準とすることや、管理監督職務勤務上限年齢による降任等に伴う特例措置としての7割保障等について「田布施町職員の給与に関する条例」の一部改正を行うものや、関係条例において、定年前再任用短時間勤務制等の導入に伴う条や文言の整備等を行うもの、また、経過措置として暫定再任用制度に係る規定を設けるものがございます。

次に、議案第73号は、田布施町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてでございます。

現在、田布施町下水道条例において、本町の公共下水道の設置、管理及び使用について定めておりますが、地方公営企業法を令和5年4月1日から適用されることに伴い、新たに田布施町下水道事業の設置等に関する条例を制定し、併せて関係条例における所要の改正を行うものがございます。

以上、本日御提案申し上げました議案8件について、その概要をご説明いたしましたでしたが、詳細につきましては、御質問に応じ、私及び関係参与から説明いたしますので、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（松田規久夫議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第66号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第67号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第68号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第69号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第70号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第71号、質疑はありませんか。國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 定年等に関する条例の一部改正なんですけど、以前、9月議会ですかね、あのときに資料を頂いたんですいね。ほいで今回、また付託しますいね。そのときに、その資料を事前に読んで持ってきてから、そのあれに、まあ説明されるのか、それとも、また同じような資料をその場に持ってきて説明されるのか、その辺、ちょっとお聞かせください。

○議長（松田規久夫議員） 山田総務課長。

○総務課長（山田 浩君） お手元のほうにこれを配付している、水色の表紙で、委員会等事前配付資料っていうものをお配りしていると思いますけれども、こちらのほうで説明等はさせていただきます。（「これ、皆さん持っていらっしゃいますかね」「持ってきてない。そうですか」「両方の委員会に配ります。事前資料としてお渡しします」と呼ぶ者あり）

○議員（9番 國本 悦郎議員） 分かりました。前に配ったのを。はい。それを見てからやるんか、それとも改めてそういった資料を出されるんかというのが聞きたかったんです。

○議長（松田規久夫議員） 副町長。

○副町長（川添 俊樹君） すみません、事前に配付されていると思っていましたけど、青い表紙と黄色い表紙で両方の委員会に配るように、この後、配られるそうなので、その資料を基に説明させていただきます。（「常任委員会するとき」「委員会するとき」「委員会の初めに出します」と呼ぶ者あり）委員会の初めに出すみたいです。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 分かりました。

○議長（松田規久夫議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第72号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第73号、質疑はありませんか。國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 先ほどと一緒に、下水道の会計についても以前説明があったですね。じゃけえ、これも出すっていうことですね、改めて。

○副町長（川添 俊樹君） はい。資料として入っています。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 下水道のほうは特別会計から水道企業団と同じような様式に会計が変わるっていうふうに聞いております。で、水道企業団のほうは月例出納検査をしてないですね。こちらのほうは、そういったのはどうなるんです。

○副町長（川添 俊樹君） すみません。詳しいことはちょっと分かりません。申し訳ございません。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） 後ほど説明があるということですが、1点だけ。公営企業法が全部適用になるんですかね、一部適用になるのか、ちょっとそこだけ。

○議長（松田規久夫議員） 田中課長。

○建設課長（田中 和彦君） 一部適用でございます。

○議員（11番 神田 栄治議員） じゃあ、財務規則のところだけを複式簿記でやるというのが、一部適用でよろしかったですかね。

○議長（松田規久夫議員） 田中課長。

○建設課長（田中 和彦君） そのとおりでございます。

○議員（11番 神田 栄治議員） はい。ありがとうございました。

○議長（松田規久夫議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第66号から議案第73号までの8件は、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

○議長（松田規久夫議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

（ベル）

午後6時09分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 松田規久夫

署名議員 瀬石 公夫

署名議員 西本 篤史

令和4年 第10回(定例) 田 布 施 町 議 会 会 議 録 (第2日)

令和4年12月16日(金曜日)

議事日程(第2号)

令和4年12月16日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第66号
令和4年度田布施町一般会計補正予算(第7号)議定について(委員長報告)
- 日程第3 議案第67号
令和4年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第3号)議定について
(委員長報告)
- 日程第4 議案第68号
令和4年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第3号)議定について
(委員長報告)
- 日程第5 議案第69号
田布施町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について(委員長報告)
- 日程第6 議案第70号
田布施町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について(委員長報告)
- 日程第7 議案第71号
田布施町職員の定年等に関する条例の一部改正について(委員長報告)
- 日程第8 議案第72号
地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
の制定について(委員長報告)
- 日程第9 議案第73号
田布施町下水道事業の設置等に関する条例の制定について(委員長報告)
- 日程第10 議案第74号
副町長の選任について
- 日程第11 閉会中の継続調査(特定事件)について
- 日程第12 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第66号
令和4年度田布施町一般会計補正予算（第7号）議定について（委員長報告）
- 日程第3 議案第67号
令和4年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定について
（委員長報告）
- 日程第4 議案第68号
令和4年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定について
（委員長報告）
- 日程第5 議案第69号
田布施町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について（委員長報告）
- 日程第6 議案第70号
田布施町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について（委員長報告）
- 日程第7 議案第71号
田布施町職員の定年等に関する条例の一部改正について（委員長報告）
- 日程第8 議案第72号
地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
の制定について（委員長報告）
- 日程第9 議案第73号
田布施町下水道事業の設置等に関する条例の制定について（委員長報告）
- 日程第10 議案第74号
副町長の選任について
- 日程第11 閉会中の継続調査（特定事件）について
- 日程第12 議員派遣について

出席議員（12名）

1番 南 一成議員 2番 内山 昌晃議員

3番	河内 賀寿議員	4番	伊村 渉議員
5番	落合 祥二議員	6番	谷村 善彦議員
7番	西本 篤史議員	8番	瀬石 公夫議員
9番	國本 悦郎議員	10番	高月 義夫議員
11番	神田 栄治議員	12番	松田規久夫議員

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	増原 慎一君	書記	有吉 純一君
------	--------	----	--------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	山田 浩君
企画財政課長	森 清君	税 務 課 長	藤本 直樹君
経 済 課 長	山中 浩徳君	建 設 課 長	田中 和彦君
町民福祉課長	坂本 哲夫君	健康保険課長	吉村 明夫君
会 計 室 長	江良 和美君	学校教育課長補佐	河本 昭君
社会教育課長	長谷 満晴君	総 務 課 主 幹	堀 昌子君
建 設 課 技 幹	吉藤 功治君	健康保険課主幹	西本 恵子君
社会教育課主幹	氏下 孝二君		

午前9時00分開議

(ベル)

○議長（松田規久夫議員） 令和4年第10回田布施町議会定例会、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（松田規久夫議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、國本悦郎議員、高月義夫議員を指名します。

日程第2. 議案第66号

日程第3. 議案第67号

日程第4. 議案第68号

日程第5. 議案第69号

日程第6. 議案第70号

日程第7. 議案第71号

日程第8. 議案第72号

日程第9. 議案第73号

○議長（松田規久夫議員） 日程第2、議案第66号令和4年度田布施町一般会計補正予算（第7号）議定についてから、日程第9、議案第73号田布施町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてまで、8件を一括議題とします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。西本総務文教委員長。

○総務文教委員長（西本 篤史議員） それでは、総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る12月8日の本会議において、当委員会に付託されました議案第66号及び議案第69号から議案第72号の議案5件について、12月14日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案5件につきましては、執行部に説明を求め、質疑・採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、議案第66号及び議案第69号から議案第72号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告とします。

○議長（松田規久夫議員） 次に、神田経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（神田 栄治議員） 経済厚生委員会の報告を申し上げます。

去る12月8日の本会議において、当委員会に付託されました議案第66号から議案第68号及び議案第73号の議案4件について、12月12日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案4件につきましては、執行部に説明を求め、質疑・採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告とします。

○議長（松田規久夫議員） これから、各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第66号から議案第73号まで、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第66号令和4年度田布施町一般会計補正予算（第7号）議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号令和4年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第67号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号令和4年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第68号は委員長の報告のとおり可決さ

れました。

次に、議案第69号田布施町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号田布施町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第70号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号田布施町職員の定年等に関する条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第72号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号田布施町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第73号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10. 議案第74号

○議長（松田規久夫議員） 次に、日程第10、議案第74号副町長の選任についてを議題とします。

川添副町長には、本案の審議が終了するまで退席を求めます。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、本日提出いたしました追加議案の提案理由を御説明申し上げます。

議案第74号は、副町長の選任についてでございます。

本案は、川添俊樹副町長の任期が本年12月31日をもって満了することに伴いまして、引き続き同氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

皆様よく御承知のとおり、川添氏は昭和58年4月に入庁し、平成21年4月から9年間、建設課長、町民福祉課長として、また、平成31年1月からは4年間、副町長として要職を務めてもらいました。同氏は、人望も厚く、本町の行財政に最も精通していることから、副町長として最適任と考え、御提案するものでございます。

よろしく御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。提案理由といたします。よろしく願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第74号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第74号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。議案第74号、討論はありますか。國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 川添氏の副町長選任の第74号の本議案に反対の立場で討論に立ちます。

さきの町長選で、山口県弁護士会から人権侵害で勧告を受けたものの、対抗馬が出なかったために、町の職員出身の現東町長は選挙で町民の審判を受けることなく、2期続けて無投票当選しました。

そして、今回も元同僚で気心の知れた町職員出身の川添副町長を次期の副町長に選任する案を提出

しました。副町長も議会で選任ということになりますので、選挙で町民の審判を受けることはありません。

前期の町長・副町長コンビの4年間を振り返りますと、本来なら通常の人権感覚を持っていれば起こり得ないような、田布施町を貶めるようないろんな出来事が頭に浮かびます。

未登記による課税ミス過去の返還と還付を葬り去るような隠蔽を3月時点では図ろうとしています。私に内部告発をしましたから、それができませんでした。

人事評価方法の逸脱もあるのに、前代未聞の人事評価のゼロ評価を、本来なら二次評価の段階でチェックして突っ返すべき副町長はD判定し、さらに町長は追認しています。副町長は、初めの私のゼロ評価の一般質問時にははねつけ、パワハラ案件の質問後にはそれを認めてゼロ評価を撤回しています。何か一貫性がありません。初期の段階でチェック機能を働かせず、該当職員の名誉感情を著しく損傷しています。

昼部屋への日常的な動線から外れた単独室勤務は隔離の程度が著しいし、終日勤務だと心身の健康に支障を来すような劣悪な環境であるにもかかわらず、申立人への嫌悪に基づき、地位的・人間関係的に隔離する意図を持ってなされたと推認せざるを得ない。これは、弁護士会が書いていることです。人権擁護委員会がそういったように指摘するほどの劣悪な労働環境に置いてきた人事異動を、副町長は黙認しています。人権感覚がある副町長だったら、それをチェックして別の対応ができたはず。どうも町長と同じように、この職員には嫌悪の感情を持っているように感じます。

それに加えて、パワハラ問題では600件以上もよこされたという抗議のメールや電話に、被パワハラ職員の人格非難で部下が対応したことを放置し、自分が表に出て收拾しようとはしていません。学校での管理職のいじめ対応とは大違いです。

事務執行状況概要には、前年度まで書いていた町には都合の悪いことは書かないようにしています。私が質問しなければ、そのままやり過ごしていたかもしれませんし、来年度も隠蔽するかもしれません。

町民の意見を集中するのに好都合だった町と連合自治会との意見交換会の議事録を公開しないようにしています。何か町の都合の悪いことが、そういった場で暴露されるからなのかと勘ぐりたくなります。

コロナ禍を理由に行事中止や社会・教育施設の閉館など、他の市町と比べると、規制してでも実行しようとしないう、ゼロか1かの中間のない事なかれ主義になっています。

PDC Aサイクルが働かないで、前例主義が多くなり、それに異を唱えたら、他の職員には見せしめのように、嫌悪の感情で報復人事が行われてきたように感じます。これは、町民のために働きたい

と願っている職員には大きな足かせとなります。

そういったように、2人とも職員出身だからか、田布施町役場の表も裏も知り尽くし、町民の利益を優先するのではなく、まずは組織の防衛本能が働くのか、パワハラ問題以後、町や町長の都合の悪いことは隠蔽することに腐心しているように感じます。

この間の動きを見ますと、役場に抗議のメールや電話が来て炎上しないようにすることが、再発防止だと勘違いしているようにも見受けられます。

今回の副町長の選任では、2期も無投票で町民の審判を受けなく、人権侵害で勧告を受けた何かと批判のある町長には、町民の利益の立場で外部から厳しくチェックできる人を登用してもらいたいという思いを述べ、川添副町長の選任に反対する討論を終えます。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員の反対討論が終わりました。

ほかに討論はありませんか。賛成討論ですね、西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） それでは、副町長再任についての賛成討論を行います。

川添副町長は、4年間、町長の補佐役として大変尽力されてまいりました。また、地方創生、まちづくり、財政健全化など、田布施町をよくするために心より尽力されてきたことを思うと、再任は妥当と私は思っております。皆さま方の賛成をよろしくお願いいたします。

以上で、賛成討論を終わります。

○議長（松田規久夫議員） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第74号副町長の選任についてを採決します。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立多数です。したがって、議案第74号は同意することに決定しました。

日程第11. 閉会中の継続調査について

○議長（松田規久夫議員） 次に、日程第11、閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会広報委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり特定事件の調査事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 1 2. 議員派遣について

○議長（松田規久夫議員） 日程第 1 2、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第 1 2 2 条の規定により、お手元に配付しました議員派遣についてのとおり、議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 異議なしと認めます。よって、ただいまのとおり議員派遣をすることに決定しました。

お諮りします。ただいま議員派遣は決定されましたが、後日、日程等の変更がある場合は、変更の決定について議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 異議なしと認めます。よって、日程等の変更の決定は議長に委任されました。

○議長（松田規久夫議員） これで、本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。令和 4 年第 1 0 回田布施町議会定例会を閉会します。

（ベル）

午前 9 時 2 5 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 松田規久夫

署名議員 國本 悦郎

署名議員 高月 義夫